

# 北本市文化財保存活用地域計画

令和8年7月認定

北本市教育委員会

## 例 言

- 1 本計画は、文化財保護法第 183 条の 3 に基づき、北本市教育委員会が作成した文化財保存活用地域計画である。
- 2 本計画は文化庁の文化芸術振興費補助金(地域文化財総合活用推進事業)の補助を受け、令和 6 年度から令和 8 年度の 3 か年で作成した。
- 3 本計画は、北本市文化財保存活用地域計画策定協議会(令和 6 年度・令和 7 年度)を組織して作成した。
- 4 本計画は「第六次北本市総合振興計画」および「第 3 期北本市教育振興基本計画」を上位計画として位置づけ、その他の関係計画との整合を図った。
- 5 本計画の作成にあたっては、埼玉県文化財保存活用大綱を勘案した。
- 6 本計画にかかる北本市の関係部局は、庁内連絡会を組織し、その作成に関する連絡調整や会議を行った。
- 7 本計画にかかる執筆は文化庁、埼玉県教育委員会、北本市文化財保存活用地域計画策定協議会の指導・助言のもと、磯野治司(北本市教育委員会教育部参事)が、編集および庶務は大平洋佑(同文化財保護課長)が行った。
- 8 計画の作成にあたっては、国際文化財株式会社の業務支援を受けた。



# 北本市文化財保存活用地域計画

## 目 次

はじめに

例言

|                              |    |
|------------------------------|----|
| 序 章                          | 1  |
| 第1節 計画作成の背景と目的               | 1  |
| 第2節 計画期間                     | 2  |
| 第3節 地域計画の位置づけ                | 2  |
| (1) 「第六次北本市総合振興計画」           | 2  |
| (2) 「第3期北本市教育振興基本計画」         | 3  |
| (3) 「第四次北本市生涯学習推進計画」         | 4  |
| (4) 「第三次北本市環境基本計画」           | 4  |
| (5) 「北本市都市計画マスタープラン」         | 4  |
| (6) 「北本市緑の基本計画(改訂版)」         | 5  |
| (7) 「北本市地域防災計画」(令和6年3月19日修正) | 5  |
| (8) 「埼玉県文化財保存活用大綱」           | 6  |
| 第4節 地域計画における文化財の定義           | 6  |
| 第1章 北本市の概要                   | 8  |
| 第1節 自然的・地理的環境                | 8  |
| (1) 位置・地勢                    | 8  |
| (2) 自治体の沿革                   | 8  |
| (3) 地形・地質・水系                 | 9  |
| (4) 気候                       | 11 |
| (5) 生態系                      | 11 |
| 第2節 社会的状況                    | 13 |
| (1) 人口                       | 13 |
| (2) 産業                       | 14 |
| (3) 土地利用                     | 15 |
| (4) 交通                       | 15 |
| (5) 文化財関連施設                  | 16 |



|                              |    |
|------------------------------|----|
| 第3節 歴史的背景                    | 17 |
| (1) 原始                       | 17 |
| (2) 古代                       | 18 |
| (3) 中世                       | 20 |
| (4) 近世                       | 22 |
| (5) 近代                       | 24 |
| (6) 現代                       | 28 |
| 第2章 北本市の文化財の概要               | 30 |
| 第1節 指定文化財の概要                 | 30 |
| (1)有形文化財                     | 31 |
| (2)民俗文化財                     | 35 |
| (3)記念物                       | 37 |
| 第2節 未指定文化財の概要                | 38 |
| (1)有形文化財                     | 38 |
| (2)民俗文化財                     | 43 |
| (3)記念物                       | 44 |
| (4)文化的景観                     | 45 |
| (5)埋蔵文化財包蔵地                  | 46 |
| 第3節 地域文化資源の概要                | 46 |
| 第4節 関連する制度                   | 47 |
| (1)県選定重要遺跡                   | 47 |
| (2)緑のトラスト保全地                 | 47 |
| 第3章 北本市の歴史文化の特性              | 48 |
| 第1節 歴史文化の概要                  | 48 |
| 第2節 歴史文化の特性                  | 49 |
| 第4章 文化財の調査と把握状況              | 52 |
| 第1節 これまでの調査と成果               | 52 |
| (1) 北本市による調査の成果と刊行物          | 53 |
| (2) 埼玉県による調査の成果と刊行物          | 56 |
| (3) 研究者・市民団体・市民等による調査の成果と刊行物 | 58 |
| 第2節 文化財の把握状況                 | 59 |

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| 第5章 文化財の保存・活用に関する将来像             | 61 |
| 第1節 文化財の将来像の設定に向けた調査             | 61 |
| (1) 市内小学生の「地域の宝物調べ」について          | 61 |
| (2) 文化財の「市民意識アンケート」について          | 62 |
| (3) 北本の文化財、地域資源・文化のワークショップ       | 62 |
| (4) 文化財魅力再発見ツアー・ワークショップ          | 63 |
| 第2節 文化財の保存・活用の将来像                | 63 |
| 第3節 文化財の保存・活用の方向性                | 65 |
| (1) 方向性1 歴史文化を調べる・明らかにする(調査)     | 65 |
| (2) 方向性2 歴史文化を守る・つなげる(継承)        | 65 |
| (3) 方向性3 歴史文化を学ぶ・広める(発信)         | 65 |
| (4) 方向性4 歴史文化を活かす・創造する(活用)       | 66 |
| 第6章 文化財の保存・活用に関する課題・方針           | 67 |
| 第1節 文化財の保存・活用に関する課題              | 67 |
| (1) 方向性1「歴史文化を調べる・明らかにする(調査)」の課題 | 67 |
| (2) 方向性2「歴史文化を守る・つなげる(継承)」の課題    | 68 |
| (3) 方向性3「歴史文化を学ぶ・広める(発信)」の課題     | 69 |
| (4) 方向性4「歴史文化を活かす・創造する(活用)」の課題   | 70 |
| 第2節 文化財の保存・活用に関する方針              | 71 |
| (1) 方向性1「歴史文化を調べる・明らかにする(調査)」の方針 | 71 |
| (2) 方向性2「歴史文化を守る・つなげる(継承)」の方針    | 71 |
| (3) 方向性3「歴史文化を学ぶ・広める(発信)」の方針     | 72 |
| (4) 方向性4「歴史文化を活かす・創造する(活用)」の方針   | 72 |
| 第7章 文化財の保存・活用に関する事業              | 75 |
| 第1節 文化財の保存・活用に関する事業              | 75 |
| (1) 歴史文化を調べる・明らかにする(調査)          | 75 |
| (2) 歴史文化を守る・つなげる(継承)             | 77 |
| (3) 歴史文化を学ぶ・広める(発信)              | 79 |
| (4) 歴史文化を活かす・創造する(活用)            | 81 |

|                                  |     |
|----------------------------------|-----|
| 第8章 関連文化財群の保存・活用                 | 82  |
| 第1節 関連文化財群の設定と目的                 | 82  |
| 第2節 各関連文化財群の構成と課題・方針・事業          | 83  |
| (1) 関連文化財群1 デーノタメの杜と水が支えた縄文の歴史文化 | 83  |
| (2) 関連文化財群2 武士の館と謙信がやってきた城の歴史文化  | 86  |
| (3) 関連文化財群3 戦国武将が駆け抜けた岩付街道の歴史文化  | 90  |
| (4) 関連文化財群4 旅人が一休みした中山道の歴史文化     | 94  |
| (5) 関連文化財群5 荒川の舟運と河岸場の歴史文化       | 96  |
| (6) 関連文化財群6 宮岡地区の信仰と伝説の歴史文化      | 99  |
| (7) 関連文化財群7 市域のまつりと芸能の歴史文化       | 103 |
| 第9章 文化財保存活用区域の保存・活用              | 107 |
| 第1節 文化財保存活用区域の設定と目的              | 107 |
| 第2節 各文化財保存活用区域の構成と課題・方針・事業       | 108 |
| (1) 文化財保存活用区域1 北袋の谷津             | 108 |
| (2) 文化財保存活用区域2 下沼田んぼ             | 111 |
| (3) 文化財保存活用区域3 高尾カタクリ自生地         | 114 |
| 第10章 文化財の防災・防犯                   | 118 |
| 第1節 文化財の防災・防犯に関する課題              | 118 |
| (1) 想定される災害                      | 118 |
| (2) 文化財の防災・防犯の現状                 | 119 |
| (3) 文化財の防災・防犯の課題                 | 120 |
| 第2節 文化財の防災・防犯に関する方針              | 120 |
| 第3節 文化財の防災・防犯に関する事業              | 121 |
| (1) 文化財の保存施設などの整備                | 121 |
| (2) 防災・防犯意識の向上                   | 122 |
| (3) 防災・防犯体制の整備                   | 122 |
| (4) 文化財レスキュー体制の整備                | 122 |
| 第4節 災害発生時の対応                     | 123 |
| (1) 災害発生後の対応                     | 123 |
| (2) 復旧活動の準備と実施                   | 123 |

|                       |     |
|-----------------------|-----|
| 第 11 章 文化財の保存・活用の推進体制 | 125 |
| 第1節 推進体制の方向性          | 125 |
| (1) 行政                | 125 |
| (2) 所有者・市民            | 126 |
| (3) 団体                | 126 |
| (4) 専門家               | 126 |
| 第2節 今後の取組み            | 127 |

#### 【巻末資料】

- 1-1 文化財保存活用地域計画協議会設置要綱
- 2-1 北本市文化財保存活用地域計画策定協議会委員名簿
- 2-2 文化財保存活用地域計画庁内調整委員会委員名簿
- 3-1 北本市指定文化財一覧
- 4-1 小学生の地域の宝物調べ
- 4-2 北本の文化財保護に関する SNS アンケート調査
- 4-3「北本の自然と歴史を詩う会」ワークショップの結果
- 4-4「文化財魅力再発見ツアー」市民ワークショップの結果
- 5-1表紙イラストマップの説明



# 序 章

## 第 1 節 計画作成の背景と目的

本市は、昭和 18 年(1943)に当時の中丸村と石戸村が合併した北本宿村を前身とします。その後、昭和 34 年(1959)の町制施行時に北本町となり、昭和 46 年(1971)の市制施行によって現在の北本市が誕生しました。市の面積は 19.82 km<sup>2</sup>、総人口が約 6 万 5 千人のコンパクトな市で、令和 3 年(2021)に市制 50 周年を迎えました。

令和 8 年(2026)現在、市域には国指定文化財 2 件、県指定文化財 2 件、市指定文化財 53 件の指定文化財が所在し、保存・活用を図ってきました。また、開発の進む県の南部にありながら、雑木林や谷津などの里山が残るまちとして評価され、これらの自然を活かした北本自然観察公園や高尾宮岡ふるさとの緑の景観地等が整備されています。中でも、令和 6 年度に国の史跡に指定されたデーノタメ遺跡は、約 6ha に森と草地が広がり、5 千年前の縄文時代のくらしを現代に伝える文化遺産として象徴的なものです。

バブルの崩壊以降、全国的な少子高齢化と人口減少の波は、文化財をはじめとする地域資源を守り伝える後継者や担い手の減少を招き、これらを適切に未来へ継承していくことが困難な時代となってきました。東京都心から 45 km 圏に位置し、住宅都市として人口が急増してきた本市も、平成 16 年(2004)をピークに人口が減少し続けています。さらに、核家族化や単独世帯の増加といった社会状況とライフスタイルの変化によって、郷土芸能など民俗文化財の存続、および個人所有の有形文化財の保存管理が困難になってきました。

こうした状況を受け、国は平成 30 年(2018)に文化財保護法を改正し、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域総がかりで、その継承に取り組んでいくことが重要であるとなりました。このため、都道府県はそのための大綱を策定できること、市町村は地域の文化財を保存・活用するための総合計画を作成し、文化庁の認定を受けることができることを規定しています。

令和元年(2019)以降のコロナ禍は、市民生活や価値観に大きな影響を与え、現在は多くの市民が市域のフィールドに足を運び、里山の自然的、歴史的な空間を散策するという風景が日常的なものとなりつつあります。市民が文化財に親しみ、関心を高める好機と捉えられます。また、今後予定されている市の西部を縦断する都市計画道路の建設は、交通の利便性を大きく高める一方、開発による周辺環境への影響が懸念される状況です。

そこで、本市は文化財をはじめとする歴史文化の価値と魅力を多くの市民と共有し、文化財に愛着をもつ市民に支えられたまちづくりにつなげ、文化財を将来に向けて持続的に継承することを目的として、文化財保護法第 183 条の 3 に基づき「北本市文化財保存活用地域計画」(以下、「地域計画」という)を作成しました。

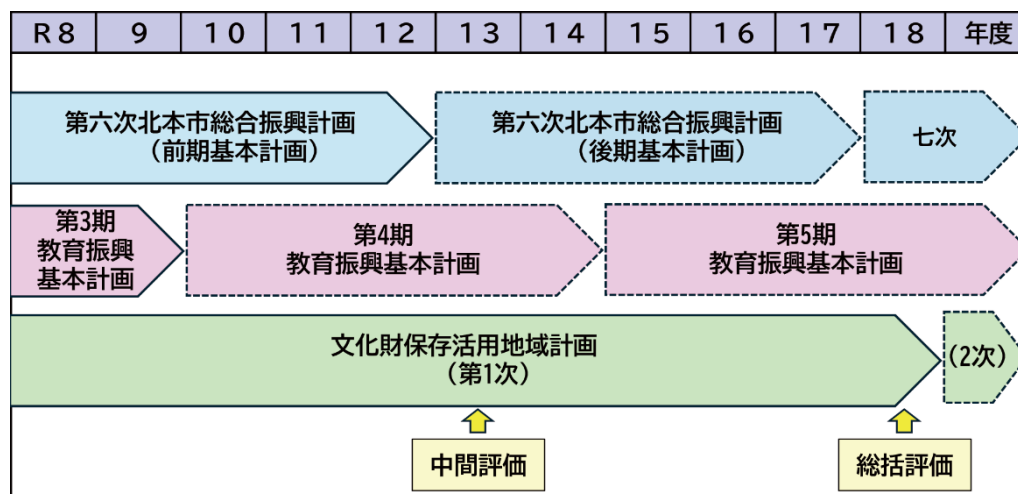


## 第2節 計画期間

地域計画の計画期間は、令和8年度(2026年度)から令和18年度(2036年度)までの11年間とします。この期間は「第六次北本市総合振興計画」(令和8年4月から令和18年3月)の期間と並行しており、同計画が前期基本計画(令和8年4月から同13年3月)から後期基本計画(令和13年4月から同18年3月)の移行期に見直しを図られることから、令和13年度に上位計画との整合性および計画の進捗状況などを、北本市文化財保存活用地域計画推進協議会(仮称)において評価します。

また、見直した際、①計画期間の変更、②市域の文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更、③地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更を行う場合は、文化庁長官の変更の認定を受けることとします。

なお、その他の軽微な計画の変更を行った場合は、文化庁および県へ情報提供します。



計画期間

## 第3節 地域計画の位置づけ

地域計画の作成にあたって、「北本市総合振興計画」を上位計画とし、「北本市教育振興基本計画」をはじめとする各関連計画との整合を図り、「埼玉県文化財保存活用大綱」を勘案して作成しました。上位計画および各関連計画における文化財の位置づけ、方針は以下のとおりです。

### (1)「第六次北本市総合振興計画」

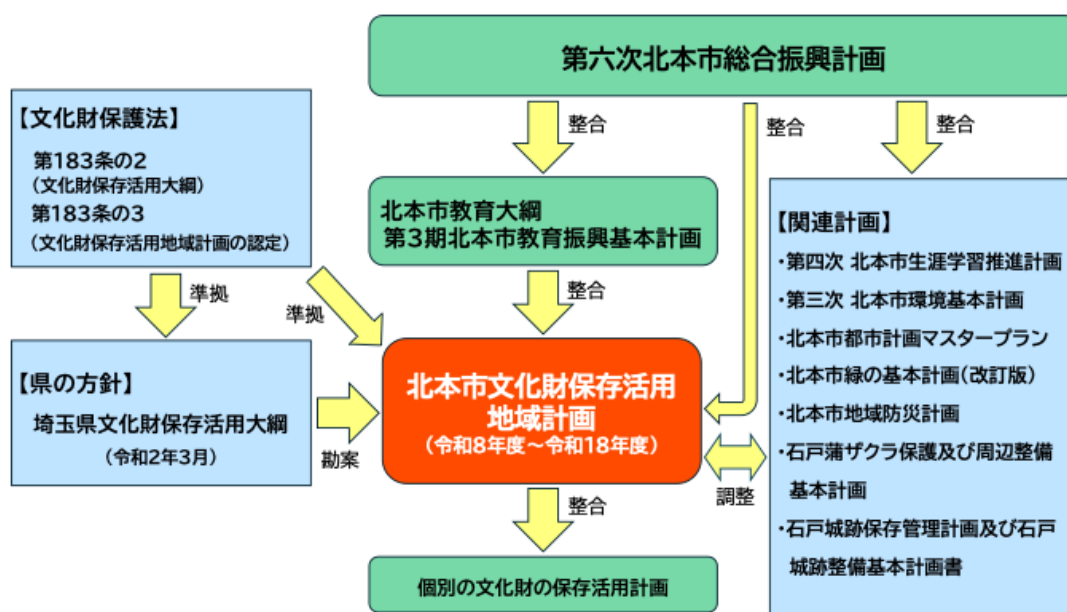
策定年月：令和8年(2026)3月

計画期間：令和8～17年度(2026～2035年度)

本計画は、本市の最上位計画として、まちづくりの方向性を示すもので、北本市自治基本条

例に基づいて策定したものです。将来都市像はこれまでの計画を継承して「緑にかこまれた健康な文化都市」とし、基本理念を「みんなの力で築く、誰にとってもやさしいまちづくり」と定めて将来都市像の実現に取り組むとしています。

政策の6つの柱のうち、「政策4 活力あふれるまち」に「施策4-4 文化財の保存・活用」を位置づけ、貴重な文化財の調査・研究・保存を進めるとともに、魅力ある文化財を活用し、地域の歴史や自然、文化を学ぶことができる環境を整備すること、郷土芸能の継承に努めるとしています。中でも、デーノタメ遺跡が国指定史跡となったことを受け、史跡の保存活用計画の作成を基本事業に位置づけ、史跡の公有地化と公園整備を課題としています。



計画の位置づけ

## (2)「第3期北本市教育振興基本計画」

策定年月:令和5年(2023)2月

計画期間:令和5～9年度(2023～2027年度)

本計画の基本理念は、未来を切り拓いていく人間を育成する観点から「共に学び 未来を拓く 北本の教育」としています。これを実現するための6つの基本目標のうち、基本目標VIに「文化財保護の推進」を位置づけています。この中で4つの施策をかけた、「施策1 文化財保護の調査と研究」で、未指定文化財の把握と重要遺跡の調査と保存に取り組むこと、「施策2 文化財の保存と管理」で、新たな保管・整理の施設を確保し、分散している民俗資料を一元管理すること、「施策3 文化財の啓発と活用」で、インターネットによる情報発信や文化財の積極的な公開、小中学校への出張授業やシンポジウムの開催に努めること、「施策4 郷土芸能の継承と支



援」で、郷土芸能の存続が危ぶまれる中、芸能団体と後継者育成の支援、芸能の記録、郷土芸能大会の継続などに努めることとしています。

### (3)「第四次北本市生涯学習推進計画」

策定年月：令和 6 年(2024)3 月

計画期間：令和 6～15 年度(2024～2033 年度)

本計画は、施策の大綱に「市内全域を学びの場とするまちづくりの推進」を掲げ、第 3 章の施策の体系図において、「5 文化財の保護・活用」を位置づけています。第 4 章はこれを受け、「(1)文化財の保護・継承」で、ア 文化財保護意識の啓発、イ 指定文化財の保存・管理、ウ 文化財の調査・研究、エ 文化財の収集・保存、オ 市史資料の収集・整理、カ 伝統文化の保存と継承を記載、「(2)文化財の活用」で、ア 郷土資料館の検討、イ 重要遺跡の整備・活用、ウ 文化財を活用した学習支援を位置づけています。

また、本計画の進捗と成果を示す数値目標として、「市指定文化財数」と「小中学校学習支援講座数」を掲げています。

### (4)「第三次北本市環境基本計画」

策定年月：令和 8 年(2026)3 月

計画期間：令和 8～17 年度(2026～2035 年度)

本計画は、本市の望ましい環境像を「緑豊かな自然と共生する持続可能なまち・北本」とし、長期的な目標として、目標 1「自然に学び、恵みを楽しみ・活かすまち」、目標 2「資源やエネルギーを大切に利用し、環境にやさしい暮らしをつくるまち」、目標 3「一人ひとりが環境を意識し、環境の輪(わ)をつくり 広げるまち」を掲げています。また、第 6 章「計画で重点的に進めていく取組」の「2 協働プロジェクトの推進」のうち、「I-(8)身近な自然の恵みを暮らしに活かす」において「デーノタメ遺跡などの遺跡・歴史文化資源と地域の自然・食との関わりなど、自然との共生の歴史・文化を学び、暮らしやまちづくりに生かします。」と記載しています。

### (5)「北本市都市計画マスタープラン」

改訂年月：令和 8 年(2026)3 月

本計画は、前述の「総合振興計画」の将来都市像を継承しつつ、都市づくりに関する独自の視点を加え、「緑にかこまれた健康な文化都市～快適な暮らしと活力あるまち 北本～」を市全体の目標として設定しました。計画内では、第 3 章の「3 北本市の将来都市構造」の「(1)拠点」、「③緑の拠点」において、市天然記念物「高尾カタクリ自生地」を含む高尾阿弥陀堂保護地区の周辺エリアを「緑の拠点」として位置づけています。また、「(2)軸」の「①都市軸」で、「中山道の歴史と文化を生かした沿道の景観形成に努め」ること、「②自然軸」で荒川流域軸に多く分布す





る「神社・仏閣等の歴史的資源、湧水地を取り込んで、水と緑、歴史のネットワーク軸」とすることを記載しています。さらに、「(3)エリア」のうち「③環境保全・交流エリア」で、「貴重な歴史的資産である国指定史跡『デーノタメ遺跡』については、その魅力を最大限に活用し、市民と来訪者の憩い・交流の場として環境整備に努め」としています。デーノタメ遺跡は、「北本市将来都市構造図」に表記するとともに、第 4 章「全体構想」の「1 土地利用の方針」、「(4)その他」の「②環境保全・交流地区」に位置づけるほか、「4 公園・緑地等の整備方針」の「(3)自然・都市環境整備の方針」においても「デーノタメ遺跡の保存・活用」を記載しています。

#### (6)「北本市緑の基本計画(改訂版)」

策定年月:平成 29 年(2017)3 月

計画期間:平成 29～令和 10 年度(2017～2028 年度)

本計画は、『緑』をつなぐまちづくり～グリーンネットワーク北本～」を基本理念とし、緑の将来像に「まもる」、「つくる」、「ひろげる」の 3 つを掲げています。「基本目標 1『緑』をまもる」のうち、「基本方針 1 豊かな自然を守り親しみます」の「施策 1-1 公園緑地を保全していきます」は、施策 6 に「緑資源としての文化財の保全」を新規に立項し、石戸蒲ザクラ、デーノタメ遺跡、高尾河岸、多聞寺等の中山道の地域資源などの歴史的・文化的資源の保全を位置づけています。なお、基本目標 1 の「施策 1-2 水辺環境を保全していきます」、「施策 1-3 生物多様性を保全していきます」、および「基本方針 2 盛んな農業を活用して共生します」の「施策 2-1 農地を保全していきます」、「施策 2-2 農業と共生していきます」は、本地域計画との関連性が強いものです。

#### (7)「北本市地域防災計画」(令和 6 年 3 月 19 日修正)

本計画は、「第 2 編 災害予防計画」の「第 1 章 市の防災力の強化」、「第 3 節 生活維持活動のための準備」、「第 8 文教に係る事前対策」において、「3 文化財の事前対策」の項があります。文化財を災害から保護するため、その管理状況を調査し、必要な指導・助言を行うとし、「(1)文化財の現況」、「(2)文化財の収蔵・保管体制の整備」、「(3)防火体制等の整備強化」について記載しています。このうち、(2)で大規模地震に備えるための施設の耐震・免震化、文化財の転倒・落下防止が、(3)で防火対策について、消防本部と連携・協力を徹底するため、「防火体制の整備」、「防火設備の整備強化」、「災害時の緊急的保護体制づくり」、「その他の対策」の具体策を記載しています。

また、「第 3 編 災害応急対策計画」では、「第 1 章 震災応急対策」、「第 3 節 救援期の災害応急対策活動」、「第 7 文教・保育対策」中の、「3 文化財の保護対策」において、市域の文化財等に災害被害が生じた際は、「(1)情報の収集・伝達」、「(2)収蔵・保管施設の応急対策」、「(3)文化財の応急対策」の 3 項目から、迅速かつ適切に措置します。



#### (8)「埼玉県文化財保存活用大綱」

策定年月 令和2年(2020)3月

本大綱は、県域における文化財の保存・活用に関する総合的な施策を記載したもので、すべての県民が地域の文化財等と触れ合う機会を増やし、その価値を知ることによって地域に愛着と誇りを深め、地域社会総がかりで文化財の保存・活用の促進を目指しています。

大綱の構成は、「総論」、「第 1 章 本県の概要と特徴」、「第 2 章 本県文化財を取り巻く課題」、「第 3 章 今後の文化財保存活用に関する考え方」、「第 4 章 文化財の保存活用の目指すべき方向性と取組み」、「第 5 章 文化財等の保存活用の推進のための行政組織等」です。

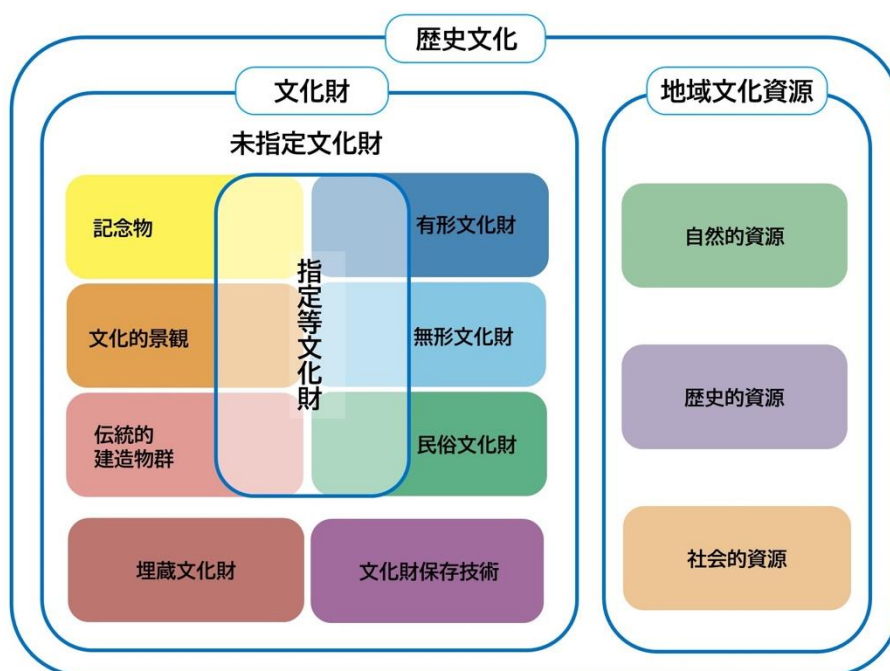
### 第 4 節 地域計画における文化財の定義

本計画で対象とする「文化財」は、文化財保護法第 2 条が定義する有形文化財、無形文化財、民俗文化財、文化的景観、伝統的建造物群の6類型で、国や埼玉県、北本市で指定・登録したもの(指定等文化財という)のほか、保護措置の図られていない未指定文化財も含みます。

このほか、法が規定する土地に埋蔵されている文化財(埋蔵文化財)や文化財を次世代に継承する上で欠かせない文化財の材料製作・修理等の伝統的な保存技術(文化財保存技術)も、幅広く文化財の対象とします。

また、谷津・雑木林などの里山やそこに生息・生育する身近な動物・植物(自然的資源)、伝承や諺・方言(歴史的資源)、地域特有の産業や地名(社会的資源)など、文化財としては捉えにくいものも、文化財を語るうえで欠くことのできない地域文化資源とします。

本計画では、これらの文化財や文化財を取り巻く地域文化資源をあわせて歴史文化として扱います。



文化財の定義



## 第1章

# 北本市の概要

### 第1節 自然的・地理的環境

#### (1)位置・地勢

本市は、埼玉県の中央部やや東寄りに位置し、東京都心から45 km圏内の住宅都市です。東西 6.4 km、南北 6.8 km、面積は 19.82 km<sup>2</sup>で、北は鴻巣市、東から南は桶川市、西は川島町と吉見町に接しています。市役所の位置は、東経 139 度 31 分 48 秒、北緯 36 度 01 分 36 秒で、標高は 25.3m です。



北本市の位置

市の中央部を中山道に沿って JR 高崎線が南北に走っており、北本駅から東京駅までの所要時間は 50 分と都内への通勤圏にあり、沿線に住宅地が広がっています。

#### (2)自治体の沿革

現在の市域は、近世には 14 か村に分かれていました。近世初期に中山道の宿場が置かれていましたが、慶長年間(1596-1615)に鴻巣へ移転したため本宿(元鴻巣)村となり、間宿(あいのしゅく)として役割を果たしました。なお、市域の中山道に休憩所である立場(たてば)が 2 か所設けられ、賑わいました。

明治 22 年(1889)に、東部の 9 か村が合併して中丸村に、西部の 5 か村が合併して石戸村になりました。昭和 3 年(1928)、高崎線の本宿信号場が北本宿駅に昇格すると、駅のすぐ東側を走る中山道を中心に新たな市街地が形成されていきました。

その後、昭和 18 年(1943)に中丸村と石戸村が合併し、新たに北本宿村が誕生しました。いわゆる戦時合併によるものです。本宿の地名に「北」を付した理由は、県南の旧浦和市(現さいたま市)に同音の元宿村が存在したためで、それぞれ「北」と「南」を冠したことによります。

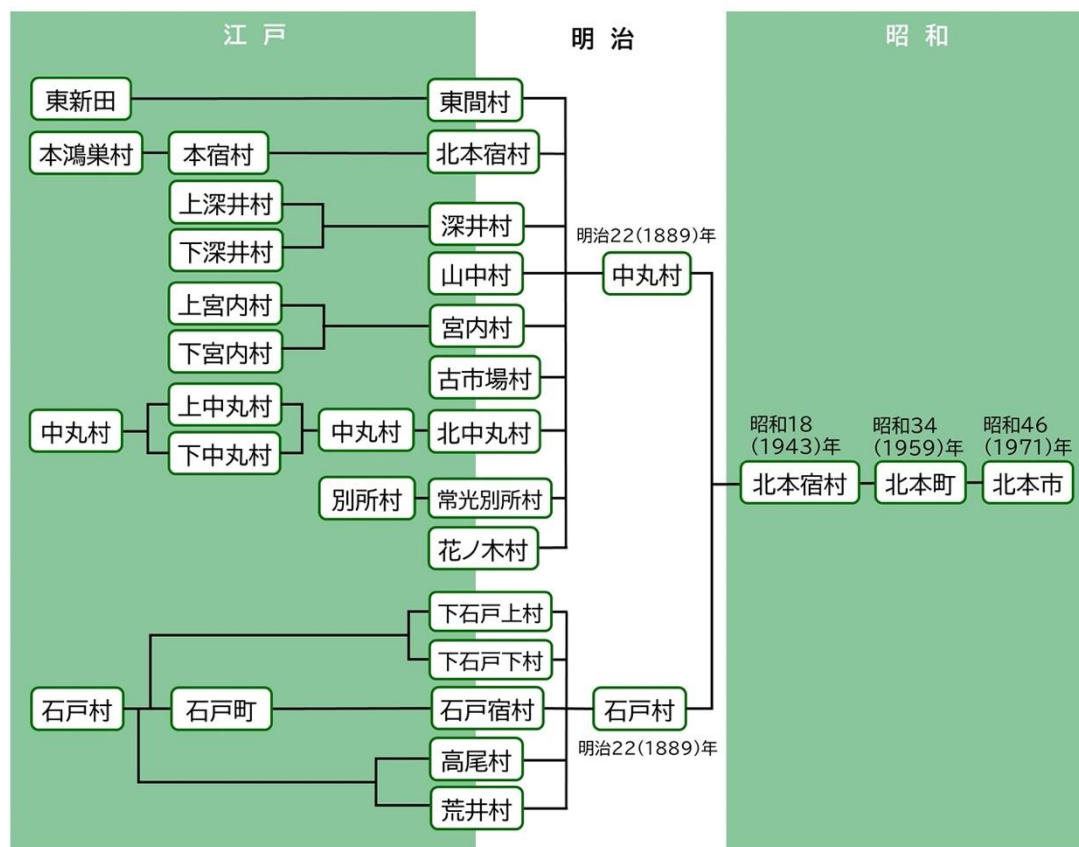
この北本宿村は現在の北本市の骨格となり、昭和 34 年(1959)に町制を施行して北本町となりました。その際、元の宿場を意味する「本宿」のうち、「宿」の字が消え「北本」になりました。厳密には 11 月 3 日の町制施行の直前、10 月 31 日に一時「北本村」と改称し、その後、北本町となりましたが、わずか数日のことで、広く知られることはありませんでした。

昭和 46 年(1971)11 月 3 日、市制施行により現在の北本市が誕生します。当時の人口は 31,699 人で、地方自治法が市制施行の条件とした 5 万人に及びませんでした。①中心市街地の密集戸数が 6 割以上であること、②都市的な産業人口が 6 割以上であること、③県条例



で定める都市的施設を備えていること、の3条件を満たしていたため、人口を「3万人以上」とする特例措置が適用されました。

その後は、人口の増加とともに急速な都市整備が進み、33年後の平成16年(2004)に人口が7万人を超えました。



北本市の変遷

### (3)地形・地質・水系

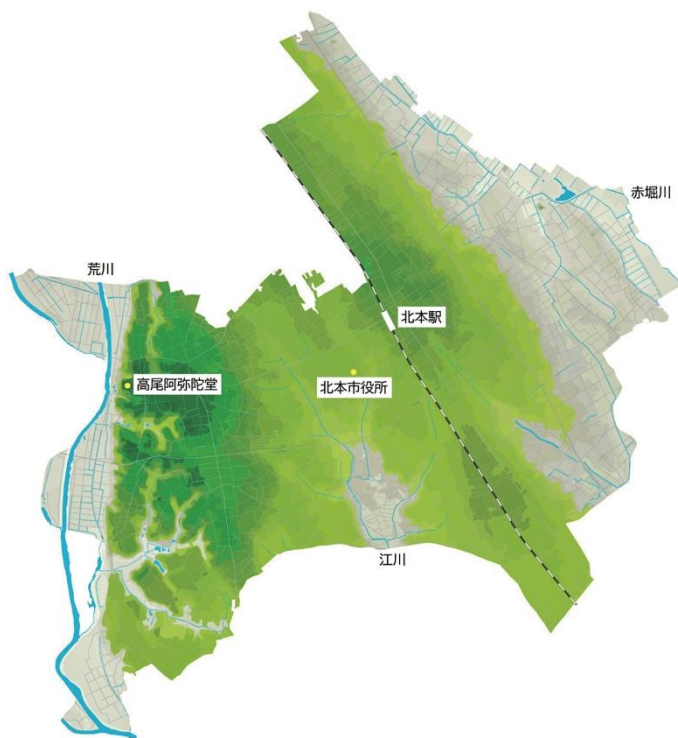
本市は、関東平野に島状に浮かぶ洪積台地である大宮台地の北部に位置し、市域の大半は台地の上に展開します。東と西は台地下の沖積低地で、西部は荒川低地が広がり、荒川によって市域が画され、東部は元荒川低地が広がり、赤堀川が流れています。

大宮台地は県南の川口市から鴻巣市までの南北約35km、東西約15kmの台地です。標高は総じて10~15mと低平ですが、北本市域は20m以上となり、最も標高が高いエリアです。特に市域の西部で30mを超え、高尾の阿弥陀堂境内の32.8mがこの台地における最高地点で、高尾という地名は、高い土地を意味する「タコウ」、「タツコ」が転訛したものといわれています。

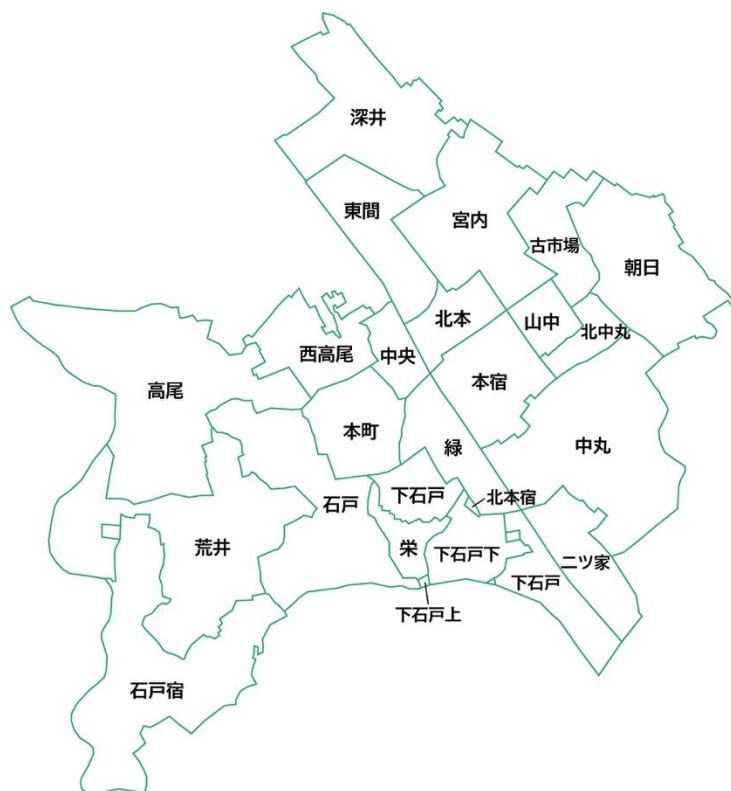




西部の台地縁は、河岸段丘が形成した崖線(がいせん)が発達し、荒川低地との比高差が15mと大きく、また台地の内部を樹枝状に浸食する谷津によって起伏に富んだ地形をしています。一方、東部の台地縁は、低地との比高差が小さく、「関東造盆地運動」によって現在の水田下へ台地が沈み込んでいるため、東と西の景観は大きく異なります。なお、これらの台地は上位から大里ローム、立川ローム、武蔵野ロームの順でローム層が堆積し、段丘区分は市の西部の高位面が下末吉面で、東部の低位面が武蔵野面です。



北本市の地形



北本市域の地区

また、市域の西部を流れる荒川は、市域中・西部の小河川を集めて荒川水系を形成しています。中でも市の中央部を南北に流れる江川は、全長約7kmの小河川で、市の北に隣接する鴻巣市小松に水源があり、市の南部でいくつかの支流を集めて大きな沖積低地を形成しています。

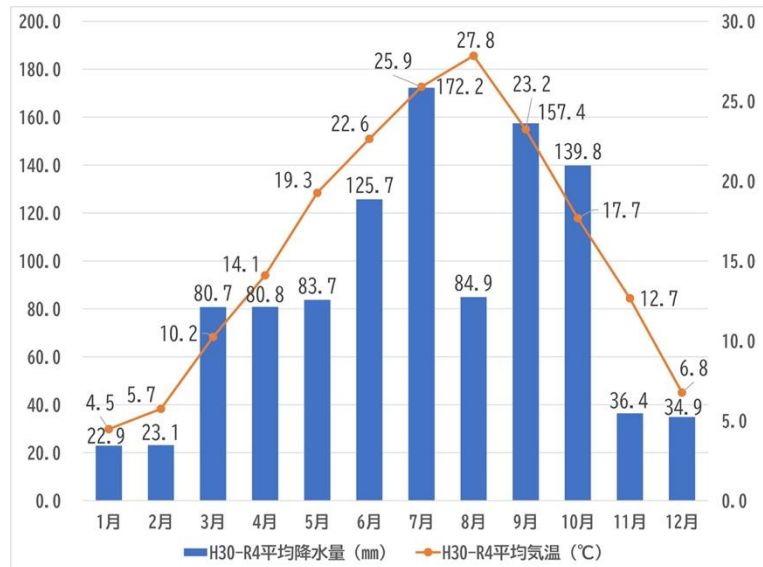
一方、東部の河川は元荒川水系に属し、綾瀬川の源流となる小流や谷田用水のほか、赤堀川などの小河川が水系を構成しています。



#### (4)気候

本市を含む埼玉県は、典型的な太平洋側の気候で、内陸性の特徴を示しています。このため、夏の気温が高く、冬は「西高東低」の気圧配置によって乾燥した北西の風が強く吹き、降水量は年間を通じて少なく、特に冬季は少ない傾向です。

右図は平成30年(2018)から令和4年(2022)までの5年間を対象に、各月の平均



平成30～令和4年の月別平均気温・降水量

気温と平均降水量を示したものです。平均気温が最も低い月は1月の4.5℃、最も高い月は8月の27.8℃で、その温度差は23.3℃です。また、この5年間の最高気温は令和2年(2020)の39.1℃、最低気温は令和3年(2021)の-5.9℃でした。各年ともに最高気温と最低気温の差は40℃を超え、平均較差は42.4℃です。

一方、平均降水量が最も少ない月は1月の22.9 mm、最も多い月は7月の172.2 mmです。冬季は1・2月の20 mm前半と少なく、梅雨の6・7月および秋霖と台風シーズンの9・10月の降水量が多く、合間の8月が少ない傾向です。また、過去5年間の年間平均降水量は1035.5 mmで、令和元年(2019)の1,247.0 mmが最も多く、平成30年(2018)の825.5 mmが最も少ない状況です。

なお、平成30年(2018)から令和4年(2022)までの天候は、晴天の平均が215.6日、曇天が113.8日、雨天が34.2日で、晴天が多く、雨が少ないという傾向が明瞭です。

#### (5)生態系

市域には平野の台地と低地の自然が残されています。台地上は、西部の谷津と崖線、JR 高崎線沿いの雑木林が、低地は荒川と河川敷があり、合わせて県南部の中で特に豊かな生態系を形成しています。

このうち、台地を開析する谷津は、北から北袋地区の谷津、高尾宮岡地区の谷津、石戸宿-荒井地区の谷津と3つの谷津が展開し、谷頭の湧水と台地下の小溪流、谷底の湿地、斜面林で構成されます。

荒川河川敷は、荒川の本川とともに水田、畑地、横土手などのオープンスペースや、昭和初期に荒川から切り離された蓮沼(旧河川)に良好な止水環境を残しています。また、台地西縁の



荒川崖線は大規模な緑地帯が連なり、台地から低地に至る良好な移行帯を形成しています。

平成7年(1995)刊行の『北本の動植物誌』(以下『動植物誌』)によれば、市域で確認された動物は2,216種です。このうち脊椎動物は哺乳類13種、鳥類163種、爬虫類10種、両生類7種、魚類27種、昆虫類は1,826種のうち甲虫類626種、蝶類60種、トンボ類52種などが記録されています。また、植物は682種が記録され、その内訳はコケ植物1種、シダ植物39種、種子植物642種です。



北本自然観察公園

このように市域の自然環境とそこに生息する動植物相の豊かさは本市の大きな特色になっており、豊かな自然のシンボルとして、昭和52年(1977)に市の木に「桜」、市の花に「菊」を制定、令和3年(2021)に市制50周年を記念し、住民投票により市の野草に「カタクリ」、市の野鳥に「カワセミ」、市の昆虫に「ハイケボタル」を新たに制定しました。

また、『動植物誌』の調査は平成の初期に行われ、すでに30年が経過しました。その間の都市化の進展と急速な温暖化により、動植物相は少なからず変化し、近年のクビアカツヤカミキリによる桜の食害や、カシノナガキクイムシによる「ナラ枯れ」の影響は無視できないものとなっています。

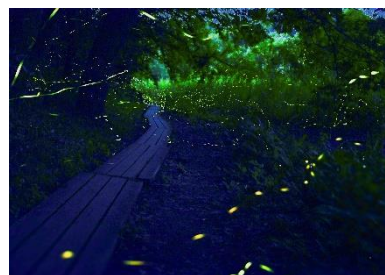
なお、市域で確認されている『レッドリスト』(環境省)に記載されている主な希少種は、動植物合わせて63種、『県レッドリスト』で228種が確認されており、巻末の参考資料中にリストを掲載しています。



カタクリ



カワセミ



ハイケボタル

市の野草・野鳥・昆虫





## 第2節 社会的状況

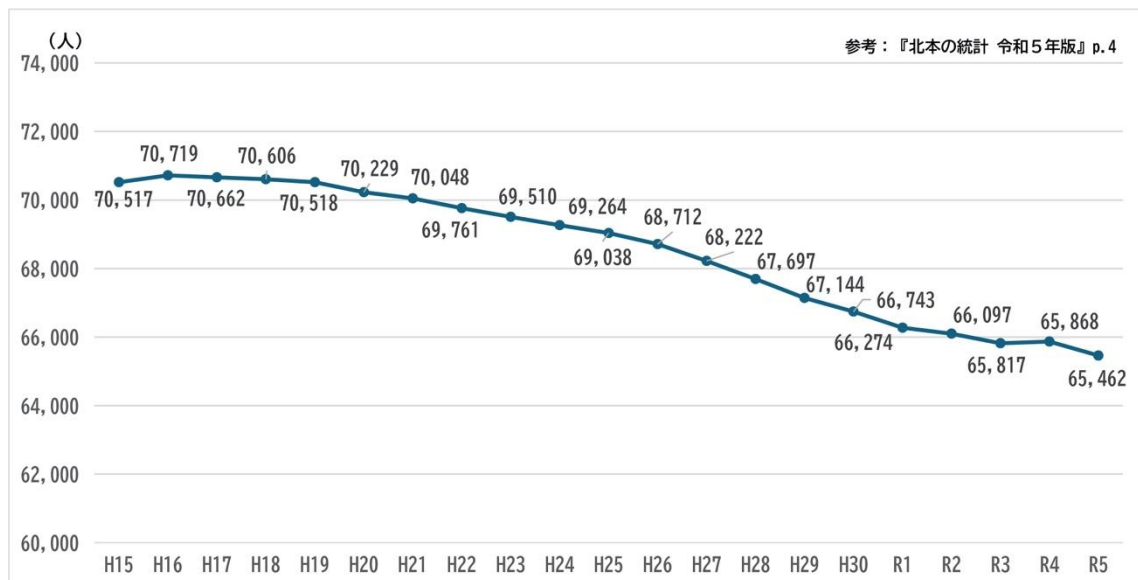
### (1)人口

本市の人口は令和8年(2026)2月現在、64,943人です。人口は高度成長期の昭和40年代から増加し、バブル崩壊後の平成7年(1995)までは右肩上がりでした。昭和45年(1970)の市制施行前は人口が31,699人でしたが、昭和50年(1975)に46,632人と急増し、その後の20年間は年平均で約1,000人が増加しました。

しかし、平成16年(2004)の70,719人をピークに緩やかな減少期に入り、平成22年(2010)は7万人を切り、令和5年(2023)は65,462人となっています。

なお、コロナ禍以降は都内から県内に人口が流入し、令和2年(2020)は転入者が転出者を上回って17年ぶりの社会増となるなど、人口減少は一時的に緩和の傾向をみせています。しかしながら、令和5年(2023)の国立社会保障・人口問題研究所が示した人口推計によれば、今後も人口減少に歯止めはかからず、2030年に59,475人、2040年に52,602人、2050年に45,682人に減少するものと推計しています。

年齢別構成の割合は、令和2年(2020)の実績値と令和12年(2030)の推計によると、年少人口(0～14歳)は、10.1-8.6%、生産年齢人口(15～64歳)は57.3-54.9%、老年人口(65歳以上)は32.5-36.6%となっており、全国的な傾向と同様に、人口減少および少子高齢化が拡大する傾向にあります。



人口の推移



## (2)産業

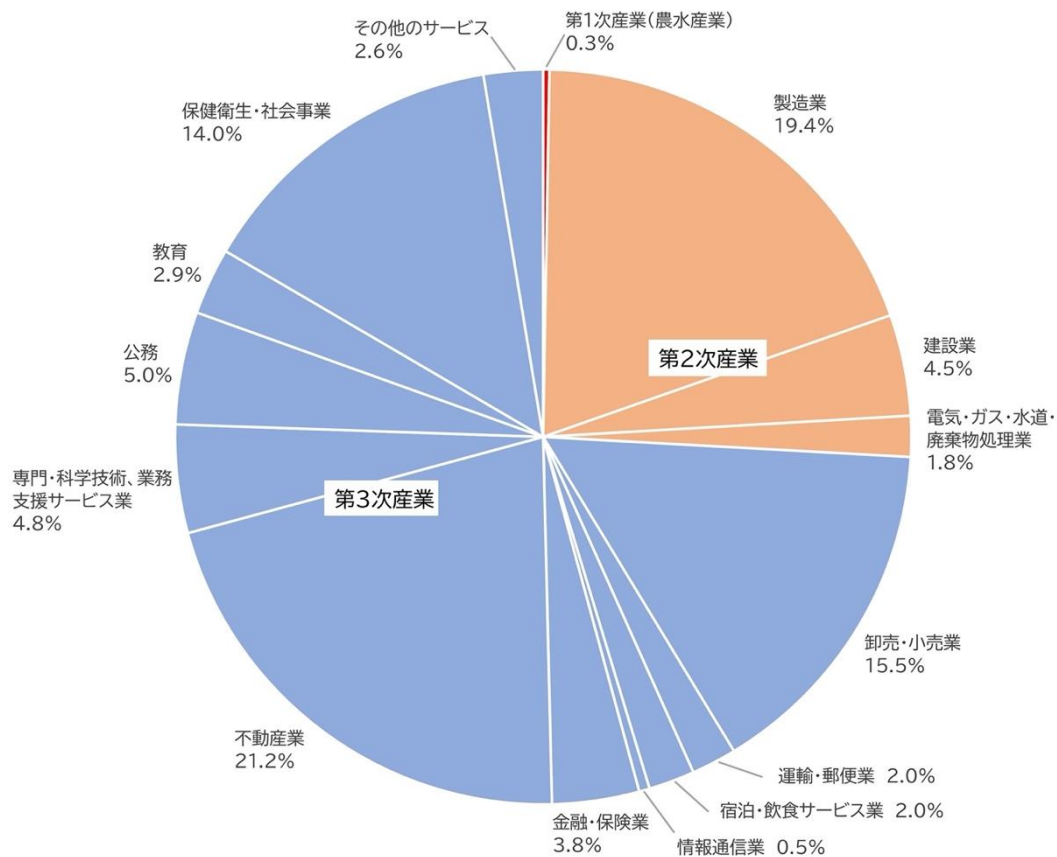
令和4年度の「埼玉縣市町村民経済計算」によると、本市の総生産額の割合は、第1次産業が0.3%、第2次産業が25.7%、第3次産業が74.3%と第3次産業が他の産業を圧倒しています。

農業は、販売農家と農業就業人口がともに減少を続けており、平成12年(2000)から令和2年(2020)までの20年間で前者が53%、後者が75%も減少しました。一方、経営耕地面積の減少は34%にとどまり、農業経営が大規模化しています。

なお、かつて本市は台地上の畑作を中心とする麦作地帯として知られ、昭和30年代からは梅・プラムなどの果樹栽培が盛んとなり、台地上に陸田が造成されましたが、生産者の減少によって、地域を特色づけてきた農的景観が失われつつあります。

工業は、製造業の事業所数が平成22年(2010)以降増加していましたが、平成28年(2016)以降はやや減少した後に横ばいとなっており、従業者数、生産額ともにほぼ同様の傾向にあります。

商業は、事業所数および従業員数が平成11年(1999)から令和3年(2021)まで減少傾向にあり、事業所数は38%、従業員数は20%の減となっています。販売額も減少していましたが、平成28年(2016)以降は回復傾向にあり、令和3年(2021)に平成11年(1999)の水準まで持ち直しています。

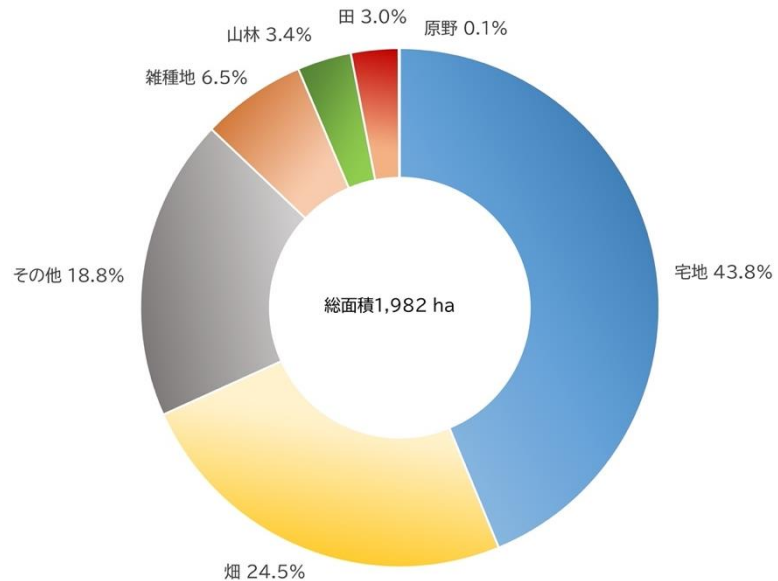


市内総生産の構成(令和4年)



### (3) 土地利用

本市の土地利用は、JR北本駅を中心に市街地が形成されています。宅地が最も多く、令和5年(2023)は43.8%を占め、年々増加の傾向にあります。次いで、畑の24.5%、雑種地の6.5%、山林の3.4%、田の3.0%となっており、宅地の増加とともに畑と山林が減少しています。



土地利用状況図(令和5年)

また、市域の全体が都市計画区域で、市街化区域が36.3%、市街化調整区域が63.7%です。都市計画用途地域は市街化区域のうち、各種住居専用地域が90.3%を占めるのに対し、商業地域・近隣商業地域・準住居地域が2.6%、工業地域・準工業地域が7.1%にとどまっています。

### (4) 交通

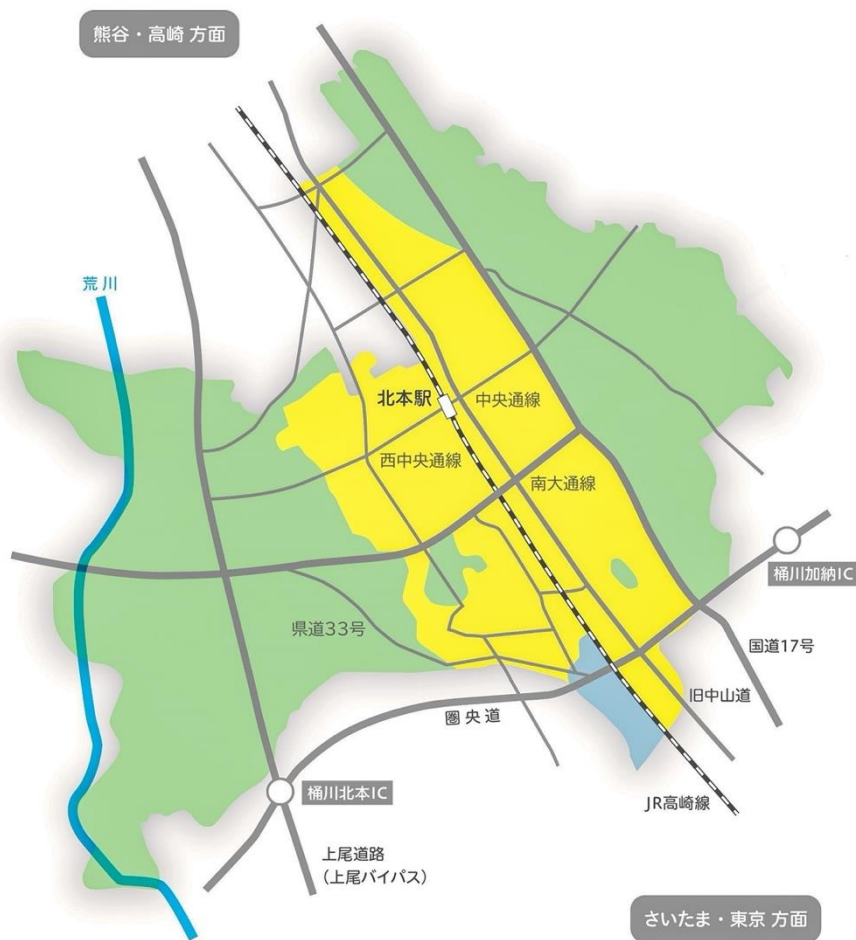
本市の交通は、歴史的に市域の中央を南北に縦断する中山道を軸に発達してきました。このため、市域に北本駅を有するJR高崎線は、中山道の西側に沿って走っており、この中山道の東側に国道17号が走っています。

JR高崎線は平成13年(2001)に新宿駅を経由する湘南新宿ライン、平成27年(2015)に東京駅を経由する上野東京ラインが開通し、東海道線へ直通したことで鉄道の利便性が大きく向上しました。

また、市の西部を南北に縦断し、新大宮バイパスと熊谷バイパスをつなぐ上尾道路の建設が進められています。

一方、東西の交通は、駅を中心とする中央通線および県道33号(東松山桶川線)のほか、平成27年(2015)に首都圏中央連絡自動車道が開通し、桶川北本インターチェンジを起点として、東西の交通網が充実するとともに、関越自動車道、東北自動車道、中央自動車道へのアクセスが向上しました。

市域の交通網は、南北は先に述べた中山道と国道17号が、東西は南大通線、北本駅から東へ延びる中央通線、西へ延びる西中央通線が主な生活道路です。



主な交通網

#### (5)文化財関連施設

現在、本市では博物館・資料館などの施設がなく、旧栄保育所に郷土資料室を設置しています。市民の文化活動の拠点は、ホールおよび中央図書館、プラネタリウムを有する北本市文化センター、5つの地区公民館、新たに旧栄小学校を活用した「市民交流活動センター」があります。

このほか野外活動の拠点は、バンガローやキャンプサイトを設ける北本市野外活動



野外活動センター

センター(高尾)が設置されているほか、県営の北本自然観察公園とビジターセンターである埼玉県自然学習センター(荒井)が開園し、自然観察やバードウォッチングなどで利用されています。





### 第3節 歴史的背景

#### (1) 原始

##### ① 旧石器時代(火山灰の降る中で)

北本市域における人類の足跡は、旧石器時代にさかのぼります。当時は氷期にあたり、寒冷な気候と活発な火山活動のため、針葉樹がまばらな厳しい自然環境でした。また、荒川の低地や台地の谷津は水位の低下によって深い峡谷となり、当時の遺跡は峡谷を望む台地縁に沿って分布します。

市域で確認されている旧石器時代の遺跡は 8 遺跡で、荒川、江川、元荒川といった水系ごとに彼らの足跡をたどることができます。

最も古い遺跡は、荒川崖線の肩部に位置する下宿遺跡(石戸宿)で、立川ローム層中の黒色帯(VII層)から石器が確認されました。約 2 万 7,000 年前の所産と推定しています。当時の荒川低地は水位が低く、峡谷を望む台地縁で、旧石器人が獲物を求めながら移動生活をしていた痕跡です。

また、江川支流のエイリンジ遺跡(緑)や元荒川水系の提灯木山遺跡(ニツ家)でも石器群が確認されています。特に提灯木山遺跡で複数の層から石器群が出土し、旧石器人の活発な活動がうかがえます。

デーノタメ遺跡(下石戸下)から出土した旧石器時代終末期の細石刃核は長野県産の黒曜石製で、石材の広域流通や石器製作の技術革新を示すものです。



市内最古の石器群(下宿遺跡)



旧石器時代終末期の細石刃核  
(デーノタメ遺跡)

##### ② 縄文時代(豊かな自然の中で)

今から約 1 万 6,000 年前、土器の発明によって縄文時代が幕を開けます。この時代は地球規模で温暖化が進み、台地上は豊かな植生に覆われます。

市域では草創期の石槍が八重塚遺跡(荒井)と庚塚遺跡(石戸宿)で出土しています。最古の土器は、上手遺跡(古市場)から出土した早期(約 1 万年前)の撚糸の文様がある土器です。その後、早期後半(約 8,000 年前)に条痕を刻む土器が市域の西部に分布を広げ、前期の住居跡が横田遺跡(石戸宿)と氷川神社北遺跡(石戸)で確認されています。



続く縄文時代中期(約 5,000 年前)は、遺跡数が増加する時期にあたり、関東では大規模な環状集落が形成されるようになります。江川流域のデーノタメ遺跡、刑部谷遺跡(石戸)、荒川流域の横田市場遺跡(荒井)などはその典型的な遺跡です。特にデーノタメ遺跡は長径が 210m という「関東最大級」の環状集落で、後期になると、新たな集落が低地に沿って帯状に展開します。集落の継続時期は約 1,500 年間と長期に及び、当時の植物資源や漆文化の実態を残す低地遺跡を伴う点が大きな特徴です。

デーノタメ遺跡が終焉を迎えると、これを引き継ぐように縄文時代後期から晩期に宮岡氷川神社前遺跡(高尾)が形成されます。湧水点を中心に広がる集落で、集落を囲む盛土遺構の一部を残しています。また山形土偶をはじめ、土製耳飾、土版、石剣、石冠、ヒスイの玉など、縄文人の精神文化を示す遺物が出土しています。



土偶(宮岡氷川神社前遺跡)

### ③ 弥生時代(遅れてきた米づくり)

米づくりが開始される弥生時代になると、市域で遺跡はほぼ認められず、わずかに弥生時代後期(2~3 世紀)の遺跡が散見されます。北本市域を含む大宮台地は、全国的にみて米づくりが遅れた地域といわれています。

諏訪山北遺跡(石戸宿)から彩色された壺と台付甕が出土していますが、市域における弥生時代の集落は不明確で、市域の台地を浸食する小規模な谷は、弥生時代の米づくりに不向きな土地柄でした。

## (2) 古代

### ① 古墳時代(大きな墓を造ったころ)

古墳時代は、市域の各地に集落が形成されました。古墳時代前期の集落は市の全域に分布し、八重塚遺跡(荒井)で6軒の住居が半円形に並ぶ小規模集落の全体像が明らかになっています。また、丸山遺跡(高尾)で方形周溝墓と底部穿孔土器が、庚塚遺跡(石戸宿)で全長約 20mの前方後方形周溝墓が確認され、支配者クラスの墓域として注目されています。



前方後方形周溝墓(庚塚遺跡)





古墳時代中期は、八重塚遺跡で初期のカマドを伴う住居跡が、庚塚遺跡で蛇紋岩を素材とする剣、鏡、玉を模した石製品の工房跡が2軒確認されています。

続く、古墳時代後期は荒川低地を望む台地縁に古墳群が形成されました。北から北袋古墳群(高尾)、中井古墳群(高尾)、阿弥陀堂古墳群(高尾)、八重塚古墳群(荒井)などが断続的に連なり、北袋古墳群で前方後円墳が造られました。中井古墳群で県内最大の女性埴輪や渡来人との交流を物語る筒袖の人物埴輪が出土しており注目されます。

また、八重塚古墳群で、7世紀前半の八重塚2号墳(県選定重要遺跡)が北里大学メディカルセンター内に現状保存され、諏訪山南遺跡と庚塚遺跡で石室が出土しています。



古墳石室(庚塚遺跡)

## ② 奈良・平安時代(仏教と文字が伝わった)

奈良・平安時代は武蔵国足立郡に属し、市域西部の高尾・石戸宿地区および江川水系に集落跡が分布しています。大宮台地の他地域と比較しても分布密度が高く、その特徴は仏教に関連する遺物が出土していることです。特に注目すべき遺物は、下宿遺跡(石戸宿)から出土した市指定文化財「仏像線刻画紡錘車」で、蛇紋岩製の紡錘車に如来の横顔と袈裟が線刻され、「直牛甘(あたいうしかい)」の文字が刻まれています。



仏像線刻画紡錘車(下宿遺跡)

下宿遺跡では仏具の鉄鉢形をした土器や役人が身に付ける銅製の帯金具が出土しているため、官衙的な性格や仏教という文化的な先進性が認められるとともに、集落の下を流れる荒川の河川利用が推測されています。

また、江川水系の榎戸遺跡(下石戸)で「奉入寺」、讃岐谷遺跡(高尾)で「矢邊室使物」、「川名」、「真願奉」など



寺院関連の一括土器(讃岐谷遺跡)

の文字を書いた須恵器の坏が出土しました。讃岐谷遺跡は、灯明具に転用された坏類、漆容器として利用された僧が托鉢で持つ形の土器(鉄鉢形土器)、長頸壺、水瓶、台付椀が出土しており、寺院に付属する漆工房であった可能性があります。





なお、宮岡遺跡(高尾)、市場遺跡(石戸宿)は、谷津の肩部や斜面に集落が広がっているのが特徴で、住居跡からは豊富な鉄製品や炭化したモモの核が出土しました。また、荒久保遺跡(荒井)で小鍛冶の住居跡が確認されています。

### (3)中世

#### ① 鎌倉・南北朝時代(武士が館を構えたころ)

中世は武士が市域を支配していた時代で、東光寺周辺(石戸宿)に堀ノ内館が築られました。中央に1町(約100m)四方の主郭を設け、周囲に二重の堀を巡らせた大規模なもので、源範頼(源頼朝・義経の異母弟)の館跡と伝わっていますが、実際は御家人石戸氏の館と想定しています。

また、東光寺に範頼の伝説が残る「石戸蒲ザクラ」(国指定天然記念物)が所在し、江戸時代から江戸市中に知られた存在でした。また、現在収蔵庫に保管されている初期板碑群は、かつて蒲ザクラの根元に立っていたもので、周辺は石戸氏累代の墓所であったと推定しています。板碑群のうち、貞永2年(1233)銘板碑は県指定(「板石塔婆」※)および国認定重要美術品です。

一方、高尾の大宮台地の最高地点に、同じく鎌倉時代の大宮館が築かれ、二重の堀跡から中国製の陶磁器が出土しています。東光寺と同様、源範頼の奥方とされる亀御前の伝説があり、伝説が共通することから石戸氏と同族の館であった可能性があります。

なお、市域の西部に地元で鎌倉街道と伝える古道が通っており、中道(なかつみち)から下野方面を結ぶ街道と推定しています。また、無量寿院(朝日)は源頼朝の祈願寺であったという伝説を残しています。



堀ノ内館跡の堀跡



石戸蒲ザクラと板碑 (大正時代)

※ 「板石塔婆」は中世の石造供養塔の一形式で、現在は板碑の名が定着しているため、指定名称以外は「板碑」の呼称を用いています。



## ② 室町・戦国時代(上杉謙信がきた城)

中世後半から戦国時代に、市域の南西部に石戸城(石戸宿)が築られました。上杉方の岩付城と松山城をつなぐ連絡砦といわれ、城下町跡と渡し跡を残しています。城の三方は崖に囲まれ、地元では北側に接する堤を「リュウゲの土手」と呼んでいます。「リュウゲ」とは「竜崖」のことで、堅固な崖に守られた城を意味する言葉です。「元禄十年古地図」(市指定有形文化財)に、城跡の全体像と南側に連なる城下町跡(上宿遺跡・下宿遺跡)が描かれます。大永3年(1523)、岩付城主の太田資頼が家来の謀反で城を追われた際は、石戸城で再起を図りました。また永禄6年(1563)、松山城が北条・武田の連合軍によって攻められた際(松山合戦)は、上杉謙信が援軍のために石戸城に着陣しています。



石戸城跡全景(県選定重要遺跡)

荒井には謙信にまつわる「逆さ椿」の伝説があります。この地で陣を張った謙信が去る時、カマドに杭を突き刺すと、やがて見事な白椿となり、枝が下向きに伸びることから「逆さ椿」、「越後銀」などと呼ばれたというのです。平成19年(2007)の調査で大規模な空堀が確認され、1辺約109m(方1町)の軍事施設が存在したことがわかっています。

また、市東部を南北に走る岩付街道沿いに、「鴻巣七騎」と称される複数の地侍が館を構えました。このうち大島氏と深井氏は、永禄2年(1559)に岩付城主である太田資正から郷内の開発を命じられています(市指定古文書「太田資正判物」)。大島氏の館である上手館跡(古市場)は規模が大きく出丸を設け、一部に土塁(古市場古塁)を残しています。深井氏は寿命院(深井)を菩提寺とし、境内に歴代当主の墓所が残っているほか、市指定有形文化財「木造阿弥陀如来立像」が安置されています。

また、市東部を南北に走る岩付街道沿いに、「鴻巣七騎」と称される複数の地侍が館を構えました。このうち大島氏と深井氏は、永禄2年(1559)に岩付城主である太田資正から郷内の開発を命じられています(市指定古文書「太田資正判物」)。大島氏の館である上手館跡(古市場)は規模が大きく出丸を設け、一部に土塁(古市場古塁)を残しています。深井氏は寿命院(深井)を菩提寺とし、境内に歴代当主の墓所が残っているほか、市指定有形文化財「木造阿弥陀如来立像」が安置されています。



太田資正判物(市指定古文書)



寿命院の深井家墓所





## (4) 近世

## ① 支配と政治

近世の市域は 14 か村で構成され、市域東半部の鴻巣領は代官が管理する天領、市域西半部の石戸領は牧野氏が治める旗本領でした。鴻巣領は、元禄時代以降は日下部氏・横田氏等の旗本領および川越藩領でもあったようです。また、石戸領は天正 18 年(1590)、徳川家康の関東入国に際し、牧野康成に 5 千石が知行され、翌年に検地が行われています。

このうち、牧野康成の子信成は寛永 10 年(1633)に 1 万 1 千石に加増されて大名に列しており、石戸藩が成立したものと想定されます。その後、正保元年(1644)に 1 万 7 千石に加増されて下総国関宿(千葉県野田市)に転封、跡を継いだ嫡子親成は、寛文 8 年(1668)に丹後国田辺藩(京都府舞鶴市)へ転じ、以後牧野家が藩主を務めました。一方、石戸領 5 千石は、正保 4 年(1647)に信成の隠居料となっていたましたが、親成の関宿入封後は、親成の願いにより親成の弟 3 人が分割して知行しました。

また、家康、秀忠、家光と 3 代の将軍は近隣の鴻巣、川越で鷹狩をしており、その際の宿泊施設として鴻巣市に御殿が、本市の石戸宿に休憩所として御茶屋が設けられました。「牧野家系図」に、家康、秀忠、家光がこの御茶屋を頻繁に利用したことが記されています。この御茶屋は「正保の国図」に描かれ、明治時代の地引図からその位置を推定できます。

なお、近世の深井氏は郷士として鷹番などを務めましたが、深井好成の娘は、「知恵伊豆」と称された松平信綱の母にあたり、その分流は武蔵国の川越藩、上野国の高崎藩、伊勢国の津藩の家老を務めるなど、多くの人材を出した一族です。



御茶屋跡の範囲

## ② 街道と舟運

市域の中央を中山道が南北に縦断しており、江戸時代初期に宿場が置かれていました。中山道は五街道の 1 つで、江戸と京都を結ぶ幹線です。慶長年間(1596～1615)になると宿は現在の鴻巣に移転し、本宿村は間宿(あいのしゅく)として機能を果たしました。また、当時の本宿村と東間村に、それぞれ旅人の休息所である立場がおかれていました。なお、『中山道分間延絵図』に描かれた本宿村と東間村間(現北本駅東側)の松並木は昭和初期まで残っており、ここから分岐する旧道に、「原馬室の一里塚」(県指定史跡・現鴻巣市)が所在しています。

また、市の東部を流れていた荒川は、寛永 6 年(1629)に伊奈忠治によって瀬替えが行われ現在の流路となり、和田吉野川から入間川を経て江戸と結ばれました。これにより、年貢米をは



はじめとする物資の輸送のため、河岸場が急速に整備され、元禄3年(1690)に高尾河岸(高尾)を含む4河岸が幕府公認の河岸場となっています。その後、市域で荒井河岸、石戸河岸も設けられました。

『新編武蔵風土記稿』は、高尾河岸の項に「船問屋三件あり」と記し、河岸場に田島家をはじめとする船問屋、旅館、小料理屋、醤油屋、雑貨屋、籠屋、棒屋、紺屋、肥料屋、銭湯等が営まれました。市域で特に賑わっていたので、周辺では「塩がなかったら高尾へ行け」といわれていたようです。「しょうがなかったら」の意味もあり、困ったときに高尾へ行けば、塩でも仕事でも、必要なものは手に入ったということです。



江戸時代の本宿村(中山道分間延絵図)



高尾河岸跡付近の荒川

### ③ 生活と文化

本市は、市域の大半が台地上に広がるため、畑作を中心とする産業が主でした。『武蔵田園簿』によれば、市域全体の石高は3,171石で、このうち田高が720石、畑高が2,451石で、畑高が8割弱を占めています。畑作の主な生産物は麦で、明治以降の『武蔵国郡村誌』で大麦と小麦を合わせると7,904石となり、他の作物を圧倒する麦作地帯でした。このため、近世を通じて「中山道麦」として知られ、現在うどんが代表的な郷土料理となっています。

この他、特徴的な生産物として、さつま芋や紅花などの商品作物、硝石、醤油の醸造などがありました。

市域に所在した寺院は34か寺です。このうち真言宗が最も多く13か寺で、これに次ぐのが天台宗の7か寺でした。寺院のうち、妙龍山如意寺(第十二番)、殿林山寿命院(第十三番)など5か寺は、「足立坂東三十三観音霊場」の札所でした。なお、市域西部に「高尾お宮に荒井堂」という言葉が残されています。高尾地区に神社



寿命院の山門(深井)





が多く、荒井地区に仏堂が多いという意味です。

また、近世の庶民教育を担った寺子屋は、市域に 11 か所が開設され、寛政～文化年間(1789-1818)に盛行しました。旧中丸村の安養院の静栄和尚、旧宮内村の大島耕運、旧高尾村の阿弥陀堂の蘭臺関などの教育者が知られ、それぞれ弟子が建立した筆子塚が残されています。

ちなみに、庶民の間で俳諧が流行し、芭蕉句碑が石戸宿(庚塚)と荒井(個人宅)に 2 基が所在します。前者の碑は嘉永 4 年(1851)の造立で、裏面に「石戸連」15 人の名とそれぞれの句が刻まれています。



蘭臺先生筆子塚(高尾阿弥陀堂)



芭蕉句碑(石戸宿)

## (5)近代

### ① 中丸村・石戸村の誕生と小学校の変遷

慶応3年(1867)、国は王政復古の太政官令を發布し、天皇を中心する祭政一致の方針を定めました。明治 2 年(1869)に武蔵知県事が任命され、市域の 15 か村は大宮県に属し、同年中に浦和県に、同 4 年(1871)の廃藩置県により埼玉県に属しました。

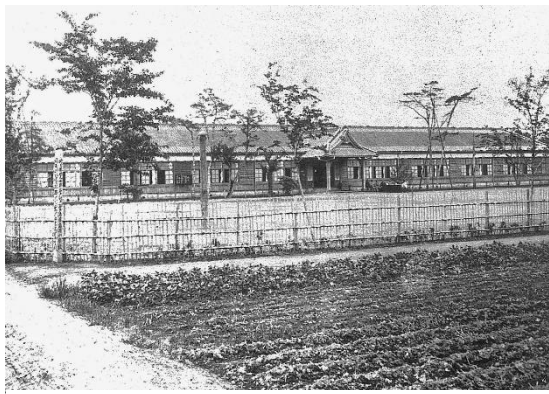
その後、明治 11 年(1878)の「郡区町村編制法」の施行により、市域は北足立郡に属し、戸長制度の変革を経て、明治 22 年(1889)、町村制により石戸村と中丸村が誕生しました。

その間、明治 5 年(1872)に学制が發布されると、翌年、遍照寺に中丸学校(中丸)、大蔵寺に石戸学校(石戸)、常福寺に宮内学校(宮内)、泉蔵院に高尾学校(高尾)の 4 校がそれぞれ寺院に設置され、近代教育の整備が進められました。その後、同 16 年(1883)に現在の石戸宿に西石学校(放光寺)、本宿に梅林学校(多聞寺)が開設し、高尾学校は高山学校と改称しています。

また、明治 23 年(1890)の小学校令により、同 25 年(1892)に中丸尋常小学校(現中丸小



学校)が、同41年(1908)に3校を統合した石戸尋常高等小学校(現石戸小学校)が開設され、昭和16年(1941)に国民学校令が施行されるまで、半世紀にわたって継続しました。



開校時の石戸小学校



石戸小学校日誌(市指定文化財)

## ② 鉄道の開設と舟運の衰退

明治5年(1872)、新橋－横浜間にわが国で初めて鉄道が開通すると、同16年(1883)に上野－熊谷間が開通し、市域に鉄道が通過するようになります。市域をまたぐ桶川－鴻巣駅間は9.92 kmと駅間が長いため、近隣の村々は数回にわたって鉄道省に停車場設置の請願書を提出し、大正6年(1917)に本宿信号所が開設しました。その後、新駅設置の機運が高まると、敷地の提供や寄付金を募るなどの努力により、昭和3年(1928)に北本宿駅が開設され、現在に至っています。

なお、荒川の舟運は近世から主要な輸送手段でしたが、明治16年(1883)の鉄道の開設と道路網の整備により、しだいに衰退していきました。同20年(1887)の史料においても重要な商品作物であったさつま芋の輸送が著しく減少しており、同22年(1889)を最後に輸送は途絶えています。

その後、「明治43年(1910・しじゅうさんねん)の大洪水」を契機として、荒川の直線化と河川敷の拡大化などの大規模改修が進むと、荒川は交通の手段から治水の対象へと変化していきました。高尾阿弥陀堂に、荒川改修の基準となった標石が残っています。

船の行き来は大正時代まであったということですが、かつての賑わいは失われました。

## ③ 石戸トマト

近代における市域の特産農産物は、養蚕と製茶とともに菊やカーネーションなどの花卉栽培などがあります。最も有名なのが「石戸トマト」です。市域におけるトマトの栽培は大正時代から行われ、当初は種子をアメリカに輸出するのが目的でした。ところが、横浜の輸出商の坂田商会から取り寄せた19種の種を400アールの畑に植え付けたところ、予定の5分の1しか収穫できず、そのことが「果肉を利用する」という発想に結びついたといわれています。





昭和2年(1927)、村民の出資によって石戸トマト組合が設立されると、種子の生産からトマトクリームなどの加工販売へと転換し、真空圧力釜による「低温濃縮法」の技術開発により、種子と果肉を活かすことに成功します。

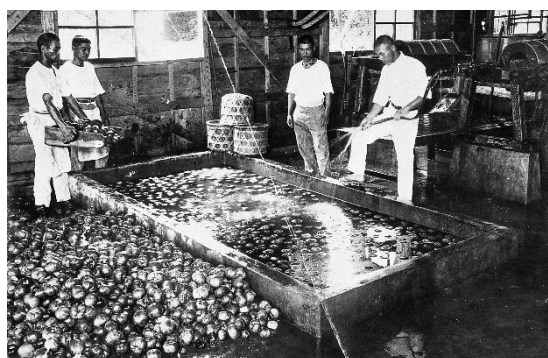
加工品は精養軒、千疋屋、帝国ホテル等において高値で取引されたことから、産業組合法による有限会社石戸トマトクリーム製造販売組合を組織し、新たな工場を設立しました。また、昭和3年(1928)、東京三越で開催された「全国名産食料品陳列会」において埼玉の名産として好評を博し、同年の大礼記念国産振興東京博覧会で、全国270品種中、優良国産賞として日本一の折り紙がつけられたのです。

当時、カゴメ株式会社の前身である愛知トマト製造合資会社が、先進地視察としてトマト工場を訪れており、その先進性が評価されていたことがわかります。

なお、こうしたトマトの歴史性にちなみ、現在はトマトを活用したさまざまな商品が開発されています。とくに北本トマトカレーは、平成26年(2014)の「全国ご当地カレーグランプリ」においてグランプリに輝くなど、ご当地グルメとしてメディアでも取り上げられる存在となっています。



石戸トマト工場



トマト工場の内部

#### ④ 特色ある地域産業の展開

畑作が農業の中心である市域で、畑の生産力の向上に役割を果たしてきたのがヤドロと雑木林です。ヤドロは荒川河川敷の肥沃な氾濫土のことで、これを馬の背に乗せて運び、畑にすき込む客土農法をドロツケと呼びます。ヤドロはリン酸分が豊富なため、麦の収量を増しました。荒川沿岸の高尾、荒井、石戸宿地区では、江戸時代から昭和にかけてドロツケが盛んで、場所によってはヤドロの厚さが1mを超える場所があり、注がれた労力の大きさに驚かされます。

一方、荒川から離れた市域中央部の江川左岸は、広大な雑木林とマツ林が維持管理され、日々の燃料源(薪炭林)になっていました。特に冬期の落ち葉は堆肥となり、ドロツケに代わる重要な肥料として、麦やさつま芋などの畑作に欠かせないものでした。

なお、市域の稲作は湧水起源の小規模な谷津田に限られ、昭和20年(1945)頃まで苗を植える一般的なウエタ(植田)でなく、種粃を肥料に包んで播種するツミタ(摘み田)という米づくり



が主流でした。この風変わりな稲作は、腰まで水に漬かる排水の悪い谷津田に適したもので、秋の収穫時に稲を汚さぬよう、タブネを曳きながら稲刈りが行われていたといっています。

また、製造業として注目されるのが箱屋で、高尾地区で作られた「高尾タンス」は特にその名が知られ、東京タンスの元祖といわれています。明治から大正にかけて、丸山(高尾)、北袋(高尾)の多くの農家は農閑期にタンスを作っていて、モトジメが問屋の注文に応じて桐材を揃え、職人に仕立てを頼んで出荷していました。大正期に高尾地区のモトジメは10軒、箱屋は40～50軒あったといわれています。

今でも市域の旧家で高尾タンスが大事に使用されています。



ヤドロの堆積状況(石戸宿)



ツミタの行われていた谷津(石戸宿)

#### ⑤ 石戸村・中丸村の合併と戦時下の暮らし

昭和初期の日本経済は、第1次世界大戦後の恐慌以来の不況が続き、昭和4年(1929)の世界恐慌は、本市にも大きな打撃を与えました。その後、昭和6年(1931)の満州事変に始まり、日中戦争、太平洋戦争と日本は15年戦争に突入します。

昭和12年(1937)に国家総動員法が施行、同15年(1940)に大政翼賛運動が始められ、翌年の太平洋戦争が開戦し、軍事体制が一層強化されました。

こうした中、埼玉県は自治体を強化するための合併を促進し、市域では昭和17年(1942)12月に石戸村と中丸村が新体制確立期成会を結成し、同月の合同会議において満場一致で合併を決定しました。新しい村名は「北本宿村」で、現在の北本市域が形づくられました。

銃後の暮らしは、地域の各組織が戦争体制に組み込まれ、さまざまな統制の中で厳しい生活を強いられます。金属類の回収令で、寿命院(深井)や高尾阿弥陀堂(高尾)の梵鐘が供出されました。

なお、昭和19年(1944)、寿命院は日本橋区久松国民学校の集団疎開を受け入れ、当時の生活を描いた55枚の絵が残されています。





梵鐘の供出(寿命院)



学童疎開(寿命院学寮)

## (6)現代

### ① 戦後の民主化と北本市の誕生

昭和20年(1945)8月15日、太平洋戦争が終結すると、非軍事化と民主化が進められ、地方分権の強化と地方自治の徹底により、人々の生活は大きく変わりました。



市制施行時の北本駅前



北本団地の建設(昭和46年)

同28年(1953)に町村合併促進法が成立し、北本宿村で合併促進協議会が発足しますが、常光村をはじめとするいくつかの合併案が不調に終わったため、住民の意思により現状維持となりました。その後、町制の機運が高まると、同34年(1959)9月、木村卯之吉村長は県知事宛てに町制許可を申請し、同年11月3日に町名を変更して北本町が成立しました。

当時は高度経済成長期で、町の税収の安定とともに都市としての基盤整備が進む中、昭和30年代後半から40年代前半に、大規模な住宅開発や工場の進出が相次ぎました。最も大規模な開発が日本住宅公団による北本団地で、昭和46年(1971)に竣工すると、人口は約7,000人が増加しました。

昭和46年(1971)6月に、市制施行に必要な①人口3万人以上(特例措置・31,699人)、②中心市街地の密集戸数が7割以上(71%)、③都市的産業人口が8割(92%)、④県条例の定める9項目を満たす、という4つの条件が整ったため、町会議員、区長、団体の代表による市



制施行促進協議会を組織し、翌年11月3日に北本市が誕生しました。

## ② 首都近郊のまちとして

本市の住宅都市としての発展は、日本経済と歩みをともにしており、高度経済成長期に人口が急増し、それはバブル崩壊後まで継続しました。その先駆けとなったのは、昭和27年(1952)の高崎線の電化で、同31年(1956)の完全電車化が大きな要因です。

その後、北本駅はそれまでの東口に加え、昭和50年(1975)に駅西口広場6,300㎡が整備され、同52年(1977)に橋上駅舎が完成しました。

また、市域を縦断する幹線道路は、昭和37年(1962)に大宮-鴻巣間の国道17号が開通し、それまでの中山道と比較して大幅に輸送力が増大しました。

教育文化では、伝統校である中丸小学校が昭和41年(1966)、県内で初めてソニー理科教育振興資金の優秀校に入賞したほか、昭和35年(1960)から完全給食を実施した石戸小学校で、「お別れ給食会」、「グループ給食」、「交歓給食」などの実施により、昭和48年(1973)に学校給食優良校として文部大臣賞を受賞しました。昭和40年代は人口の増加に合わせて小学校の新設が、昭和50年代に中学校の新設が続きました。また、社会教育施設は、昭和59年(1984)にホールと図書館、プラネタリウムを備えた北本市文化センターが開館、市域の各コミュニティ(8圏域)に地区公民館が設置されました。このほか、昭和62年(1987)に総合公園、平成3年(1991)に北本市体育センターと北本総合公園が、翌年に県営の北本自然観察公園が開園するなど、平成7年(1995)までに、主要な施設がほぼ整備されています。

近年は人口が緩やかな減少傾向にあり、安定期に入っていますが、令和元年(2019)のコロナ禍以降は社会増の傾向をみせています。

また、平成22年(2010)、首都圏中央連絡自動車道(圏央道)の桶川北本インターチェンジが開設されたほか、近年は上尾道路の建設が間近となっており、交通の利便性がさらに大きく高まりつつあります。



整備された駅西口広場



北本市文化センターの開館





## 第2章

# 北本市の文化財の概要

## 第1節 指定文化財の概要

令和8年(2026)3月現在、北本市域には57件の指定文化財が所在しています。その内訳は、国指定史跡1件、国指定天然記念物1件、県指定有形文化財1件、県指定天然記念物1件、市指定有形文化財31件、市指定民俗文化財17件、市指定記念物5件です。国登録、選定の文化財はありません。

文化財の種類のうち、最も指定件数が多いのは有形の民俗文化財の16件で、有形文化財のうち歴史資料は10件、彫刻、古文書、考古資料は6件、記念物のうち動物・植物・地質鉱物は7件です。一方、有形文化財のうち建造物は1件、絵画1件、書跡・典籍が0件、無形の民俗文化財が1件、記念物のうち遺跡が1件と少なく、無形文化財、名勝地、文化的景観、伝統的建造物群は、いずれも指定・選定がないため、指定文化財の種別に偏りがあります。

なお、文化財の保存技術の選定はありません。

指定文化財等の類型別件数

(令和8年3月現在)

| 類型      |                   |       | 国指定<br>・選定 | 国選択 | 国登録 | 県指定 | 市指定 | 合計 |
|---------|-------------------|-------|------------|-----|-----|-----|-----|----|
| 有形文化財   | 建造物               |       | 0          |     | 0   | 0   | 1   | 1  |
|         | 美術<br>工<br>芸<br>品 | 絵画    | 0          |     | 0   | 0   | 1   | 1  |
|         |                   | 彫刻    | 0          |     | 0   | 0   | 6   | 6  |
|         |                   | 工芸品   | 0          |     | 0   | 0   | 2   | 2  |
|         |                   | 書跡・典籍 | 0          |     | 0   | 0   | 0   | 0  |
|         |                   | 古文書   | 0          |     | 0   | 0   | 6   | 6  |
|         |                   | 考古資料  | 0          |     | 0   | 1   | 5   | 6  |
|         |                   | 歴史資料  | 0          |     | 0   | 0   | 10  | 10 |
| 無形文化財   |                   |       | 0          | 0   | 0   | 0   | 0   | 0  |
| 民俗文化財   | 有形の民俗文化財          |       | 0          |     | 0   | 0   | 16  | 16 |
|         | 無形の民俗文化財          |       | 0          | 0   | 0   | 0   | 1   | 1  |
| 記念物     | 遺跡                |       | 1          |     | 0   | 0   | 0   | 1  |
|         | 名勝地               |       | 0          |     | 0   | 0   | 0   | 0  |
|         | 動物・植物・地質鉱物        |       | 1          |     | 0   | 1   | 5   | 7  |
|         | 旧跡                |       |            |     |     | 0   |     | 0  |
| 文化的景観   |                   |       | 0          |     |     |     |     | 0  |
| 伝統的建造物群 |                   |       | 0          |     |     |     |     | 0  |
| 合計      |                   |       | 2          | 0   | 0   | 2   | 53  | 57 |



## (1)有形文化財

### ① 建造物

建造物は宮内氷川神社(宮内)に所在する市指定「宮内氷川神社旧社殿」の1件です。

この旧社殿は、一間社流見世棚造で、市域に数少ない見世棚造社殿です。建造時期は虹梁や肘木などの様式から江戸時代初期と推定しています。



宮内氷川神社旧社殿

### ② 美術工芸品

#### 絵画

絵画は市指定「慈恵大師画像」の1件です。

この画像は天台宗真福寺(本町)の所蔵で、寛保2年(1742)に輪王寺宮一品親王より寄贈されたと伝わっています。『新編武蔵風土記稿』は「元三大師画像」と記し、絹本着色で、慈恵大師が数珠と独鈷を手にした姿を描いています。



慈恵大師画像(真福寺)

#### 彫刻

彫刻は市指定の6件です。すべて寺院等に伝来してきた仏像で、中世仏が4件、近世仏が2件です。

東光寺(石戸宿)所蔵の「銅造阿弥陀如来坐像」は、懸仏であった像に台座を付したもので、巻縄状の螺髪が特徴です。鎌倉時代後期の製作とされ市域最古で、御家人石戸氏が崇拝した仏像と推定しています。



銅造阿弥陀如来坐像(東光寺)

寿命院(深井)の「木造阿弥陀如来立像」は、尺五寸の檜材寄木造で、玉眼、漆箔です。鎌倉時代の快慶の様式を踏襲し、まなじりのつり上がった面相に特徴があります。室町時代の作と推定しています。深井薬師堂(深井)の「木造薬師三尊像」も同じ様式で、寄木造で玉眼、漆箔、彩色され、三尊像の中尊は通肩に法衣をまとい、禅定印を結んで結跏趺坐します。室町時代後半の作と推定しています。

旧修福寺地藏堂(石戸)の「木造地藏菩薩半跏像」は、伊東刑部が伊豆から背負ってきたと伝え、右手に錫杖、左手に宝珠をもち、左足を台座下に垂下します。鎌倉時代の様式で、遺存状態が良く、室町時代後半の作と推定しています。

荒井観音堂(荒井)の「木造観音坐像」は、素朴で簡素な様



式から円空の作と想定され、頭上に宝冠、通肩の衲衣をまとい、禪定印を結んで蓮台に座しています。

真福寺の「真福寺仁王像」は、同寺の仁王門に立つ阿形と吽形の像です。ともに寄木造、玉眼、彩色を施しています。仁王門は台石銘から安永3年(1774)の建立で、仁王像も同時期の作と推定しています。



木造薬師三尊像(深井薬師堂)



木造観音坐像(円空仏)

## 工芸品

工芸品は市指定の2件です。

宮内の個人が所蔵する「貝杓子」は、イタヤガイを割り竹に挟み、飴色の漆を塗るもので、柄の中ほどに「丸に三葉葵」の紋が蒔絵され、徳川家康から下賜されたと伝えています。江戸時代初期の作と推定しています。

宮内の個人が所蔵する「鉄製象嵌舌長鐙」は、全体に象嵌が施され、漆がかけられていたもので、その象嵌は意匠および技巧的に優れ、室町から安土桃山時代の作と推定しています。



貝杓子



鉄製象嵌舌長鐙





## 古文書

古文書は市指定の6件です。

寿命院の「寿命院朱印状」は、徳川家康が関東へ入府した翌年から発給され、寺領十石の寄付と寺中の税を除く旨が記され、本寺に11通の朱印状が残されています。

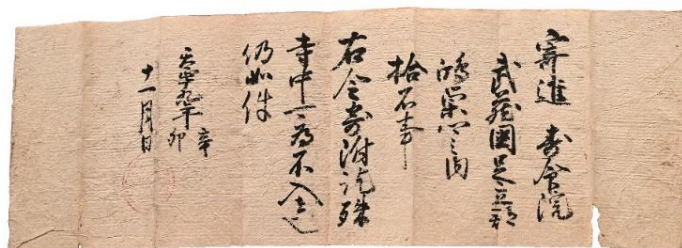
荒井の個人所蔵の「矢部家文書」は、4種21点を一括指定したものです。内訳は元和6年(1620)の「武州足立郡新井村御検地水帳」4冊、元和9年「新井水引帳」等で、近世初期の荒井村の様子を知る上で貴重です。

本宿の個人蔵の「岡野家文書」は、寛永8年(1631)～明治12年(1879)の地方文書76点を一括指定したものです。内訳は本宿村検地帳、和宮下向の警備、中山道普請に関するものなどがあり、近世の中山道をうかがう上で貴重な史料です。

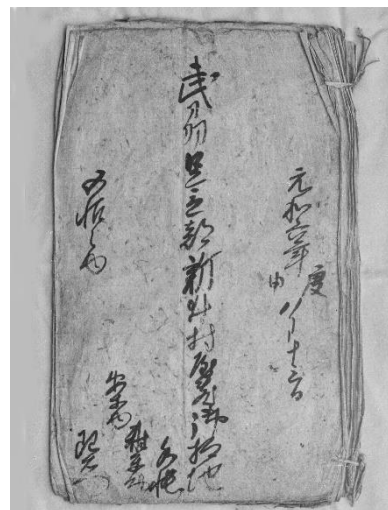
また、「元禄十年(1697)古地図」は、下石戸上村、下石戸下村2か村と荒井、高尾、松原村3か村の秣場論所裁許状で、詳細な絵図が描かれています。入会地の境界を裁定したものです。

宮内の個人蔵の「大島家文書」は、断簡を含めて約30点が残されています。このうち、永禄2年(1559)の太田資正判物および天正19年(1591)の浅野長吉書状は、『新編武蔵風土記稿』にも記載された史料で、戦国時代から近世に至る鴻巣郷の動向を知る上で貴重です。

高尾の旧船問屋が所蔵する「田島家文書」は、荒川の舟運の実態を物語る約500点のほか、幕末から昭和までの通信、生活に関する幅広い文書が継続的に遺されています。中でも京都田辺藩(現舞鶴市)の藩主、牧野家の葬送の資材運搬にかかわる資料は注目すべきものです。



寿命院朱印状



矢部家文書





### 考古資料

考古資料は県指定の 1 件と市指定の 5 件です。

県指定の「板石塔婆」は、東光寺に所在する貞永 2 年(1233)銘の板碑で、かつては日本最古とされていました。塔身に刻まれた幡の意匠から、板碑の起源を知る上で貴重なものです。

他の 5 件はいずれも市教育委員会が所蔵しており、「宮岡氷川神社前遺跡出土品」は縄文時代後・晩期の土製耳飾や御符様土版などの一括資料、「馬場遺跡出土石皿」は 4 脚と搔き出し口をもつ安山岩製の石皿です。「上手遺跡出土品」は、縄文時代中期後半および古墳時代前期の出土品、「中井一号古墳出土人物埴輪」は、県内最大級の女性埴輪を含む一括資料です。



板石塔婆(貞永 2 年銘板碑)

また、「仏像線刻面紡錘車」は、平安時代初期の蛇紋岩製の紡錘車です。袈裟を着た如来の横顔と施無畏印が描かれ、「直牛甘」の文字が刻まれていて、当時、地方集落に仏教が浸透してきたことを示す遺物です。

### 歴史資料

歴史資料は市指定の 10 件です。

「東光寺板石塔婆群」は国指定天然記念物「石戸蒲ザクラ」の根元に所在していた鎌倉時代中期の一群で、源範頼の供養塔と伝えています。御家人石戸氏の墓所に造立された供養塔と推定しています。また、「寿命院の板石塔婆」の 2 基は建長 3 年(1251)銘と建治 2 年(1276)銘で、前者は天蓋を刻む最古の板碑です。

「道標『大師道』」は石戸両大師として知られる真福寺の参道に立ち、「道標『これより石と舟とミち』」は、伝鎌倉街道の三叉路に立ち、銘文にある「石と舟と」と「たかお舟と」は石戸河岸と高尾河岸を指しています。

荒井の「花見堂廻国供養塔」は、宝永 3 年(1706)の建立で、高さが 2.5m です。全国 66 か所の霊場に法華経を奉納した記念に造立されたもので、荒井村他 17 か村、115 名の寄進者名がみえます。

「旧中丸村道路元標」と「旧石戸村道路元標」は、旧中丸村役場と旧石戸村役場に立ち、後者は大正 5 年(1916)の建立です。ともに村道の起点を示しており、大正 11 年(1922)の旧道路法により、各村で 1 基の造立が義務付けられたものです。

「花ノ木村の高札」は、天和 2 年(1682)のキリシタンに関する高札と享保 6 年(1721)の鷹番に関する高札の 2 点です。キリシタンの高札はその信者を訴えた際の褒賞と、隠匿した際の



厳罰について記し、鷹番の高札は鷹番役の停止とその後の管理の徹底を求める内容となっています。

また、「石戸小学校日誌」は、明治 45 年(1912)から昭和 25 年(1950)までの日誌で、その日の天候、学校行事、来校者、学校で行われた村内の行事などが記され、当時の社会や世相を反映している点が貴重です。



花ノ木村の高札(切支丹・鷹番)

## (2)民俗文化財

### ① 有形の民俗文化財

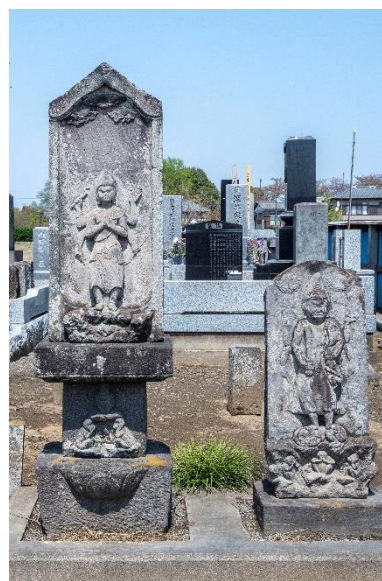
有形の民俗文化財は市指定の 16 件です。

石造物は 6 件で、庚申塔は「庚申塔(兼道標)」(宮内)との「阿観堂の庚申塔」(荒井)の 2 件があり、前者は元禄 10 年(1697)の造立、後者は延宝 3 年(1675)と寛延 3 年(1750)の造立で、いずれも庚申信仰の所産です。

また、「猿田彦大神」(中丸)は神道による庚申信仰の所産で、文化 9 年(1812)に 22 名の講員により造立されたものです。

「供養塔(兼道標)」(石戸宿)は寛政 11 年(1799)の造立で、法華經一千部を読誦したことを記念したもの、「宮内の稲荷石塔」(宮内)は天和 3 年(1683)の造立で、稲荷を陽刻し、現在でも 3 月に稲荷講が行われています。

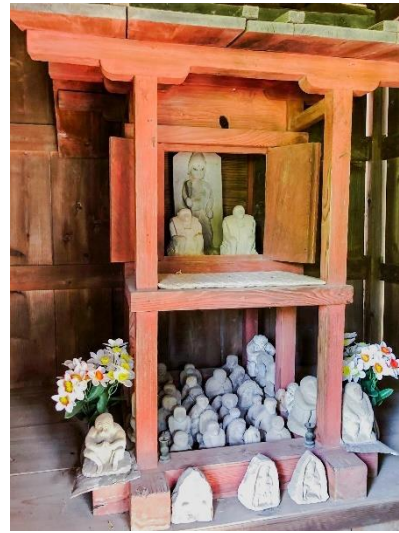
このほか、「山王神社御神体他石刻猿一括」(高尾)は、社殿内に元禄 13 年(1700)銘を有する御神体の青面金剛を中心に安産祈願の石刻猿が並んでおり、「しもの神様」と呼ばれています。また、石戸宿天神社(石戸宿)の石刻絵馬「菅原道真」は、彩色により牛に乗る菅原道真と松を描くもので、類例が少ないものです。



阿観堂の庚申塔



宮内の稲荷石塔



山王神社御神体他石刻猿一括

絵馬は「観音堂大絵馬」(荒井)、山中旧在の「祖師堂絵馬群」、本宿天神社(本宿)の「算額」があります。観音堂の大絵馬は「酒造絵馬」、「群馬図」、「雉図」を描き、「酒造絵馬」には明和5年(1768)の年号が墨書されています。祖師堂の絵馬群は9点が遺存し、当地の八幡社および日蓮宗の信仰にかかわるものです。天神社の算額は明治24年(1891)に奉納されたもので、関流算法により図形の面積を求める10題の解法が記され、和算が明治中期まで行われていたことを示しています。

また、神社関係では富士塚と幟があり、富士塚は「東間の富士塚」(東間)と「荒井の富士塚」(荒井)で、ともに富士山を模した塚上に、浅間神社の社殿が鎮座しています。6月30日と7月1日に初山の行事が行われ、毎年、赤子の健やかな成長を願う人々が祈願に訪れます。

幟は石戸宿天神社(石戸宿)の「天神社幟」、「石戸宿の天神社幟」、本宿天神社(本宿)の「本宿の天神社幟」の3件で、石戸宿の幟2件は石戸領を治めていた旗本牧野賛成(よししげ)が揮毫したもので、ともに文政年間(1818~1831)のものです。また、本宿天神社(本宿)の幟は江戸後期に活躍した書家中沢雪城の揮毫で、文久元年(1861)の夏に製作され、和宮降嫁の際に歓迎の意を込めて掲げたと伝えています。

「放光寺旧蔵のガングルマ」は大八車に輿を乗せた宮形で、棺を運んだ霊柩車です。木札の墨書銘から昭和6年(1931)の作で、竜頭形の燭台が5点付属し、平成10年(1998)まで故人の自宅から墓地(放光寺)までの野辺送りに使用されたものです。





## ② 無形の民俗文化財

無形の民俗文化財は、市指定の石戸宿天神社(石戸宿)の「天神社ささら獅子舞」の1件です。

江戸時代中期に始まるとされ、獅子はハウガン(法眼)とナカジシ(中獅子)、メジシ(女獅子)の三頭立てで、毎年10月15日の祭礼で舞が奉納されていましたが、現在は休止となっています。



天神社ささら獅子舞

## (3) 記念物

### ① 遺跡

遺跡は、国指定の「デーノタメ遺跡」(下石戸下)の1件です。

デーノタメ遺跡は縄文時代中期から後期の集落遺跡で、中期の環状集落は「関東最大級」の規模をもち、集落が約1,500年継続し、低地遺跡を伴うことが特徴です。低地遺跡でクルミ、トチノキをはじめとする種実、漆を塗った土器、昆虫遺体等が多く出土し、縄文時代の生活を知る上で多様な情報を有しています。

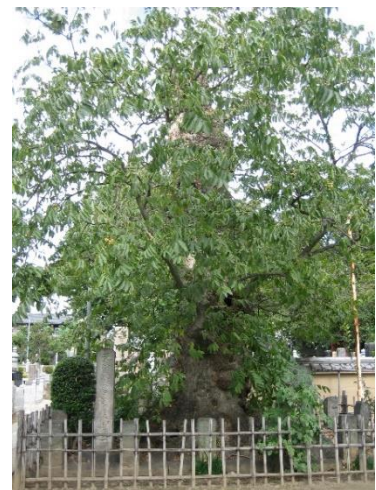
### ② 動物・植物・地質鉱物

天然記念物として指定された文化財は、国指定1件、県指定1件、市指定5件で、多くが神社・寺院に所在しています。

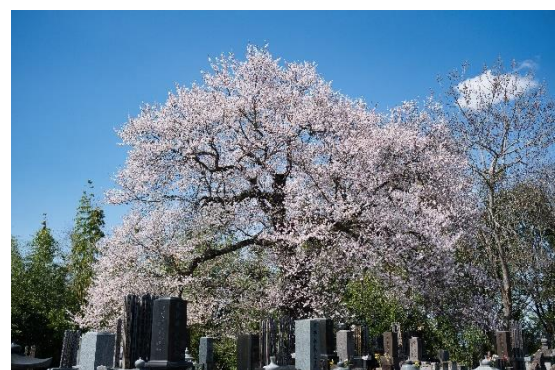
国指定の「石戸蒲ザクラ」(石戸宿)は、エドヒガンとヤマザクラの自然雑種といわれ、「特殊な桜」とされてきました。指定当時は「日本五大桜」の1つに数えられた巨桜であり、源範頼の伝説

を有するため江戸時代から衆目を集めてきました。滝沢馬琴の『玄同放言』は、この桜を渡辺華山の挿絵で紹介しており、植物学のみならず、歴史的にも重要な桜です。

県指定の「多聞寺のムクロジ」(本宿)は多聞寺の境内に所在し、昭和16年(1941)に指定を受けています。現在は樹冠部が枯損しており、樹勢が衰えつつあります。市指定のうち、石戸宿天神社の「ムク」(ムクノキ・石戸宿)は、樹高が30mを超えていましたが、双幹のうちの一方が枯損しています。また、サクラは北本自然観察公園内(荒井)の「エドヒガンザクラ」と高



多聞寺のムクロジ



阿弥陀堂のエドヒガン





尾の「阿弥陀堂のエドヒガン」があり、前者は平成 30 年(2018)に根元から倒れ、現在は経過観察中です。また、後者は大宮台地の最高地点に所在し、胸高幹周 2.5m、樹高 13mで、樹勢は良好です。

「高尾カタクリ自生地」(高尾)は、県内の荒川以東で数少ない自生地で、大宮台地の最高地点の北斜面に所在しています。平成 7 年(1995)から開花数等の調査と受粉、採種、播種を継続しており、開花数が年々増加しています。

### 第2節 未指定文化財の概要

令和 8 年(2026)3 月現在、市域に所在する未指定文化財が 81,388 件です。その内訳は、有形文化財が 77,287 件、民俗文化財が 3,718 件、記念物が 282 件、文化的景観は 5 件、埋蔵文化財包蔵地が 96 件で、これらの類型別の件数は表のとおりです。

未指定文化財の類型のうち、有形文化財の件数が際立って多いのは、市史編さん事業以来、収集に努めてきた諸家文書をはじめとする古文書、市の行政文書、さまざまな写真について、個々の件数をカウントしたためです。

#### (1)有形文化財

##### ① 建造物

建造物は神社建築、寺院建築、民家建築、宗教建築、産業建築、その他に分類することができ、市域の宮内、本宿、石戸、石戸宿、荒井、高尾地区に多くの歴史的建造物が遺されています。中でも高尾地区に民家建築、宮内地区に神社が集中します。

こうした、建造物は市域に特徴的な台地上や谷津に所在し、歴史的な景観を形成している点で重要です。

#### 神社建築

神社建築のうち、宮内氷川神社(宮内)の本殿は木造平屋建の切妻屋根で、棧瓦葺きです。建立年代は大正 4 年(1915)で、幣殿も同年代で、ともに近世の様式を踏襲したものです。

また、八雲神社(石戸)の本殿は、石戸小学校の奉安殿を移築したもので、木造平屋建の切妻屋根、銅板葺、千木、堅魚木を載せる神明造です。建立年代は昭和 9 年(1934)で、本宿天神社(本宿)に所在し、中丸小学校から移築したとされる奉安殿とともに注目すべきものです。

また、民家の屋敷神として祀られている荒井の個人宅(荒井)の稲荷社は、一間社流造、板葺で、彩色・彫物が優れています。高尾の個人宅(高尾)の稲荷社も同様です。



未指定文化財の類型別件数 (令和8年3月現在)

| 類型       |            |        | 細分     | 把握件数   |        |        |
|----------|------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 有形文化財    | 建造物        |        | 神社建築   | 28     |        |        |
|          |            |        | 寺院建築   | 20     |        |        |
|          |            |        | 民家建築   | 36     |        |        |
|          |            |        | 産業施設等  | 3      |        |        |
|          | 美術工芸品      |        | 絵画     | 絵画     | 0      |        |
|          |            |        | 彫刻     | 仏像     | 46     |        |
|          |            |        | 工芸品    | 工芸品    | 0      |        |
|          |            |        | 書跡・典籍  | 書跡・典籍  | 1      |        |
|          |            |        | 古文書    | 古文書    | 37,910 |        |
|          |            |        | 考古資料   | 考古資料   | 347    |        |
|          |            |        | 歴史資料   |        | 行政文書   | 13,799 |
|          |            |        |        |        | 石造物    | 674    |
|          |            |        |        |        | 地図・絵図  | 192    |
|          | 写真         | 24,231 |        |        |        |        |
| 無形文化財    |            |        |        | 0      |        |        |
| 民俗文化財    | 有形の民俗文化財   |        | 絵馬     | 57     |        |        |
|          |            |        | 屋敷神    | 966    |        |        |
|          |            |        | 守り札    | 1,843  |        |        |
|          |            |        | 民具     | 703    |        |        |
|          | 無形の民俗文化財   |        | 信仰     | 15     |        |        |
|          |            |        | 祭礼・芸能  | 35     |        |        |
|          |            |        | 行事     | 99     |        |        |
| 記念物      | 遺跡         | 社寺     | 44     |        |        |        |
|          | 名勝地        | 湧水     | 8      |        |        |        |
|          | 動物・植物・地質鉱物 |        | 動物     | 171    |        |        |
|          |            |        | 植物     | 57     |        |        |
|          |            |        | 地質鉱物   | 2      |        |        |
| 文化的景観    |            |        | 谷津・谷津田 | 3      |        |        |
|          |            |        | 崖線・水田  | 2      |        |        |
| 伝統的建造物群  |            |        |        | 0      |        |        |
| 埋蔵文化財包蔵地 |            |        |        | 96(2※) |        |        |
| 文化財の保存技術 |            |        |        | 0      |        |        |
| 計        |            |        |        | 81,388 |        |        |

※県選定重要遺跡：内数



### 寺院建築

寺院建築のうち、深井の寿命院境内(深井)に、山門・本堂・鐘楼・土蔵などが所在し、市域で最も大きな伽藍を形成しています。本堂は入母屋屋根、銅板葺で、正面の向拝に軒唐破風があり、向拝柱に獅子や獺の木鼻が表現されています。山門は切妻屋根、棧瓦葺で、門柱の後ろに2本の控え柱が建つ薬医門の形式です。鐘楼は入母屋屋根、棧瓦葺で、扇垂木に禅宗様の特徴があります。

また、無量寿院(朝日)は源頼朝の祈願寺という伝承があります。山門は切妻屋根、棧瓦葺で、薬医門の形式です。正月の神願祭で注連縄が飾られます。

このほか、市域の各地域に堂庵が点在しており、天井と壁面に絵を有する荒井観音堂(荒井)、南阿観堂(荒井)などの三間堂は、建築年代が不明ですが、比較的残りのよい堂として注目されます。



八雲神社本殿(旧石戸小学校奉安殿)



無量寿院山門

### 民家建築

民家建築は、明確に江戸時代の建築は確認できておらず、茅葺屋根の農家建築も数軒となっています。こうした中で、松村家長屋門(宮内)は明治時代初期の建設で、旧名主層の農家の様子を知ることができる貴重な遺構です。また、荒川の旧船問屋であった田島本家(高尾)は、主屋が明治11年(1878)の建設、土蔵が大正6年(1917)の建設で、土蔵は主屋とつながる座敷蔵、このほかに表門、味噌蔵などがあります。分家にあたる坂田島、南田島、東田島、西田島と呼ばれる各家の民家建築群も、高尾地区を代表する民家形式となっています。

また、荒井の矢部家土蔵(荒井)、下石戸の諏訪家住宅(石戸)、高尾の金子家住宅(高尾)、中山道沿いの旧鴨田家住宅(本宿)、岡野家住宅(本宿)なども注目すべき民家建築です。

産業施設は JA さいたまの石造倉庫(荒井)、宗教建築は解脱会御霊地の道場(緑)があります。



## ② 美術工芸品

## 彫刻

仏像のうち未指定の中世仏は4体で、このうち、鎌倉時代の作は寿命院の銅造地藏菩薩立像の1体です。この地藏菩薩像は像と台座が一鑄、像高5.5cmの小金銅仏で、火を受けているため像容は不明瞭です。残る3体は室町時代の作で、荒井観音堂の千手観音坐像(荒井)、高尾観音堂の十一面観音懸仏(高尾)、大蔵寺の木造阿弥陀如来立像(石戸)があります。このうち、千手観音坐像は旧双徳寺の本尊と想定され、阿弥陀の化仏を刻む宝冠をかぶり、当初の像容を失っていますが、千手観音であったと想定しています。また、高尾観音堂の十一面観音は、本像である木造十一面観音坐像の胎内仏で、像高5.1cm、銅製の懸仏です。大蔵寺の木造阿弥陀如来坐像は旧修福寺の本尊で、来迎印を結んで台座上に立ち、後世の塗り替えにより像の構造は不明です。

近世仏は、多聞寺に所在する木食白道作の木造子安地藏菩薩立像が注目すべきものです。この地藏像は木食白道が寛政元年(1789)に制作したもので、台座を含めて一材で彫られ、『木食白導一代記』に記述があります。微笑みながら赤子を「ねんねこ」に包んで抱いていて、以前は檀家の家を回る「廻り地藏」信仰の本尊であったものです。



千手観音坐像(荒井観音堂)



木食白道木造子安観音菩薩立像(多聞寺)

## 書跡・典籍

石戸宿の個人宅に、『蒲櫻記』という隷書体で記された掛軸が伝えられています。来歴は不明ですが、細川潤次郎氏による撰文、毛利雙松氏の書により、明治21年(1888)に作製されたものです。

## 古文書

市域には村の政治・生活、街道と河岸、寺院と文化などにかかわる近世の諸家文書が遺され、未指定の古文書は下石戸村の名主を務めた吉田家、荒井村の名主を務めた矢部家の古文書





が当時の様子をよく伝えています。矢部家文書は、鷹場、秣場争論、年貢などのほか、地元の産業である硝石の製造や現在は廃寺となった双徳寺に関する文書が注目されます。

吉田家文書は、検地帳、入会地、宗門帳、などのほか、荒川の渡守をめぐる支配権の争い、有君の下向、伝馬、助郷などの中山道の交通に関する文書があります。

### 考古資料

考古資料は発掘調査の増加により増大しており、各時代に重要な遺物が出土しています。旧石器時代は市域で最古となる下宿遺跡の石器群、ナイフ形石器、石核、細石刃を含む提灯木山遺跡の石器群、デーノタメ遺跡の黒曜石製の細石刃核 2 点が注目されます。

縄文時代は、中期の漆工芸技術をうかがわせるデーノタメ遺跡の漆塗土器、マメ栽培などをうかがわせる圧痕土器、クルミ形土製品、後期の住居跡から出土した市場遺跡の深鉢形土器 2 点、晩期の土偶・耳飾・石冠・石剣・土版など、縄文人の精神文化をうかがわせる宮岡氷川神社前遺跡の一括資料があります。

古墳時代は、中期の石製模造品の工房跡から出土した庚塚遺跡の未成品一括資料、元屋敷遺跡から出土した古墳時代後期の銅鈴、終末期の古墳石室から出土した諏訪山南遺跡のフラスコ形長頸瓶などが注目されます。

奈良・平安時代は寺院や官衙関連の遺物が注目され、讃岐谷遺跡の漆工房跡から出土した「真願奉」、「矢邊室使物」の墨書坏、水瓶・壺・台付坏などの一括資料、下宿遺跡から出土した帯金具の巡方、「上」という文字の鉄製焼印などがあります。

中世は、阿弥陀堂遺跡の大宮館跡から出土した中国製の青磁・白磁片の一括資料、石戸城跡から出土した懸仏・古瀬戸瓶子、諏訪山南遺跡から出土した大永 3 年(1523)・5 年(1525)銘の板碑(双碑)などが注目されます。



クルミ形土製品(デーノタメ遺跡)



深鉢形土器(市場遺跡)



## 歴史資料

歴史資料のうち、未指定の石造物は板碑が 348 件、中世石塔が 43 件、近世の供養塔、石碑などが 283 件です。このうち、板碑は、結衆により造立された民間信仰の月待板碑、申待板碑に特色があり、月待系は石戸宿の個人宅に所在する延徳 4 年(1492)銘板碑、申待系は寿命院に所在する天文 24 年(1555)の 2 基 1 対の双碑、妙音寺(高尾)の永禄 10 年(1567)銘板碑があり、妙音寺の板碑は市域最新です。

近世の石造物は造立趣旨が多彩で、さまざまな信仰、文化的な事績などを知ることができます。信仰の所産のうち念仏供養塔は、北原共同墓地に所在する地藏和讃の場面を描いた宝暦 7 年(1757)銘の地藏菩薩、寒念仏供養塔は高尾路傍に立つ享保 18 年(1733)銘の地藏菩薩、經典供養は石戸宿放光寺に所在する「普門品三千巻」、「心経一千巻」を読誦した享保 6 年(1721)銘の閻魔坐像などがあります。また、廻国供養塔は阿観堂に所在する出羽三山、西国、坂東、秩父札所をめぐる文政 12 年(1829)銘供養塔、女人講の造立は、平仮名で 14 人の女性名を刻んだ北原共同墓地の如意輪観音像の供養塔などがあります。

## (2) 民俗文化財

### ① 有形の民俗文化財

市域における有形の民俗文化財は、多様な文化財が所在し、民具 703 件、屋敷神 966 件、守り札 1,843 件などを把握しました。このうち、民具は衣食住、生産・生業、運搬・通信、団体生活、信仰・行事・儀礼、娯楽・遊戯に関するものなど多岐にわたり、このうち、畑作や谷津田の稲作や養蚕に使用した農具類が充実しています。



地藏和讃の地藏菩薩



多間寺の庚申塔

屋敷神は各家の敷地内に祀られる神々で、その内訳は稲荷・八幡・弁財天・荒神・神明・若宮・八幡となっています。

また、守り札は旧家の屋根裏などに菰にくるまれ、長期に累積した状態で発見されることが多いものです。さまざまな信仰の対象と、信仰の範囲を知ることができます。



守り札 (牛王宝印)



## ② 無形の民俗文化財

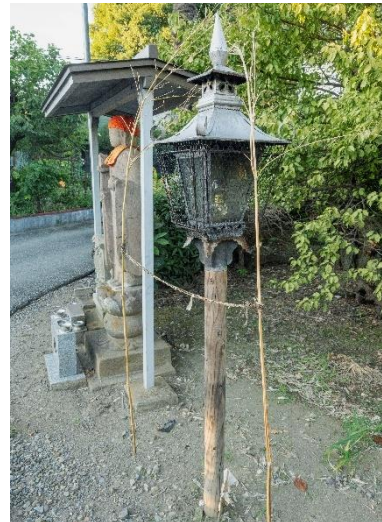
無形の民俗文化財は、獅子舞や囃子などの郷土芸能が市域の各地で継承されているほか、信仰、祭礼・芸能、行事などがあります。次に信仰、祭礼・芸能、行事について整理します。

### 信仰

信仰には神社、寺院、各家の神々、各種の講などがあります。このうち、市域の講の多くは代参講で、主なものに榛名講（群馬県高崎市）、大山講（神奈川県伊勢原市）、御岳講（東京都青梅市）、宝登山講（長瀬町）、三峯講（秩父市）、雷電講（群馬県板倉町）があります。かつては代参が盛んで、講員の楽しみでしたが、現在は簡略化の傾向にあります。

### 祭礼・芸能

祭礼は地域の各神社で執り行われ、囃子が奏でられ、獅子舞などが奉納されます。市域の囃子は神田囃子木下流が多く、一部に杉山流と地囃子を遺しています。7月中旬の祇園祭は、荒井須賀神社、八雲神社、別所白山神社、中丸氷川神社、本宿天神社などで賑わいます。また、6月30日は東間と荒井の浅間社の初山祭で、1歳に満たない子どもが集います。



大山講の灯籠（高尾）

### 行事

行事は、寺院で1月3日と2月3日の真福寺のだるま市、2月11日に無量寿院の神願祭などがあります。また、地域や各家で1月の正月、2・3月の初午、5月の節供、7月の大山講、8月の盆、施餓鬼、9月の十五夜、10月の恵比寿講、11月のトウカンヤ、12月の冬至、ミソカッパライなど、さまざまな行事が継続しています。

## (3) 記念物

### ① 遺跡

遺跡は寺院や神社、街道などがあります。寺院や神社は地域のランドマークとして歴史的な景観を残すとともに、歴史的資源が集中しています。また、これらをつなぐ街道や古道も遺跡としての性格を有しています。

寺院のうち真言宗の寺院は寿命院、多聞寺、無量寿院、安養院、天台宗は真福寺、大蔵寺、放光寺、浄土宗は勝林寺、時宗は東光寺があります。また、神社は高尾、下石戸上、宮内、中丸地区の氷川神社、本宿、石戸宿地区の天神社、荒井地区の須賀神社、下石戸下地区の八雲神社などがあります。

また、街道は市域の西部を伝鎌倉街道が、東部を中山道と岩付街道が南北に走っていますが、道路の拡幅などにより原形は保っていません。ただし、鎌倉街道の宿であり石戸城の城下町として機能した石戸宿で、集落遺構（下宿遺跡）が、中山道の一部で江戸時代の道路遺構（下原遺跡）が調査されています。





## ② 名勝地

名勝地は、谷津や崖線下に所在する湧水を 8 件把握しました。これら湧水はかつて谷津田の水源として、また巖島神社などの信仰に結びつき、あずきとぎ婆の伝説の核となってきました。また、豊かな生態系を育む水環境の源泉でもあります。

## ③ 動物・植物・地質鉱物

市域の動物・植物は、『北本の動植物誌』の中で動物 2,216 種、植物 682 種が記載され、開発圧の強い県南部において、豊かな生物相を残していることが明らかにされています。未指定の動物・植物は、これらのうちからレッドデータブックに記載され、保護を必要とする動物 171 件、植物 57 件、合わせて 228 件を把握しました。

地質鉱物は、かつて大宮台地を形成する関東ローム層の崖が各地に存在し、地質調査のフィールドとされていましたが、現在は多くが失われています。把握した2件はローム層の崖の不整合および荒川の河床に露出する岩盤(下総層群清川層)です。



谷津の湧水(八重塚の谷津)



荒川河岸の清川層(昭和 54 年)

## (4) 文化的景観

市域の西部には北から「北袋の谷津」、「宮岡の谷津」、「八重塚の谷津」と 3 つの谷津が台地を浸食し、起伏に富んだ特色ある景観となっています。北袋の谷津は現在もわずかに谷津田が営まれ、湧水、小溪流、斜面林、水田、休耕田、畦畔などの文化的な景観を構成しています。

また、大宮台地と荒川低地の境界は、比高差の大きな崖線となっています。崖線は大規模な緑地帯となっていて、低地部の水田、休耕田、畔道とともに文化的な景観となっています。



大宮台地の崖線と荒川河川敷





## (5) 埋蔵文化財包蔵地

埋蔵文化財は、周知の埋蔵文化財包蔵地が96件、県選定重要遺跡が2件です。

市域には周知の埋蔵文化財が分布しており、西から荒川水系、江川水系、元荒川水系の3つの水系を望む台地上に位置しています。注目すべき遺跡は、国指定史跡および県選定重要遺跡を除くと、旧石器時代の下宿遺跡、縄文時代後、晩期の宮岡氷川神社前遺跡(高尾)、古墳時代の庚塚遺跡(石戸宿)、元屋敷遺跡(石戸宿)、律令期の下宿遺跡、中世の堀ノ内館跡(石戸宿)、近世のお茶屋遺跡(石戸宿)などがあげられます。



住居跡と掘立柱建物跡(庚塚遺跡)

## 第3節 地域文化資源の概要

文化財を取り巻く地域文化資源のうち、民俗調査で得られた伝説、世間話、昔話、諺、言い習わし、および方言をリスト化しました。

伝説は国指定天然記念物「石戸蒲ザクラ」の源範頼伝説をはじめ、上杉謙信の「逆さ椿」、厳島神社の「龍灯杉」、石戸城の「一夜堤」、左甚五郎の「一夜でつくった大御堂」など42件、世間話は「オトカの嫁入り」など12件、昔話25件、諺175件、言い習わしは「高尾お宮の荒井堂」、「しょうがなかったら高尾へ行け」など25件があります。

また、方言は『北本のことば』に採録された4,292件をリスト化しました。

地域文化財資源の類型別件数

| 類型     | 細分    | 把握件数  |
|--------|-------|-------|
| 地域文化資源 | 伝説    | 42    |
|        | 世間話   | 12    |
|        | 昔話    | 25    |
|        | 諺     | 175   |
|        | 言い習わし | 25    |
|        | 方言    | 4,292 |
| 計      |       | 4,571 |

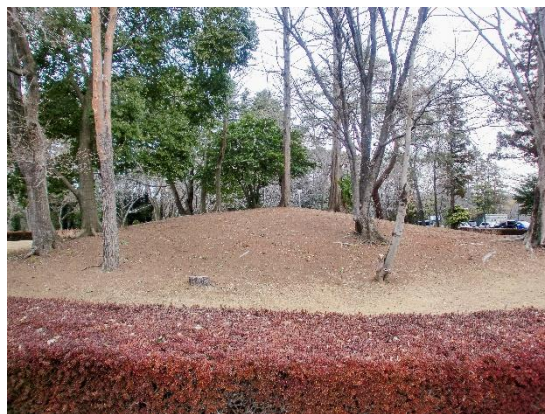


## 第4節 関連する制度

### (1) 県選定重要遺跡

この遺跡は、周知の埋蔵文化財包蔵地である遺跡のうち、特に歴史上または学術上価値が高いものとして、昭和44年(1969)10月1日および昭和51年(1976)10月1日に県教育委員会が選定した遺跡です。現在は161遺跡が選定され、市域では八重塚2号墳と石戸城跡が選定されています。

「八重塚2号墳」(荒井)は7世紀後半の方墳で、北里大学メディカルセンターの構内で現状保存されています。また、「石戸城跡」は岩付城と松山城を結ぶ上杉方の城として15世紀半ばの築城といわれ、永禄6年(1563)に上杉謙信が入城しており、文献史料にその名をとどめる城です。



県選定重要遺跡「八重塚2号墳」

### (2) 緑のトラスト保全地

このトラスト保全地は、県内の自然や歴史的環境等の保全を推進するさいたま緑のトラスト協会(公益財団法人)がナショナルトラスト運動によって取得し、保全・管理する土地です。これまでに1号地から14号地が設置され、市域に所在する第8号地「高尾宮岡の景観地(宮岡の谷津)」は、平成17年(2005)にトラストが決定し、保全・管理されています。



### 第3章

## 北本市の歴史文化の特性

### 第1節 歴史文化の概要

本市は市域の大半が大宮台地上に位置し、おおむね平坦な地形ですが、市の西部は台地を浸食する谷津によって起伏のある地形となっています。また、台地の東と西は低地が広がり、西端は荒川が市境をなしています。市域の地形は、台地と谷津を中心とし、東と西に広がる低地と河川が特徴です。

旧石器時代の人々は、荒川や谷津を望む峡谷に沿って獲物を追い求める移動生活を続け、縄文時代の人々は豊かな自然の中で、湧水を囲む台地上にデーノタメ遺跡などの大きな集落を形成しました。また、弥生時代の人々が営み始めた水田は、谷津の小さな湿地でした。

古墳時代は、谷津を望む台地上に庚塚遺跡などの大規模な集落を営むようになり、富士山や秩父連山を遠望する台地の縁に方形周溝墓や古墳などの大きな墓を連綿と築きました。

仏教や文字が伝わった奈良・平安時代も、集落の立地は前時代と変わらず、谷津の小河川や荒川を望む台地上に集落を営み、下宿遺跡のような官衙的な集落が現れました。

続く鎌倉時代は、武士によって谷津の地形を活かした堀ノ内館が築かれ、地域支配の拠点としつつ、土地の開発が進みました。また、伝鎌倉街道などの幹線道路が整備され、街道沿いに寺院跡や仏像などが文化財として残っています。

戦国時代は谷津の地形を活かした要害の地に石戸城が築かれ、近隣の城と連携が図られるとともに、上杉謙信などの武将が訪れたほか、城下町が形成されました。

近世は中山道が大宮台地の背骨を貫くように整備され、旅人が2か所の立場で休息したほか、荒川に幕府公認の高尾河岸がおかれ、舟運の拠点として町場が形成されました。

近代以降は、中山道に沿って鉄道が敷かれ、大正時代に駅信号所が、昭和の初期に駅が開設されました。その後、昭和18年(1943)に中丸村と石戸村の合併により北本宿村が誕生すると、北本市の骨格ができ上がりました。

台地上に広がる本市は畑作が中心で、近世以降は麦、サツマイモなどが盛んにつくられ、谷津田で、ツミタという直播法の米づくりが戦後まで行われていました。こうした農業を支えてきたのが、ドロツケと呼ばれる大規模な客土と、堆肥を生産し、水源を涵養する雑木林でした。こうした里山の環境の中で、村々では神仏への信仰や郷土芸能など、今日までさまざまな歴史文化が育まれてきたのです。





## 第2節 歴史文化の特性

これまで述べてきた本市の歴史文化の特性は、市域の土地柄と、そこに行き来する人々の交流にフォーカスすれば、「台地と谷津の暮らし」、「街道と川の交流」をキーワードに展開してきました。

歴史文化のキーワード 「台地と谷津の暮らし、街道と川の交流」

これらのキーワードをもとに、時期と地域を考慮した上で整理すると、本市の歴史文化は次の8つのテーマで示すことができます。

### 1 デーノタメの杜と水が支えた縄文の歴史文化

デーノタメ遺跡は縄文時代中期から後期の集落遺跡で、1,500 年間も継続しました。中期集落は「関東最大級」と大きく、低地遺跡を伴う遺跡です。縄文人の植物利用や漆のデータが豊富なため「縄文のタイムカプセル」といわれ、縄文文化をリアルに伝えています。



低地遺跡の調査（デーノタメ遺跡）

### 2 武士の館と謙信がやってきた城の歴史文化

中世の文化財が数多く残る本市は、鎌倉時代に御家人石戸氏が館を構え、供養のために板碑を墓所に造立しました。戦国時代になると要害の地に石戸城が築かれ、岩付城主の太田氏や上杉謙信が入城するなど、歴史的人物の活躍と中世の景観を今に伝えています。



元禄の絵図に描かれた石戸城跡

### 3 戦国武将が駆け抜けた岩付街道の歴史文化

戦国時代の市域東部は鴻巣郷に属し、岩付街道が南北に走っていました。街道沿いに、岩付太田氏に仕える「鴻巣七騎」と呼ばれる武士団が割拠し、館跡や菩提寺、古文書、工芸品などを継承しており、戦国時代の鴻巣郷の様子を今に伝えています。



上手館跡の土塁(古市場古壘)





#### 4 旅人が一休みした中山道の歴史文化

中山道は市域の中央を南北に走り、当初は宿が置かれていました。宿が移転した本宿村は間宿(あいのしゅく)となり、2 か所の立場(たてば)は旅人の休憩所として賑わいました。近代に街道に沿って鉄道が敷かれると市街地が形成され、北本市の誕生へつながりました。



松並木の中山道(明治時代)

#### 5 荒川の舟運と河岸場の歴史文化

市域の西端を流れる荒川は、江戸時代に高尾河岸がおかれ舟運で賑わいました。この河岸より上流に大きな船は遡行できず、遠方の年貢米はこの河岸から江戸へ運ばれました。河岸の周辺は市域きっての町場で、旧船問屋と河岸への道は当時の面影を今に伝えています。

#### 6 仏と神が住まう信仰と伝説、まつりの歴史文化

市域に所在するさまざまな信仰は、鎮守や寺院、堂庵で息づいています。真福寺のだるま市、東間と荒井の浅間神社の初山は、多くの参拝客で賑わい、囃子や獅子舞が花を添えます。宮岡の神社群は厳かな景観とともに「竜灯杉」、「弁財天」などの伝説を今に伝えています。



旧船問屋の門(田島家)

#### 7 台地と谷津が育んだ里山の歴史文化

本市は大宮台地の北部に位置し、同台地中で最も標高が高いエリアです。台地を浸食する北袋と宮岡の谷津は比高差が大きく、原始時代から人々の生活が営まれてきました。台地上の畑作とこれを支えた客土(ドロツケ)、谷津のツミタの痕跡、記録や農具は、地域の特色ある農業の歴史を今に伝えています。

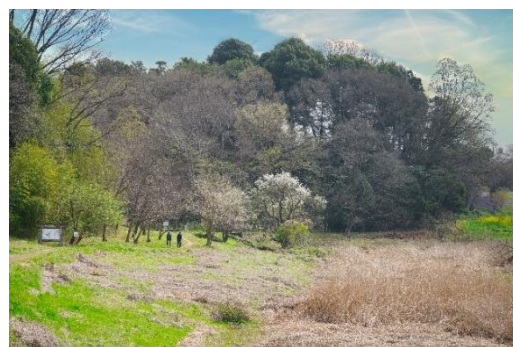


竜灯杉の伝説が残る厳島神社



## 8 希少な動植物と生物多様性の歴史文化

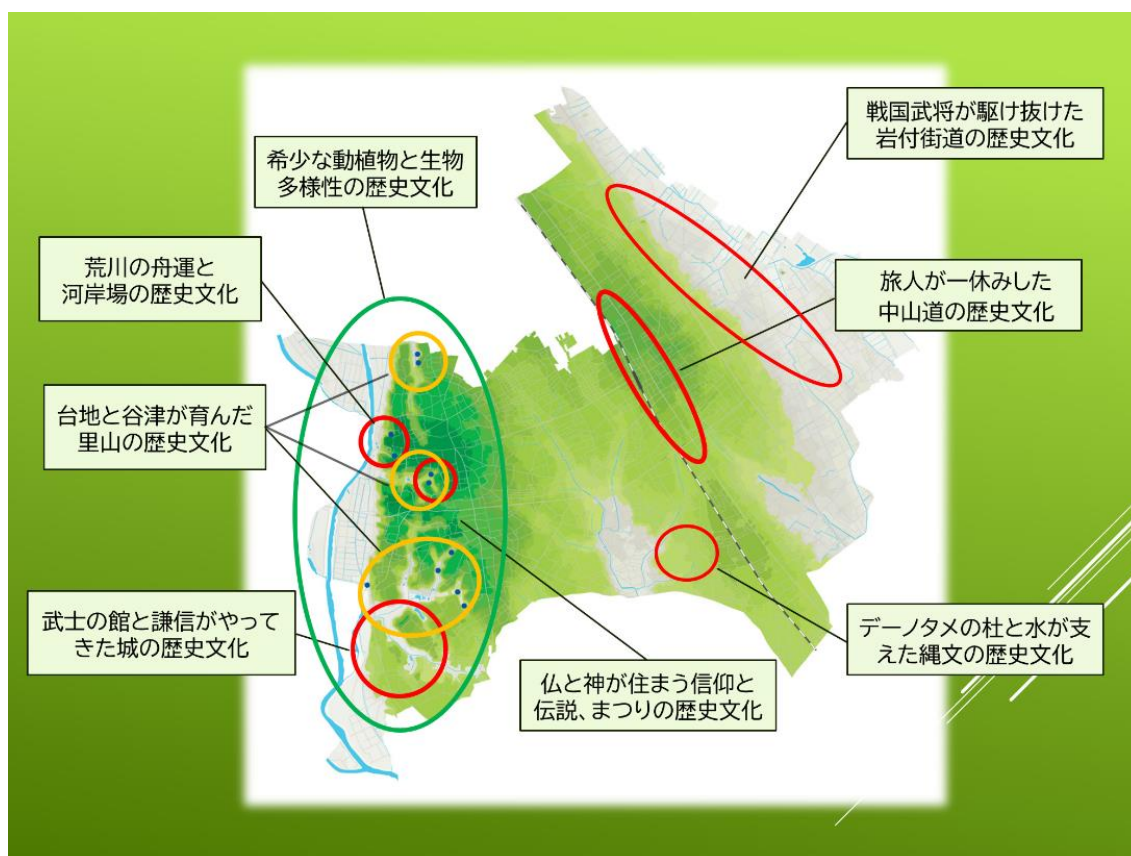
本市は都市化が進む中で里山の環境を残すまちです。市域西部の起伏に富む谷津と斜面林、湧水、湿地には、希少な動植物が生息しています。『レッドリスト』に記載される種は 200 種を超え、生物多様性の観点からも優れた環境を今に伝えています。



宮岡の谷津(高尾)



希少種のキンラン(左)・ギンラン (中)・エビネ(右)



8つの歴史文化を残すエリア



## 第4章

# 文化財の調査と把握状況

### 第1節 これまでの調査と成果

市域の歴史にかかわる記述は、江戸時代の地誌類や随筆に認めることができ、特に江戸市中で著名であった東光寺の蒲ザクラは、江戸幕府が編さんした『新編武蔵風土記稿』や福島東雄による『武蔵志』のほか、滝沢馬琴の『玄同放言』、津田大浄の『遊歴雑記』などの歴史考証随筆にも詳しく取り上げられています。

この蒲ザクラは、大正11年(1922)10月12日に国指定天然記念物「石戸蒲ザクラ」となり、東京帝国大学の三好學による調査の成果が公にされてきました。また、蒲ザクラの樹下に林立していた鎌倉時代中期の板碑群は、当時、日本最古とされた貞永2年(1233)銘板碑を含んでいたため、多くの研究者が調査に訪れ、板碑の起源をめぐるさまざまな論考が公にされています。

その後、市教育委員会が市域の文化財の調査を開始したのは、昭和40年代の半ばのことです。当時は、市に文化財の専門職員が配置されていませんでしたが、毎年テーマに沿った調査を行い、報告書を刊行してきました。

市域の文化財をはじめとする歴史資料を体系的に調査する契機となったのが、昭和53年(1978)から平成7年(1995)まで、18年間にわたって継続した市史編さん事業です。この市史編さん事業では、原始、古代、中世、近世、近代、民俗、自然分野の資料収集と調査を継続し、その成果を各資料編と通史編として刊行しました。

また、昭和50年(1975)頃から市に文化財の専門職員が配置され、特に埋蔵文化財の発掘調査を継続的にを行い、その成果を公開してきました。

このほか、市域の文化財について、埼玉県教育委員会による調査とともに、研究者や市民団体、市民が市域の文化財を調査しており、以下、北本市を主体とする調査、埼玉県を主体とする調査、研究者や市民団体、市民等を主体とする調査に分けて示します。





## (1) 北本市による調査の成果と刊行物

北本市および北本市教育委員会が行った調査は以下の表のとおりで、市教育委員会が行った一般文化財、埋蔵文化財の調査と刊行物、市史編さん事業で行った調査と刊行物を示します。

## ① 文化財の調査・刊行物

| 書名                                                 | 著者   | 発行者      | 刊行年  | シリーズ名・備考       |
|----------------------------------------------------|------|----------|------|----------------|
| 北本の石仏                                              | —    | 北本市教育委員会 | 1972 | 市文化財調査報告書第2集   |
| 東光寺所在貞永二年銘板石塔婆<br>保存処置報告・宮岡Ⅰ遺跡発掘<br>調査概要・北本市所在文書目録 | —    | 北本市教育委員会 | 1973 | 市文化財調査報告書第3集   |
| 北本の絵馬                                              | —    | 北本市教育委員会 | 1974 | 市文化財調査報告書第4集   |
| 北本の民家                                              | —    | 北本市教育委員会 | 1975 | 市文化財調査報告書第5集   |
| 北本の植物                                              | —    | 北本市教育委員会 | 1976 | 市文化財調査報告書第6集   |
| 北本の仏像                                              | —    | 北本市教育委員会 | 1977 | 市文化財調査報告書第7集   |
| 北本の神社                                              | —    | 北本市教育委員会 | 1978 | 市文化財調査報告書第8集   |
| 北本の板碑                                              | —    | 北本市教育委員会 | 1979 | 市文化財調査報告書第9集   |
| 北本地名誌                                              | —    | 北本市教育委員会 | 1980 | 市文化財調査報告書第10集  |
| 北本市野外植物目録                                          | —    | 北本市教育委員会 | 1981 | 市文化財調査報告書第11集  |
| 北本の野鳥                                              | —    | 北本市教育委員会 | 1982 | 市文化財調査報告書第12集  |
| 北本の屋敷神                                             | —    | 北本市教育委員会 | 1984 | 市文化財調査報告書第13集  |
| 北本市石造遺物所在目録Ⅰ                                       | —    | 北本市教育委員会 | 1985 | 市文化財調査報告書第14集  |
| 北本市石造遺物所在目録Ⅱ                                       | —    | 北本市教育委員会 | 1986 | 市文化財調査報告書第15集  |
| 北本市石造遺物所在目録Ⅲ                                       | —    | 北本市教育委員会 | 1990 | 市文化財調査報告書第16集  |
| 北本の民具目録                                            | —    | 北本市教育委員会 | 1995 | 市文化財調査報告書第17集  |
| 北本の郷土芸能                                            | —    | 北本市教育委員会 | 1996 | 市文化財調査報告書第18集  |
| 北本の守り札                                             | —    | 北本市教育委員会 | 2020 | 市文化財調査報告書第19集  |
| 石戸蒲ザクラの今昔                                          | —    | 北本市教育委員会 | 2008 |                |
| 北本市歴史的建造物調査報告<br>松村晴夫家長屋門                          | 黒津高行 | 北本市教育委員会 | 2003 | 日本工業大学工学部 建築学科 |
| 北本市歴史的建造物調査概報<br>高尾河岸旧船問屋 田島家住宅                    | 黒津高行 | 北本市教育委員会 | 2008 | 日本工業大学工学部 建築学科 |
| 市の木「桜」市の花「菊」                                       | —    | 北本市      | 1983 | 市の木・市の花制定5周年記念 |
| きたもと紀行 -歴史と自然-                                     | —    | 北本市      | 1999 | きたもと文庫         |





## ② 埋蔵文化財の調査・刊行物

| 書名                                          | 著者 | 発行者      | 刊行年  | シリーズ名・備考       |
|---------------------------------------------|----|----------|------|----------------|
| 北本市の埋蔵文化財                                   | —  | 北本市教育委員会 | 1972 | 市文化財調査報告書第1集   |
| 八重塚遺跡                                       | —  | 北本市教育委員会 | 1994 | 埋蔵文化財調査報告書第1集  |
| 堀ノ内館遺跡・諏訪山南遺跡・<br>諏訪山北遺跡                    | —  | 北本市教育委員会 | 1995 | 埋蔵文化財調査報告書第2集  |
| 氷川神社北遺跡(第2次調査)・市場Ⅰ遺跡                        | —  | 北本市教育委員会 | 1995 | 埋蔵文化財調査報告書第3集  |
| 問屋坂遺跡・北袋神社遺跡                                | —  | 北本市教育委員会 | 1996 | 埋蔵文化財調査報告書第4集  |
| 市場Ⅰ遺跡(第3次調査)                                | —  | 北本市教育委員会 | 1997 | 埋蔵文化財調査報告書第5集  |
| 阿弥陀堂遺跡(第1・2次調査)                             | —  | 北本市教育委員会 | 1997 | 埋蔵文化財調査報告書第6集  |
| 丸山遺跡・宮岡遺跡(第2次調査)                            | —  | 北本市教育委員会 | 1998 | 埋蔵文化財調査報告書第7集  |
| 庚塚遺跡                                        | —  | 北本市教育委員会 | 1999 | 埋蔵文化財調査報告書第8集  |
| 下宿遺跡                                        | —  | 北本市教育委員会 | 2000 | 埋蔵文化財調査報告書第9集  |
| 宮岡遺跡(第4次調査)                                 | —  | 北本市教育委員会 | 2001 | 埋蔵文化財調査報告書第10集 |
| 石戸城跡(第1-3次調査)                               | —  | 北本市教育委員会 | 2002 | 埋蔵文化財調査報告書第11集 |
| 下宿遺跡(第3次調査)                                 | —  | 北本市教育委員会 | 2002 | 埋蔵文化財調査報告書第12集 |
| 八幡遺跡                                        | —  | 北本市教育委員会 | 2003 | 埋蔵文化財調査報告書第13集 |
| 雷電遺跡・元屋敷遺跡・鉄砲宿<br>遺跡                        | —  | 北本市教育委員会 | 2005 | 埋蔵文化財調査報告書第14集 |
| 下宿遺跡・荒久保遺跡                                  | —  | 北本市教育委員会 | 2007 | 埋蔵文化財調査報告書第15集 |
| 宮岡氷川神社前遺跡(第3次<br>調査)                        | —  | 北本市教育委員会 | 2008 | 埋蔵文化財調査報告書第16集 |
| 八幡遺跡(第2次調査)・中井<br>遺跡(第2次調査)・下宿遺跡<br>(第5次調査) | —  | 北本市教育委員会 | 2009 | 埋蔵文化財調査報告書第17集 |
| 元屋敷遺跡(第3次調査)                                | —  | 北本市教育委員会 | 2015 | 埋蔵文化財調査報告書第18集 |
| 三五郎山遺跡                                      | —  | 北本市教育委員会 | 2016 | 埋蔵文化財調査報告書第19集 |
| 如意寺遺跡                                       | —  | 北本市教育委員会 | 2016 | 埋蔵文化財調査報告書第20集 |
| デーノタメ遺跡                                     | —  | 北本市教育委員会 | 2017 | 埋蔵文化財調査報告書第21集 |
| デーノタメ遺跡総括報告書                                | —  | 北本市教育委員会 | 2019 | 埋蔵文化財調査報告書第22集 |
| 中井遺跡(第3次調査)・下宿<br>遺跡(第6次調査)                 | —  | 北本市教育委員会 | 2020 | 埋蔵文化財調査報告書第23集 |
| 雑木林遺跡                                       | —  | 北本市教育委員会 | 2020 | 埋蔵文化財調査報告書第24集 |
| 下宿遺跡(第7次調査)・上宿<br>遺跡                        | —  | 北本市教育委員会 | 2021 | 埋蔵文化財調査報告書第25集 |



|                                       |   |            |      |                |
|---------------------------------------|---|------------|------|----------------|
| 善徳遺跡                                  | — | 北本市教育委員会   | 2021 | 埋蔵文化財調査報告書第26集 |
| 横田遺跡(第3・4次調査)・市場遺跡(第4次調査)・下宿遺跡(第8次調査) | — | 北本市教育委員会   | 2022 | 埋蔵文化財調査報告書第27集 |
| 権現堂遺跡・刑部谷遺跡・丸山遺跡(第3次調査)・八幡遺跡(第4次調査)   | — | 北本市教育委員会   | 2023 | 埋蔵文化財調査報告書第28集 |
| 下宿遺跡(第9次調査)                           | — | 北本市教育委員会   | 2024 | 埋蔵文化財調査報告書第29集 |
| 庚塚遺跡(第3次調査)                           | — | 北本市教育委員会   | 2026 | 埋蔵文化財調査報告書第30集 |
| 上手遺跡発掘調査報告書                           | — | 北本市上手遺跡調査会 | 1989 |                |
| 市場Ⅰ遺跡(第2次調査)                          | — | 北本市遺跡調査会   | 1994 | 北本市遺跡調査会報告第1集  |
| 提灯木山遺跡(第2次調査)                         | — | 北本市遺跡調査会   | 1996 | 北本市遺跡調査会報告第2集  |
| 榎戸遺跡                                  | — | 北本市榎戸遺跡調査会 | 2000 |                |
| デーノタメ遺跡関連シンポジウム資料「デーノタメ遺跡が拓く縄文の世界Ⅰ」   | — | 北本市教育委員会   | 2017 |                |
| シンポジウム「デーノタメ遺跡が拓く縄文の世界Ⅱ」縄文時代の環境と食 資料集 | — | 北本市教育委員会   | 2018 |                |
| シンポジウム「デーノタメ遺跡からみた縄文の食文化」資料集          | — | 北本市教育委員会   | 2024 |                |
| 国指定記念シンポジウム「デーノタメ遺跡-巨大集落はなぜ継続できたのか-」  | — | 北本市教育委員会   | 2025 |                |
| シンポジウム「デーノタメ遺跡が拓く縄文の世界Ⅳ」縄文の食文化に学ぶ 資料集 | — | 北本市教育委員会   | 2026 |                |

## ③ 市史編さん事業の調査・刊行物

| 書名            | 著者 | 発行者      | 刊行年  | シリーズ名・備考        |
|---------------|----|----------|------|-----------------|
| 北本市史 第一巻 通史編Ⅰ | —  | 北本市教育委員会 | 1994 | 自然・原始・古代・中世・近世編 |
| 北本市史 第二巻 通史編Ⅱ | —  | 北本市教育委員会 | 1993 | 近・現代編           |
| 北本市史 第三巻上     | —  | 北本市教育委員会 | 1990 | 自然・原始資料編        |
| 北本市史 第三巻下     | —  | 北本市教育委員会 | 1990 | 古代・中世資料編        |
| 北本市史 第四巻      | —  | 北本市教育委員会 | 1987 | 近世資料編           |



|                  |   |          |      |              |
|------------------|---|----------|------|--------------|
| 北本市史 第五巻         | — | 北本市教育委員会 | 1988 | 近・現代資料編      |
| 北本市史 第六巻         | — | 北本市教育委員会 | 1989 | 民俗編          |
| 北本市史資料(一)        | — | 北本市教育委員会 | 1979 | 市史調査報告書 第1集  |
| 諸家文書目録           | — | 北本市教育委員会 | 1980 | 市史調査報告書 第2集  |
| 諸家文書目録           | — | 北本市教育委員会 | 1981 | 市史調査報告書 第3集  |
| 岡野家近世文書          | — | 北本市教育委員会 | 1982 | 市史調査報告書 第4集  |
| 諸家資料目録           | — | 北本市教育委員会 | 1983 | 市史調査報告書 第5集  |
| 加藤一男家資料目録        | — | 北本市教育委員会 | 1984 | 市史調査報告書 第6集  |
| 北本市史年表           | — | 北本市教育委員会 | 1985 | 市史調査報告書 第7集  |
| 荒井・高尾の民俗         | — | 北本市教育委員会 | 1986 | 市史調査報告書 第8集  |
| 東間・深井の民俗         | — | 北本市教育委員会 | 1987 | 市史調査報告書 第9集  |
| 矢部家近世文書目録(一)     | — | 北本市教育委員会 | 1990 | 市史調査報告書 第10集 |
| 吉田家・諸家資料目録       | — | 北本市教育委員会 | 1992 | 市史調査報告書 第11集 |
| 諏訪家資料目録          | — | 北本市教育委員会 | 1992 | 市史調査報告書 第12集 |
| 新聞記事目録(明治・大正・昭和) | — | 北本市教育委員会 | 1993 | 市史調査報告書 第13集 |
| 矢部家近世文書目録(二)     | — | 北本市教育委員会 | 1994 | 市史調査報告書 第14集 |
| 行政資料目録           | — | 北本市教育委員会 | 1995 | 市史調査報告書 第15集 |
| 北本市板碑調査報告書       | — | 北本市教育委員会 | 1996 | 市史調査報告書 第16集 |
| 地名目録             | — | 北本市教育委員会 | 1996 | 市史調査報告書 第17集 |
| 北本のむかしばなし        | — | 北本市教育委員会 | 1991 |              |
| 雑木林のあるまち         | — | 北本市教育委員会 | 1992 |              |
| 復刻 石戸村郷土誌        | — | 北本市教育委員会 | 1993 | 明治40年発行      |
| きたもと子ども漫画館 上巻    | — | 北本市教育委員会 | 1994 |              |
| 郷土読本 石戸小学校編      | — | 北本市教育委員会 | 1994 | 昭和8年発行       |
| 北本の動植物誌          | — | 北本市教育委員会 | 1995 |              |
| きたもと子ども漫画館 下巻    | — | 北本市教育委員会 | 1995 |              |
| 谷津ものがたり          | — | 北本市教育委員会 | 1995 |              |

## (2) 埼玉県による調査の成果と刊行物

埼玉県教育委員会および県の博物館、資料館などが主体として全県的に調査を行い、市域を含む調査の成果を報告したもののほか、市域における特定の研究成果について公にしたものは以下のとおりです。



## 埼玉県による調査の成果・刊行物

| 書名                   | 著者 | 発行者           | 刊行年  | シリーズ名・備考       |
|----------------------|----|---------------|------|----------------|
| 埼玉の館城跡               | —  | 国書刊行会         | 1968 | 埼玉県教育委員会編      |
| 埼玉県の民家 埼玉県民家緊急調査報告書  | —  | 埼玉県教育委員会      | 1972 |                |
| 埼玉の万作                | —  | 埼玉県教育委員会      | 1978 |                |
| 埼玉の民謡                | —  | 埼玉県教育委員会      | 1981 |                |
| 埼玉県動物誌               | —  | 埼玉県教育委員会      | 1978 |                |
| 埼玉県植物誌               | —  | 埼玉県教育委員会      | 1998 |                |
| 埼玉県板石塔婆調査報告書         | —  | 埼玉県教育委員会      | 1981 |                |
| 歴史の道調査報告書第1集 鎌倉街道上道  | —  | 埼玉県教育委員会      | 1983 |                |
| 埼玉の近世社寺建築            | —  |               | 1984 | 埼玉県有形文化財調査報告書1 |
| 埼玉県バードサンクチュアリ基礎調査報告書 | —  | 埼玉県           | 1984 |                |
| 荒川の水運                | —  | 埼玉県教育委員会      | 1987 |                |
| 埼玉の中世城館跡             | —  | 埼玉県教育委員会      | 1988 |                |
| 美術工芸品(彫刻)所在緊急調査報告書Ⅰ  | —  | 埼玉県立博物館       | 1988 |                |
| 埼玉の古墳詳細分布調査報告書       | —  | 埼玉県教育委員会      | 1993 |                |
| 埼玉の中世寺院              | —  | 埼玉県教育委員会      | 1991 |                |
| 埼玉県の民俗芸能             | —  | 埼玉県教育委員会      | 1992 |                |
| 埼玉の祭り囃子Ⅴ(北足立地方一)     | —  | 埼玉県教育委員会      | 1994 |                |
| 埼玉の近代化遺産             | —  | 埼玉県教育委員会      | 1995 |                |
| 埼玉の中世石造物             | —  | 埼玉県教育委員会      | 1997 |                |
| 埼玉の祭り・行事             | —  | 埼玉県教育委員会      | 1997 |                |
| 埼玉県の諸職               | —  | 埼玉県教育委員会      | 1988 |                |
| 荒川 人文Ⅱ               | —  | 埼玉県史編さん室      | 1988 | 荒川総合調査報告書3     |
| 荒川 人文Ⅲ               | —  | 埼玉県史編さん室      | 1988 | 荒川総合調査報告書4     |
| 提灯木山                 | —  | 埼玉県埋蔵文化財調査事業団 | 1990 |                |
| 船原・内郷/内郷/窪           | —  | 埼玉県埋蔵文化財調査事業団 | 2012 |                |
| 諏訪北Ⅰ/諏訪北Ⅱ/諏訪南/ニツ家下   | —  | 埼玉県埋蔵文化財調査事業団 | 2014 |                |





|                           |           |            |      |                   |
|---------------------------|-----------|------------|------|-------------------|
| 北本市デーノタメ遺跡からホンシュウコバエダニの発見 | 楡井尊・中村修美他 | 埼玉県立自然の博物館 | 2013 | 埼玉県立自然の博物館研究報告第7号 |
| 北本市デーノタメ遺跡からコブツメエリダニの発見   | 楡井尊・中村修美他 | 埼玉県立自然の博物館 | 2015 | 埼玉県立自然の博物館研究報告第9号 |
| 埼玉県の近代和風建築                | —         | 埼玉県教育委員会   | 2017 |                   |

### (3) 研究者・市民団体・市民等による調査の成果と刊行物

公共機関以外の研究者や市民が市域の歴史、自然、文化財等を調査し、その成果を公開しているものは以下の通りです。国指定文化財の石戸蒲ザクラ、デーノタメ遺跡のほか、高尾河岸に関する報告が多い傾向です。

#### 研究者・市民団体・市民等による調査・刊行物

| 書名                            | 著者        | 発行者       | 刊行年       | シリーズ名・備考      |
|-------------------------------|-----------|-----------|-----------|---------------|
| 大宮台地のドロツケ                     | 吉川國男      | 埼玉民俗の会    | 1975      | 埼玉民俗第5号       |
| 北本市話                          | 三宮幸雄      |           | 1978      |               |
| 北本市東光寺の十三仏板碑再論                | 下村克彦      | 埼玉考古学会    | 1981      | 埼玉考古第19号      |
| 高尾河岸における廻米について                | 加藤浩       | 埼玉県地方史研究会 | 1987      | 埼玉地方史第20号     |
| 北本市石戸宿昆虫調査報告(特集号)             | —         | 埼玉昆虫談話会編  | 1986      | 寄せ蛾記 48号      |
| 北本のことば                        | —         | 北本歴史研究会編  | 1994      |               |
| 牧野家と足立郡石戸領                    | 重田正夫      | 上尾市教育委員会  | 1995      | 上尾市史調査概報第6号   |
| ふるさと北本                        | 岡田勝雄      |           | 1996      | 地名誌           |
| 埼玉考古 別冊5                      | 磯野治司      | 埼玉考古学会    | 1997      | 提灯木山遺跡        |
| 大宮台地のツミ田                      | 吉川國男      | 上尾市教育委員会  | 1997      | 上尾市史調査概報第8号   |
| 埼玉県昆虫誌                        | —         | 埼玉昆虫談話会   | 1997-1999 |               |
| 東光寺貞永板碑の再検討                   | 磯野治司      |           | 2006      | 『考古学の諸相Ⅱ』     |
| 初発期板碑の属性と相関                   | 磯野治司      |           | 2013      | 『考古学の諸相Ⅲ』     |
| 北本を描く                         | 岡田勝雄      | 株式会社 中央社  | 2013      | ふるさと北本(姉妹編)   |
| 国指定天然記念物石戸蒲桜の研究-長寿の秘訣と保全的管理法- | 横山奉三郎     | 日本櫻学会     | 2016      | 櫻の科学 19       |
| デーノタメ遺跡～関東最大級の縄文集落～           | 磯野治司・齊藤成元 | 雄山閣       | 2016      | 国史跡が拓く縄文の世界 I |
| 北本市の遺産 雑木林                    | 岡田勝雄      |           | 2017      | 開発略史と四季を詠む    |
| 縄文時代中期の環状集落と低地遺跡              | 磯野治司      | 雄山閣       | 2017      | 季刊考古学第138号    |
| 舟運で運ばれた大名墓の資材                 | 磯野治司      | 雄山閣       | 2018      | 松原典明編 近世大名墓の  |



|                           |                  |     |      |                            |
|---------------------------|------------------|-----|------|----------------------------|
|                           |                  |     |      | 基礎的研究                      |
| 花粉・昆虫が語る縄文の生活史 北本市デーノタメ遺跡 | 磯野 治司・佐々木由香・阿部芳郎 | 雄山閣 | 2019 | 季刊考古学第146号                 |
| 知恵伊豆ゆかりの深井家墓所とその周辺        | 磯野治司             | 雄山閣 | 2021 | 松原典明編 墓から見た近世社会            |
| 中期集落と漆工芸の関係               | 磯野治司・齊藤成元        | 雄山閣 | 2023 | 阿部芳郎編『先史文化研究の新展開3 縄文の漆と社会』 |
| 巨木や希少植物は現代に何を伝えているのか      | 磯野治司             | 雄山閣 | 2024 | 文化財が語る日本の歴史 社会・文化編 下山忍他編   |
| 1500年続いた縄文ムラ デーノタメ遺跡      | 阿部芳郎監修           | 雄山閣 | 2026 | 北本市教育委員会編                  |

## 第2節 文化財の把握状況

前節で市域の文化財などの調査の状況とその成果を示しました。これらの文化財の調査は種別ごとに偏りがあり、以下のような状況です。なお、本市はコミュニティが8圏域に区分され、それぞれ地域の特性を有していますが、文化財の調査は地域的な粗密がないため、一括して整理しました。

有形文化財の美術工芸品は、絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍のうち、仏像などの彫刻は把握調査を終えています。市指定文化財を除く絵画、工芸品、書跡・典籍は把握できていない状況です。

古文書は、諸家文書と近代の行政文書は、市史編さん事業によってほぼ把握調査が終了し、考古資料も発掘調査の出土品の継続整理によって、ほぼ把握できています。

石造物は、中世の板碑と石塔類の把握調査を終え、近世石造物は墓石および供養塔の所在調査を終えています。十分な把握に至っていません。ただし、近世の供養塔のうち庚申塔は、その後の調査で把握を終えました。

このほか、無形文化財は未調査、有形の民俗文化財と無形の民俗文化財は、ともに市史編さん事業によって把握を終えています。有形の民俗文化財は収集資料(民具)の整理、無形の民俗文化財は記録調査が必要です。

記念物は、遺跡のうち寺社および埋蔵文化財はほぼ把握済みで、名勝地は該当する文化財がなく、動物・植物・地質鉱物は、市史編さん事業などで把握調査済みですが、現況調査が必要です。

文化的景観は本市を特色づける里山の景観などは把握済みですが未評価で、伝統的建造物群は該当する文化財がありません。



また、地域文化資源の民話・伝説、地名、方言は把握調査済です。



## 文化財等の把握状況

| 類型             |                   |       | 細分    | 調査状況            | 備考                     |
|----------------|-------------------|-------|-------|-----------------|------------------------|
| 有形文化財          | 建造物               |       | 社寺建築  | ○               | ほぼ把握済                  |
|                |                   |       | 民家建築  | ○               | ほぼ把握済                  |
|                |                   |       | 近代化遺産 | ◎               | 把握済                    |
|                | 美術<br>工<br>芸<br>品 | 絵画    |       | △               | 一部把握にとどまる              |
|                |                   | 彫刻    |       | ○               | ほぼ把握済                  |
|                |                   | 工芸品   |       | △               | 一部把握にとどまる              |
|                |                   | 書跡・典籍 |       | ×               | 未調査                    |
|                |                   | 古文書   |       | ○               | ほぼ把握済                  |
|                |                   | 考古資料  |       | ○               | ほぼ把握済                  |
|                |                   | 歴史資料  | 石造物   | ○               | 板碑・中世石塔は把握済、近世の石造物は把握済 |
|                |                   |       | 絵図・地図 | ○               | ほぼ把握済                  |
|                |                   |       | 絵馬    | △               | 一部把握にとどまる              |
|                | 古写真               |       | ○     | ほぼ把握済           |                        |
| 無形文化財          |                   |       |       | ×               | 未調査                    |
| 民俗文化財          | 有形の民俗文化財          |       | △     | 一部把握にとどまる       |                        |
|                | 無形の民俗文化財          |       | △     | 一部把握にとどまる       |                        |
| 記念物            | 遺跡                |       | ○     | ほぼ把握済           |                        |
|                | 名勝地               |       | －     | 該当なし            |                        |
|                | 動物・植物・地質鉱物        |       | ○     | ほぼ把握済だが、現況調査が必要 |                        |
| 文化的景観(里山・斜面林等) |                   |       |       | ○               | ほぼ把握済だが未評価             |
| 伝統的建造物群        |                   |       |       | －               | 該当なし                   |
| 埋蔵文化財          |                   |       |       | ◎               | 把握済                    |
| 文化財の保存技術       |                   |       |       | －               | 該当なし                   |

|        |       |   |       |
|--------|-------|---|-------|
| 地域文化資源 | 民話・伝説 | ◎ | 把握済   |
|        | 地名    | ○ | ほぼ把握済 |
|        | 方言    | ○ | ほぼ把握済 |

【把握状況】 ◎:把握済 ○:ほぼ把握済 △:一部把握(未調査あり) ×:未調査 －:該当なし





## 第5章

# 文化財の保存・活用に関する将来像

### 第1節 文化財の将来像の設定に向けた調査

本市の歴史文化の特性は、台地と谷津を舞台とし、街道と川の道を通じた人々の交流によって形成され、現在へと伝えられてきました。これらの歴史文化を将来へ適切に守り伝えていくためには、行政だけでなく、市民の理解と協力が欠かせません。

そこで、北本市の文化財のあるべき将来像を設定するにあたり、子どもたちを含む市民が、市域の文化財や文化財を取り巻く歴史文化をどのように認識し、何に魅力を感じているのかを把握するため、以下のようなアンケート調査、ワークショップを実施しました。

#### (1) 市内小学生の「地域の宝物調べ」について

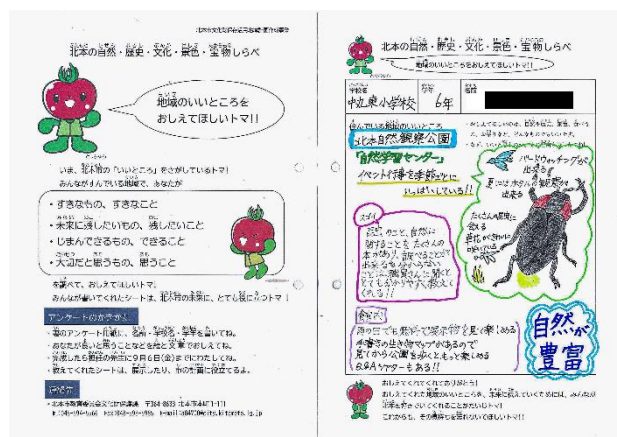
この調査は、市域の小学校 7 校(中丸小学校・石戸小学校・南小学校・北小学校・西小学校・東小学校・中丸東小学校)の協力により、令和 6 年度の夏休みの自由課題として小学 3～6 年生を対象に実施しました。児童に「北本の自然・歴史・文化・景色・宝物しらべ」シートを配布し、児童が魅力を感じている地域の宝をシートへ図、写真、文などで自由に記載するものです。7 校のうち西小学校の 4～6 年生は自由課題とせず、授業の中でシートの作成が行われました。全回答数は 540 シートです。

その結果、西小学校を除く 6 校で、子どもたちがシートに記載した「地域の宝物」の第 1 位は「石戸蒲ザクラ」、第 2 位が「北本トマトカレー」、第 3 位が「北本まつり・宵祭り(ねぶた)」という結果となり、4 位に「豊かな自然が残る」、5 位に「北本自然観察公園・埼玉県自然学習センター」がランクインしています。

また、8 位に「災害に強い・地盤が強い」という地域特性を、9 位に国指定前の「デーノタメ遺跡」をあげている点も注目されます。

また、西小学校の結果は「トマトカレー」が第 1 位、「石戸蒲ザクラ」が第 2 位、第 3 位が「北本まつり・宵祭り(ねぶた)」とベスト 3 は変わらず、「豊かな自然が残る」が 5 位、「北本自然観察公園・埼玉県自然学習センター」が 6 位、「災害に強い・地盤が強い」が 7 位で、他 6 校の結果とほぼ同じ傾向でした。

ベスト 3 のうち、「石戸蒲ザクラ」はほとんどの児童が小学 3 年生時の社会科見学で訪れ、文化財保護課の職員の説明を受けているため、こうした学習の成果が反映されていると理解できます。



「地域の宝物調べ」シートと記載例



## (2) 文化財の「市民意識アンケート」について

このアンケートの調査は、令和6年(2024)11月8日～18日までの11日間で実施し、市の公式LINEを通じて、その登録者および市職員に回答を求めました。回答数は270件です。

回答者は、10～20歳が1%、21～40歳が24%、41～60歳が43%、61～80歳が32%という割合で、市民が60%、市外の住民は近隣の4市町が13%、県内が11%、県外が16%という割合です。

問2の「文化財は北本の歴史を物語る大切なものからだと思いますか」は、83%が「大切と思う」と回答する一方で、9%が「思わない」と回答しています。

また、問3の「市域にある大事な文化財や自慢できる文化財を教えてください(複数回答可)」は、「縄文・古墳・城跡などの遺跡」と答えた方が63%と最も多く、「古い木や希少な動植物」が56%、「古い神社や寺」が54%と続いています。

なお、問4は自慢できる文化財の具体的な名称を尋ね、国指定史跡となったばかりの「デーノタメ遺跡」(88件)および国指定天然記念物の「石戸蒲ザクラ」(75件)が特に多く、3位の「北本まつり・宵祭り(ねふた)」(9件)と比較しても、国指定文化財の2件が市の文化財を代表していることがわかります。

問5の「文化財の保護・継承の取組みに参加してみたいと思いますか」は、「参加してみたいと思う」が48%と最も多く、「思わない」が19%、「わからない」が33%でした。この結果から「わからない」と答えた3分の1の方をどのように取り込んでいくかが課題であることがわかります。

また、問6の「文化財をどのように保存・活用していくべきか教えてください」は、「学校や生涯学習などの教育に活かす」が70%と最も多く、「観光振興などの賑わいづくり」が49%、「郷土愛を育む」が40%と続いています。

## (3) 北本の文化財、地域資源・文化のワークショップ

このワークショップは市域の歴史や自然、文化財について、座学とフィールドワークを継続的に行ってきた「北本の自然と歴史を詩う会」の第17回学習会として、22名が参加しました。

ワークショップは4班に分かれ、北本の自慢できるモノやコト、文化財、将来に伝えたいものについて各自が書き出し、KJ法によってワードを分類。分類したワードから北本の文化財の望まれる将来像について考え、



ワークショップの様子



各班が発表しました。各班が考えた文化財の将来像は次のとおりです。

- ・カタクリ班 「自然豊かな里山に残る縄文遺跡 北本」
- ・カワセミ班 「台地と荒川がつくる豊かな自然と歴史のまち 北本」
- ・ホタル班 「子どもたちに北本の自然と歴史を伝え、地域愛を育てる!」
- ・さくら班 「緑の里山 遺跡とトマト🍅」

#### (4)文化財魅力再発見ツアー・ワークショップ

この事業は令和7年(2025)4月16日に市域北西部の「高尾宮岡ふるさと緑の景観地」および高尾河岸周辺を散策し、地域の歴史文化に触れるとともに、文化財の現状について確認しました。さらに、翌週の4月23日のワークショップで、参加者が魅力とを感じる市域の歴史文化を参加者が書き出し、KJ法で分類した3つの地域文化資源を保存・活用していくための課題と対応策について検討しました。

その結果、課題としてあげられた中で最も多かったのは、地域の歴史文化を「知ってもらう」、「関心を高める」、「関心を広める」、「参加を促す」など、市内外への情報発信に関する意見が多く、その対応策として市広報やSNSの活用などがありました。



文化財魅力再発見ツアーの様子

## 第2節 文化財の保存・活用の将来像

以上の結果から、市民の認知度の高い文化財は、国指定史跡の「デーノタメ遺跡」と国指定天然記念物の「石戸蒲ザクラ」が、小学生で「トマトカレー」、「北本まつり・宵祭り(ねぶた)」といった観光コンテンツに注目が集まる一方、「豊かな自然が残る」、「北本自然観察公園・埼玉県自然学習センター」などの自然環境や自然系の施設が上位を占めていました。

こうした里山に代表される市域の自然は、文化財の「市民意識アンケート」や「ワークショップ」で重要なキーワードとなっています。それは「第六次北本市総合振興計画」がうたう「緑にかこまれた健康な文化都市」という将来都市像、また、現在市が積極的に進めているシティプロモーションにおけるコンセプト「&green」に合致したものです。

そこで、本計画における本市の文化財の望まれる将来像は、

「里山とともに歴史文化を守り伝えるまち 北本」と設定します。





市域の文化財は地域の風土と人々の暮らしの中で育まれ、現在まで伝えられてきました。里山も人の暮らし、働きかけの中で形成されてきたもので、本市の歴史文化の核となる存在です。こうした里山は、高度成長期のエネルギー革命以降の生活様式の変化などに伴い、開発による減少、管理放棄による荒廃が進んできました。現在は豊かな自然の象徴として新たな意義が認識されており、シティプロモーションで市の魅力的なコンテンツとして発信され、さまざまな交流人口の増加につながっています。

このため、本計画は個々の文化財の保存・活用を図るだけでなく、里山をはじめとする環境や風土を一体的なものとして守り伝えていくものとします。



雑木林のヤマ搔き(平成元年)



麦畑と雑木林(緑)



水田の広がる八重塚の谷津(昭和36年)



自然観察で賑わう北本自然観察公園

#### 【「里山」の定義について】

「里山」は、1970年代の自然保護運動の後、生物多様性の観点からその重要性が認識されてきました。本来の里山は、人里にある雑木林などの二次林を指していましたが、現在はその解釈が広がり、集落や農地を含めた概念となっており、「SATOYAMA」として国内外で紹介され、同義として「里地里山」という用語があります。本計画は、環境省の「里地里山」の解説に準じ、「里山」を「長い歴史の中でさまざまな人間の働きかけを通じて形成された自然環境」と定義します。「里山」を守り伝えることは、その形成にかかわってきた農業をはじめとする人の営みや歴史文化、そこに息づく動植物生物多様性などを未来につなげることを意味しており、本市の歴史文化と自然を象徴する存在です。





### 第3節 文化財の保存・活用の方向性

前節で設定した文化財のあるべき将来像を実現するために、文化財を調べ、守り、その大切に学び、その成果を活かしていくことが重要です。このため、将来像の実現に向けた方向性に、①歴史文化を調べる・明らかにする(調査)、②歴史文化を守る・つなげる(継承)、③歴史文化を学ぶ・広める(発信)、④歴史文化を活かす・創造する(活用)、という4つを定め、文化財の望ましい保存・活用の実現を目指します。

#### (1) 方向性1 歴史文化を調べる・明らかにする(調査)

市域の文化財について、これまでにさまざまな調査が行われてきましたが、第4章で示したように、分野によって調査の精粗があり、十分に調査が行き届いているとはいえない状況です。このため、今後も未指定の文化財をはじめとする歴史文化の計画的な調査を行い、その実態を明らかにしていく必要があります。

#### (2) 方向性2 歴史文化を守る・つなげる(継承)

市域の文化財は、時間の経過とともに散逸、変化、変容するおそれがあります。そこで、これらを適切に守り、後世に伝えるため、これらの現状を把握し、適切な管理、保護に努めていくことが大切です。さらに、盗難などの犯罪や、火災や地震などの災害への対応についても対策を講じる必要があります。また、文化財等の管理者に対しても、支援し、保護に必要な体制づくりと、計画的な保存修復を進めます。

#### (3) 方向性3 歴史文化を学ぶ・広める(発信)

市域の歴史的遺産を適切に継承するため、これらの重要性和魅力を市民に広く周知し、理解を求める必要があります。このため、文化財をはじめとする歴史的遺産に関する講座、シンポジウム、展示、まつり、ホームページなど、さまざまなチャンネルを通じて、歴史的遺産に学び、親し



御茶屋跡(お茶屋遺跡)の調査



石戸蒲ザクラの樹勢回復事業



み、楽しむための機会を確保するとともに、これらの情報を市の内外に発信します。また、これらの歴史的遺産を通じて市内外の人のつながりを深め、交流人口を増やします。

#### (4) 方向性4 歴史文化を活かす・創造する(活用)

市域の文化財をより積極的に活用するため、これをまちづくりや観光、産業に結びつけることが有効です。伝統的な地域資源を幅広く地域振興につなげることで、歴史文化を身近なものとしつつ、新たな価値の創造につとめます。



デーノタメ遺跡のシンポジウム



きたもと縄文みやげアイデアコンテスト



## 第6章

# 文化財の保存・活用に関する 課題・方針

## 第1節 文化財の保存・活用に関する課題

前章で文化財および歴史文化を保存・活用するための目指すべき将来像と、これを実現するための4つの方向性について示しました。ここで、これら4つの方向性における課題を整理します。

### (1) 方向性1「歴史文化を調べる・明らかにする(調査)」の課題

#### ① 各種文化財を網羅した把握調査が不十分である

- ・市域の文化財は、市史編さん事業や県教育委員会が主導する各種調査を進めてきましたが、有形文化財のうち建造物、石造物はほぼ把握できているものの、絵画、工芸品、書跡・典籍はほぼ未調査となっているため、把握調査が必要です。
- ・古文書は、市史編さん事業を中心に調査を進め、その後も継続的な整理によりほぼ把握できていますが、未見の史料群が存在している可能性があり、今後も史料の把握調査が必要です。

#### ② 各種文化財の詳細調査が不十分である

- ・有形文化財のうち、建造物、石造物、古文書はほぼ把握調査を終えていますが、文化財の価値を明らかにするための詳細調査が必要です。
- ・国指定史跡の学術調査の継続と、宮岡氷川神社前遺跡、お茶屋遺跡などの重要遺跡の継続的な内容確認調査が必要です。

#### ③ 無形の民俗文化財および有形の民俗文化財(民具)の調査が不十分である

- ・無形の民俗文化財は、「石戸宿ささら獅子舞」など、休止中のもののほか、囃子連などの芸能団体が年々減少している状況にあり、記録調査と各団体の現況調査が必要です。
- ・有形の民俗文化財は、ほぼ把握できていますが、長年収集してきた民具資料は整理、活用が滞っており、計画的な把握調査、整理が必要です。

#### ④ 動物・植物の現況調査と地質・鉱物の調査が不十分である

- ・里山をめぐる人の営みや自然環境について明らかにする把握調査が必要です。
- ・記念物のうち、動植物の詳細調査は過去に実施されていますが、その後の環境変化と開発は生態系に大きな影響を与えており、追跡調査が必要です。
- ・記念物のうち、地質は市史編さん事業においてほぼ把握できていますが、大宮台地の最高地点を含む市域の地形・地質の特色について、明らかにしていく必要があります。
- ・市域西部の谷津や荒川崖線の斜面林は、本市の特徴的な里山環境を示す文化的景観として把握していますが、今後の保全につなげる評価が必要です。



(2) 方向性 2「歴史文化を守る・つなげる(継承)」の課題

⑤ 指定等文化財の現況確認と支援が不十分である

- ・指定等文化財の定期的なモニタリングを行い、現況を確認し、望ましい保存環境の確保が必要です。
- ・指定等文化財は、年度ごとに管理者から調査シートに基づく報告を受け、修繕等が必要な場合に適切な補助金の交付が必要です。
- ・指定等文化財などの歴史遺産を適切に継承していくため、所有者、管理者へ支援の継続が必要です。

⑥ 指定等文化財を含む市の収蔵資料の保存環境を整える必要がある

- ・市史編さん事業などで收集整理された文書類は、歴史的公文書以外は諸家(個人)が保存・管理しており、その保存環境はまちまちのため、これらの現況を確認し、支援することが必要です。
- ・市史編さん事業やその後に収集した歴史的公文書などは、収蔵施設が狭隘化しているため、今後も適切な収蔵環境の確保が必要です。
- ・有形の民俗文化財のうち民具資料の収蔵は、一元的な管理をしているものの、移転を予定しているため、新たに一元管理を可能とする施設の確保が必要です。

⑦ 郷土芸能団体の支援が不十分である

- ・地域の囃子等の郷土芸能団体に組織する北本市郷土芸能保存団体連合会への継続的な支援が必要です。
- ・囃子等の郷土芸能の存続が危ぶまれる中、将来の郷土芸能を担う後継者の育成が急務であり、後継者の育成が必要です。

⑧ 指定等文化財の保存活用計画を作成する必要がある

- ・令和6年(2024)に国指定史跡となった「デーノタメ遺跡」は、速やかに「保存活用計画」を作成し、保存・活用に向けた取組みを進める必要があります。
- ・国指定天然記念物「石戸蒲ザクラ保存活用計画」を作成し、追加指定した北側用地の整備が必要です。
- ・市天然記念物「高尾カタクリ自生地」は、周辺の谷津の埋め立てが進行しており、自生地周辺を含めた保全策の検討が必要です。

⑨ 文化財の防災、防犯の対応と緊急時のマニュアル作成が不十分である

- ・文化財は常に盗難、破壊、災害などの危機に瀕しており、毎年、消防署と連携して防火訓練を実施していますが、こうした危機を避けるための対策が必要です。
- ・災害が発生した際、適切に対応するためのマニュアルの作成が必要です。





⑩ 生態系の変化に対する保全と安全対策が不十分である

- ・市域の谷津や雑木林などの里山は、管理状況や気候の変化とともに、近年はクビアカツヤカミキリやカシノナガキクイムシが猛威をふるい、森林環境は急速に変化しており、環境保全、安全管理の面から適切な対応が必要です。
- ・石戸蒲ザクラはクビアカツヤカミキリ対策と踏圧防止策の整備が必要です。

⑪ 文化財担当部署の体制が不十分である

- ・文化財の保存・活用には庁内の関係課との情報共有や連携が必要なため、これを高める必要があります。
- ・開発に対する埋蔵文化財の調査、出土品の整理、報告書の刊行を速やかに進める体制の充実が必要です。
- ・現状は、計画に沿った文化財の保存・活用を進める上で文化財保護担当部署の体制が脆弱なため、これを強化する職員配置が必要です。

(3) 方向性 3「歴史文化を学ぶ・広める(発信)」の課題

⑫ 歴史文化の魅力を知る機会が不十分である

- ・市域の歴史文化の価値や魅力を伝えるため、シンポジウム、講座などを開催していますが、今後もこれらの知る機会の確保が必要です。
- ・デーノタメ遺跡の国指定史跡の指定を契機に、「縄文まつり」を開催していますが、今後も縄文の魅力を体験、発信するため、まつりの継続が必要です。
- ・市域に点在する文化財を現地で理解できるよう、標識や解説板などの整備を行うことが必要です。

⑬ 文化財を活用した学校教育との連携が不十分である

- ・市域に所在する野外の文化財を学習する校外学習の充実が必要です。
- ・文化財の魅力や重要性を児童生徒へ周知し、文化財を守る将来の担い手となってもらうため、出前授業の充実が必要です。
- ・まつりやイベントなどで児童生徒の地域学習の成果を発表する機会の提供が必要です。

⑭ ICT等を活用した文化財の情報発信が不十分である

- ・市域には博物館、資料館相当の施設が未整備のため、ICTを活用したデジタルミュージアムの構築が必要です。
- ・市民が主体的に行っている、市域の歴史文化に関するデジタルアーカイブ事業などを支援する必要があります。
- ・市域の歴史文化の魅力を伝えるため、広報、ホームページを通じて情報を発信していますが、今後は市公式の SNS 等の活用とともに、ホームページの充実が必要です。



⑮ 文化財保護にかかわる市民団体との連携、支援が不十分である

- ・市域の歴史文化の発信は、市のシティプロモーション担当部署や観光協会と連携し、幅広く行うことが必要です。
- ・文化財を保全する市民団体との連携、支援の充実が必要です。
- ・観光協会が所管する森林セラピー事業との連携や市民ガイドなどの育成により、市民が市域の歴史文化の魅力を発信する仕組みを整える必要があります。

⑯ 文化財拠点施設の整備と既存施設の機能が不十分である

- ・市民が文化財について学べる施設がないため、旧栄保育所に移転した郷土資料室の機能を高めることが必要です。
- ・国指定史跡「デーノタメ遺跡」の史跡公園・ガイダンス施設の整備が必要です。
- ・東光寺に所在する「板石塔婆」群のガイダンス機能を有する収蔵施設の改修が必要です。

(4) 方向性 4「歴史文化を活かす・創造する(活用)」の課題

⑰ 文化財を活かした商品開発が不十分である

- ・市域の歴史文化を活かしたグッズや商品を開発し、ふるさと納税の返礼品とするなど、文化財の保存・活用の原資を確保することが必要です。
- ・デーノタメ遺跡のデータに基づいた縄文食を復原し、新たな地域の名産を生み出すことが必要です。
- ・市域を特色づける小麦やサツマイモ、トマト、プラムなどの農産物の歴史的なストーリーを発信し、産業の活性化につなげる必要があります。

⑱ 文化財を活かした観光事業の展開が不十分である

- ・文化財の価値を観光資源とし、ガイドツアー、ワークショップなどの体験を通じて実感できる事業とすることが必要です。
- ・文化財や歴史を感じさせる場や建物を活かし、カフェ、イベント会場、観光ルートなどを整備することが必要です。
- ・文化財を地域の魅力として発信するため、文化財のイメージや物語を映像制作、SNS 広報を通じて発信する必要があります。

⑲ 文化財をまちづくりの柱として活用する必要がある

- ・文化財が地域のアイデンティティーであることを踏まえ、文化財を北本らしいまちづくりに活かすことが必要です。
- ・市域の歴史文化をめぐるルートを設定、整備し、健康増進の事業と連携することで、歴史文化と健康を結びつけた事業を展開する必要があります。
- ・デーノタメ遺跡などの市を特徴づける歴史文化の特性をまちづくりに活かすことで、新しい



市のイメージを創造することが必要です。

⑩ 文化財の保存・活用を通じた企業連携が不十分である

- ・文化財を企業の福利厚生、レクリエーションに活かす取組みの企画開発が必要です。
- ・企業版ふるさと納税などを通じ、企業との良好な関係を構築し、文化財保存・活用の連携を図ることが必要です。

⑪ 文化財を幅広く活用した拠点が不十分である

- ・市域の歴史的建造物が失われていく中、時代を感じさせる歴史的建造物などの保存と幅広い活用について検討を進める必要があります。
- ・里山の新たな活用を促し、保全につなげる視点が必要です。

## 第2節 文化財の保存・活用に関する方針

文化財のあるべき将来像を実現するための4つの方向性に対し、前節ではそれぞれの方向性の課題について整理しました。この節では、これらの課題を解決するための方針を4つの方向性ごとに示します。

(1) 方向性1「歴史文化を調べる・明らかにする(調査)」の方針

市域の文化財は、これまで各種の調査が進められてきましたが、未調査や詳細が不明な文化財が存在しています。このため、これら文化財の把握調査を進めるとともに、特に重要性が認められる文化財は詳細調査を併せて実施することが必要です。

また、無形の民俗文化財や民具など有形の民俗文化財の調査を進めるとともに、動植物や地形・地質などの自然系の文化財の実態を明らかにする必要があるため、これを実現するための方針を以下のとおりとします。

- 1 各種文化財を網羅した把握調査の実施
- 2 重要遺跡をはじめとする各種文化財の詳細調査の実施
- 3 無形の民俗文化財および有形の民俗文化財の調査の推進
- 4 動物・植物の現況調査と地形・地質の調査の実施

(2) 方向性2「歴史文化を守る・つなげる(継承)」の方針

市域の文化財は、指定、未指定の文化財を含め、さまざまな状況のもとで所在しているため、できる限り適切な環境で継承していく必要があります。このため、これら文化財を適切に将来へ伝えるため、指定文化財の保存・管理および郷土芸能の支援の充実が必要です。また、市が所蔵する文化財の収蔵環境や重要な文化財の保存活用計画の策定、防災・防犯のマニュアル作成、文化財担当部署の体制なども必要なため、これを実現するための方針を以下のとおりとします。



- 5 指定等文化財の現況確認と適切な支援の充実
- 6 市の収蔵資料の適切な保存環境の実現
- 7 郷土芸能団体の支援の充実
- 8 特に保存・活用が必要な指定文化財の保存活用計画の作成
- 9 文化財の防災・防犯の対応と緊急時のマニュアルの作成
- 10 生態系の変化に対する保全と安全対策の推進
- 11 文化財を適切に保存・活用するため文化財担当部署の体制の充実

(3) 方向性 3「歴史文化を学ぶ・広める(発信)」の方針

文化財を地域の宝として継承するため、多くの市民に市域の歴史文化の価値と魅力を理解してもらうことが必要です。また、文化財を知る機会の充実や学校教育や社会教育との連携とともに、ICT の活用や市民団体との連携により、文化財の情報を広く発信することも必要です。また、文化財を核とした活動拠点となる施設を充実するなど、これを実現するための方針を以下のとおりとします。

- 12 歴史文化の魅力を知る機会の充実
- 13 文化財を活用した学校教育との連携の充実
- 14 ICT 等を活用した文化財の情報発信の充実
- 15 文化財保護にかかわる市民団体との連携、支援の充実
- 16 文化財拠点施設の整備と既存施設の機能の充実

(4) 方向性 4「歴史文化を活かす・創造する(活用)」の方針

文化財を活かすためには、教育の分野とともに地域の産業や観光に活かすことが求められています。このため、文化財を素材とした商品開発やさまざまな観光事業を展開していくことが必要です。また、文化財を幅広く活用するためには、市のまちづくりに活かすとともに、企業との連携や文化財を活用した拠点整備が必要で、これを実現するための方針を以下のとおりとします。

- 17 文化財を活かした商品開発の推進
- 18 文化財を活かした観光事業の展開
- 19 文化財をまちづくりの柱とする活用の推進
- 20 文化財の保存・活用を通じた企業との連携の推進
- 21 文化財を幅広く活用した拠点整備の検討



【将来像】

【方向性】

【保存・活用に関する課題】

里山とともに歴史文化を守り伝えるまち 北本

方向性1  
・歴史文化を調べる  
(調査)

方向性2

歴史文化を  
守る・つなげる(継承)

方向性3

歴史文化を  
学ぶ・広める(発信)

方向性4

歴史文化を活かす・  
創造する(活用)

① 各種文化財を網羅した把握調査が不十分である

② 各種文化財の詳細調査が不十分である

③ 無形の民俗文化財および有形の民俗文化財(民具)の調査が不十分である

④ 動物・植物の現況調査と地質・鉱物の調査が不十分である

⑤ 指定等文化財の現況確認と支援が不十分である

⑥ 指定等文化財を含む市の収蔵資料の保存環境を整える必要がある

⑦ 郷土芸能団体の支援が不十分である

⑧ 指定等文化財の保存活用計画を作成する必要がある

⑨ 文化財の防災、防犯の対応と緊急時のマニュアル作成が不十分である

⑩ 生態系の変化に対する保全と安全対策が不十分である

⑪ 文化財担当部署の体制が不十分である

⑫ 歴史文化の魅力を知る機会が不十分である

⑬ 文化財を活用した学校教育との連携が不十分である

⑭ ICT等を活用した文化財の情報発信が不十分である

⑮ 文化財保護にかかわる市民団体との連携、支援が不十分である

⑯ 文化財拠点施設の整備と既存施設の機能が不十分である

⑰ 文化財を活かした商品開発が不十分である

⑱ 文化財を活かした観光事業の展開が不十分である

⑲ 文化財をまちづくりの柱として活用する必要がある

⑳ 文化財の保存・活用を通じた企業連携が不十分である

㉑ 文化財を幅広く活用した拠点が不十分である

## 【保存・活用に関する方針】

## 【保存・活用に関する事業】

|                                  |                                                     |
|----------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 1 各種文化財を網羅した把握調査の実施              | 1石造物調査/2歴史的建造物調査/3上記以外の詳細が不明な未指定の文化財調査              |
| 2 重要遺跡をはじめとする各種文化財の詳細調査の実施       | 4各種文化財の指定に関わる詳細調査/5お茶屋遺跡内容確認調査ほか                    |
| 3 無形の民俗文化財および有形の民俗文化財の調査の推進      | 7無形の民俗文化財の調査/8収蔵民具資料の整理・活用                          |
| 4 動物・植物の現況調査と地形・地質の調査の実施         | 9希少動植物の記録収集調査/10地質構造の実態調査                           |
| 5 指定等文化財の現況確認と適切な支援の充実           | 11指定文化財のモニタリング調査/12国・県・市指定文化財の管理者支援ほか               |
| 6 市の収蔵資料の適切な保存環境の実現              | 14歴史的な価値をもつ公文書の収集・保存/15市所蔵文書等のデータベース化と公開ほか          |
| 7 郷土芸能団体の支援の充実                   | 20北本市郷土芸能保存団体連合会への支援/21郷土芸能団体の後継者育成支援               |
| 8 特に保存・活用が必要な指定文化財の保存活用計画の作成     | 22国指定天然記念物「石戸蒲ザクラ」保存活用計画の作成ほか                       |
| 9 文化財の防災・防犯の対応と緊急時のマニュアルの作成      | 25文化財防火デーにおける防火訓練の実施ほか                              |
| 10 生態系の変化に対する保全と安全対策の推進          | 28害虫発生情報の共有と対策/29子供公園内の希少植物保護ほか                     |
| 11 文化財を適切に保存・活用するため文化財担当部署の体制の充実 | 31文化財保護審議会の運営/32専門委員会の運営/33文化財担当部署の人員体制の強化ほか        |
| 12 歴史文化の魅力を知る機会の充実               | 36文化財の報告書の継続的な刊行/37指定文化財等を紹介する冊子・マップの作成ほか           |
| 13 文化財を活用した学校教育との連携の充実           | 47国指定文化財を活用した地域学習、社会科見学における学習支援ほか                   |
| 14 ICT等を活用した文化財の情報発信の充実          | 51文化財のアーカイブ化の推進/52 SNSを活用した文化財情報の発信ほか               |
| 15 文化財保護にかかわる市民団体との連携、支援の充実      | 55文化財ボランティアガイドの育成と支援/56文化財を保護する市民団体との連携、支援ほか        |
| 16 文化財拠点施設の整備と既存施設の機能の充実         | 58郷土資料室の充実/59デーノタメ遺跡のガイダンス施設の整備ほか                   |
| 17 文化財を活かした商品開発の推進               | 61文化財を活かしたグッズ、商品の開発/62デーノタメ遺跡にちなむ縄文人の食材を活かした食品の開発ほか |
| 18文化財を活かした観光事業の展開                | 65市域の歴史文化をめぐる散策ルートの整備/66市域の観光資源をめぐるツアーの推進ほか         |
| 19 文化財をまちづくりの柱とする活用の推進           | 68文化財とシティプロモーションとの連携/69「縄文と里山のまち」のコンテンツ化と活用ほか       |
| 20 文化財の保存・活用を通じた企業との連携の推進        | 71文化財を企業の福利厚生等に活かす取組みの開発/72文化財の保存・活用と企業版ふるさと納税との連携  |
| 21 文化財を幅広く活用した拠点整備の検討            | 73歴史的建造物の保存・活用の検討/74歴史的建造物の整備、活用                    |



## 第7章

# 文化財の保存・活用に関する事業

## 第1節 文化財の保存・活用に関する課題

ここまで、第5章で本計画における本市の文化財の望まれる将来像を「里山とともに歴史文化を守り伝えるまち 北本」と設定した上で、これを実現するため、4つの方向性を示しました。さらに第6章で、4つの方向性を実現する際の課題を整理し、これを解決するための21の方針について示しました。

本章は、これら21の方針を実現するための具体的な事業と事業内容、実施主体、その計画期間などについて、(1)歴史文化を調べる・明らかにする(調査)、(2)歴史文化を守る・つなげる(継承)、(3)歴史文化を知る・広める(発信)、(4)歴史文化を活かす・創造する(活用)、という4つの方向性に沿って示します。

これらの各事業の財源は、文化庁の文化財保存事業費補助金、文化資源活用事業費補助金、文化芸術振興費補助金、内閣府の「新しい地方経済・生活環境創生交付金」をはじめとする国費のほか、県費、市費および民間の各種助成金などを活用して進めていきます。

また、事業主体は「所有者・市民・団体」、「専門家」、「行政」に区分し、このうち「市民」は地域住民、「各種団体」は公益的な活動をする各種民間団体、NPO法人、事業者などを指し、「所有者」は文化財を所有または管理する者、「専門家」は文化財保護審議会や大学、研究機関、「行政」は市教育委員会および市関連部局、埼玉県、消防署、警察署などを意味しています。

各事業の進捗管理は、第六次北本市総合振興計画の計画期間に合わせ、令和8(2026)～12年度までを前期、残りの6年を半分に分け、令和13(2031)～15年度までを中期、令和16(2034)～18年度までを後期と、事業期間を分けて行います。

なお、保存・活用に向けて特に緊急性や重要度が高く、観光や地域振興につながる取組みは、重点事業に位置づけました。

### (1) 歴史文化を調べる・明らかにする(調査)

文化財を保存・活用するため、まず市域に所在する各文化財を網羅した把握調査と詳細調査などを行い、市域の歴史文化を調べ、明らかにすることが必要です。



## 歴史文化を調べる・明らかにする(調査)事業

| No. | 事業名                  | 事業内容                                      | 事業主体 |    |    |    |             | 事業期間        |              |              | 重点<br>事業 |
|-----|----------------------|-------------------------------------------|------|----|----|----|-------------|-------------|--------------|--------------|----------|
|     |                      |                                           | 市民   | 団体 | 所有 | 専門 | 行政          | 前期<br>R8-12 | 中期<br>R13-15 | 後期<br>R16-18 |          |
| 1   | 石造物調査                | 近世以降の供養塔を中心とする石造物の実態を把握する。                | ○    |    | △  | ○  | ◎<br>文化財保護課 | ➡           | ➡            |              |          |
| 2   | 歴史的建造物調査             | 市域の民家をはじめとする近代和風建築等の把握調査を実施する。            |      |    | ○  | ◎  | ◎<br>文化財保護課 | ➡           |              |              | ★        |
| 3   | 上記以外の詳細が不明な未指定の文化財調査 | 埋蔵文化財・古文書等の開発等で失われる未指定の文化財を適宜調査し、保存につなげる。 |      |    | ◎  | ◎  | ◎<br>文化財保護課 | ➡           | ➡            | ➡            |          |
| 4   | 各種文化財の指定に関わる詳細調査     | 指定文化財の候補となる文化財について詳細な調査を行う。               |      |    | ◎  | ◎  | ◎<br>文化財保護課 | ➡           | ➡            | ➡            |          |
| 5   | お茶屋遺跡内容確認調査          | 徳川三代の将軍が休憩した施設の範囲、建物群を明らかにし、保存・活用につなげる。   |      |    | ◎  |    | ◎<br>文化財保護課 | ➡           | ➡            | ➡            | ★        |
| 6   | 宮岡氷川神社前遺跡内容確認調査      | 低地遺跡の継続的な調査により、遺跡の評価を明らかにする。              |      |    | ◎  |    | ◎<br>文化財保護課 | ➡           | ➡            | ➡            |          |
| 7   | 無形の民俗文化財の調査          | 存続が危ぶまれる無形の民俗文化財の調査の記録を進める。               | ○    | ○  |    | ◎  | ◎<br>文化財保護課 | ➡           | ➡            |              | ★        |
| 8   | 収蔵民具資料の整理・活用         | 長年収蔵してきた民具資料を体系的に整理し、展示・活用を図る。            |      |    |    |    | ◎<br>文化財保護課 | ➡           | ➡            |              | ★        |
| 9   | 希少動植物の記録収集調査         | 県自然学習センターによる動植物の記録を共有し、保護・保全に活かす。         |      | ○  |    | ◎  | ◎<br>文化財保護課 | ➡           | ➡            | ➡            |          |
| 10  | 地質構造の実態調査            | 産業技術総合研究所、県立自然の博物館から協力を得ながら、地質構造を明らかにする。  |      |    |    | ◎  | ◎<br>文化財保護課 | ➡           | ➡            | ➡            |          |

◎：主体的に取り組む主体 ○：受動的に関わって取り組む主体 △：必要や状況に応じて関わる主体





## (2) 歴史文化を守る・つなげる(継承)

文化財を将来に伝えていくため、指定等文化財の適切な保存とともに、保存活用計画の作成、緊急時のマニュアル作成、関係者の情報共有などが必要です。

## 歴史文化を守る・つなげる(継承)事業

| No. | 事業名                           | 事業内容                                       | 事業主体 |    |    |    |                             | 事業期間        |              |              | 重点事業 |
|-----|-------------------------------|--------------------------------------------|------|----|----|----|-----------------------------|-------------|--------------|--------------|------|
|     |                               |                                            | 市民   | 団体 | 所有 | 専門 | 行政                          | 前期<br>R8-12 | 中期<br>R13-15 | 後期<br>R16-18 |      |
| 11  | 指定文化財のモニタリング調査                | 国・県・市指定文化財の現状をモニタリングすることで保存状況を確認し、適切に保存する。 |      |    | ◎  |    | ◎<br>文化財保護課                 | ➡           | ➡            | ➡            |      |
| 12  | 国・県・市指定文化財の管理者支援              | 国・県・市指定文化財の管理者を支援する。                       |      |    | ◎  |    | ◎<br>文化財保護課                 | ➡           | ➡            | ➡            |      |
| 13  | 指定文化財修理費補助                    | 指定文化財の修理などに対し、補助金によって適切に保存する。              |      |    | ◎  | ○  | ◎<br>文化財保護課                 | ➡           | ➡            | ➡            |      |
| 14  | 歴史的な価値をもつ公文書の収集・保存            | 年度ごとに廃棄される公文書を評価、選別し、適切に保存・管理する。           |      |    |    |    | ◎<br>文化財保護課                 | ➡           | ➡            | ➡            |      |
| 15  | 市所蔵文書等のデータベース化と公開             | 市史編さん事業及びその後収集した史料をデータベース化して公開、閲覧に供する。     |      | ○  |    |    | ◎<br>文化財保護課                 | ➡           | ➡            | ➡            |      |
| 16  | 市所蔵文書等の収蔵環境の改善                | 現在の収蔵環境は狭隘化しているため、適切な収蔵環境、スペースを確保する。       |      |    |    |    | ◎<br>文化財保護課                 | ➡           | ➡            | ➡            | ★    |
| 17  | 市所蔵民具資料の収蔵環境の改善               | 現在の収蔵施設は、解体が予定されており、新たな収蔵場所を確保する。          |      |    |    | ○  | ◎<br>文化財保護課                 | ➡           | ➡            | ➡            | ★    |
| 18  | 考古資料の整理と公開                    | 開発等に伴う出土品の整理と報告書の刊行を継続的に行う。                |      |    |    |    | ◎<br>文化財保護課                 | ➡           | ➡            | ➡            |      |
| 19  | 市所蔵考古資料の収蔵施設の確保               | 現在の収蔵施設は、老朽化により解体が予定されているため、新たな収蔵場所を確保する。  |      |    |    |    | ◎<br>文化財保護課                 | ➡           |              |              | ★    |
| 20  | 北本市郷土芸能保存団体連合会への支援            | 御雛子等の郷土芸能団体で組織する北本市郷土芸能保存団体連合会へ補助金を交付する。   |      | ◎  |    |    | ◎<br>文化財保護課                 | ➡           | ➡            | ➡            |      |
| 21  | 郷土芸能団体の後継者育成支援                | 郷土芸能大会を開催するなど、郷土芸能を担う後継者の育成を支援する。          |      | ◎  |    |    | ◎<br>文化財保護課                 | ➡           | ➡            | ➡            | ★    |
| 22  | 国指定天然記念物「石戸蒲ザクラ」保存活用計画の作成     | 石戸蒲ザクラ保存検討委員会の指導により「石戸蒲ザクラ保存活用計画」を作成する。    | △    | ○  | ○  | ◎  | ◎<br>文化財保護課                 | ➡           |              |              | ★    |
| 23  | 国指定史跡「デーノタメ遺跡」保存活用計画等の作成      | 「デーノタメ遺跡」の保存・活用の計画等を作成する。                  |      | ○  |    | ◎  | ◎<br>文化財保護課                 | ➡           |              |              | ★    |
| 24  | 市指定天然記念物「高尾カタクリ自生地」保存活用計画等の作成 | 市の野草であるカタクリの自生地およびその周辺の保存・活用の計画等を作成する。     |      | ◎  | ○  | ◎  | ◎<br>文化財保護課<br>都市計画課<br>環境課 |             | ➡            | ➡            |      |



## 第7章 文化財の保存・活用に関する事業

|    |                         |                                                 |   |   |   |   |                      |   |   |   |   |
|----|-------------------------|-------------------------------------------------|---|---|---|---|----------------------|---|---|---|---|
| 25 | 文化財防火デーにおける防火訓練の実施      | 消防署・文化財所有者・地域住民とともに文化財防火訓練を行う。                  | ○ | ○ |   |   | ◎<br>文化財保護課<br>北本消防署 | ➡ | ➡ | ➡ |   |
| 26 | 文化財防火・防災・防犯設備の設置推進と支援   | 文化財の防火・防災・防犯設備の設置を推進する。                         |   | ○ | ◎ |   | ◎<br>文化財保護課          | ➡ | ➡ | ➡ |   |
| 27 | 文化財の防火・防災・防犯対策のマニュアルを作成 | 防火・防災・防犯対策のマニュアルを作成し、広く共有する。                    | ○ | ○ | ◎ |   | ◎<br>文化財保護課          | ➡ | ➡ |   |   |
| 28 | 害虫発生情報の共有と対策            | クビアカツヤカミキリ・カシノナガキクイムシ等の害虫の発生情報を共有し、対策を検討する。     |   | ◎ | ○ |   | ◎<br>文化財保護課<br>環境課   | ➡ | ➡ | ➡ |   |
| 29 | 子供公園内の希少植物保護            | キンラン・ギンラン等の森の再生について連携・協議する。                     |   | ◎ |   |   | ◎<br>都市計画課<br>文化財保護課 | ➡ | ➡ | ➡ |   |
| 30 | デーノタメ遺跡内の枯損木管理          | デーノタメ遺跡内の枯損木管理について、必要に応じて安全対策を行う。               |   | ◎ | ○ | ○ | ◎<br>文化財保護課<br>環境課   | ➡ | ➡ | ➡ | ★ |
| 31 | 文化財保護審議会の運営             | 文化財保護審議会の開催し、指導助言を文化財の保護、活用に活かす。                |   |   |   | ◎ | ◎<br>文化財保護課          | ➡ | ➡ | ➡ |   |
| 32 | 専門委員会の運営                | デーノタメ遺跡調査指導委員会、石戸蒲ザクラ保存検討委員会等を開催し、適切な保存活用につなげる。 |   |   |   | ◎ | ◎<br>文化財保護課          | ➡ | ➡ | ➡ |   |
| 33 | 文化財担当部署の人員体制の強化         | 文化財保護の業務を適切に推進するため、人員体制の強化と職員的能力向上を図る。          |   |   |   | △ | ◎<br>文化財保護課          | ➡ | ➡ | ➡ | ★ |
| 34 | 開発に対応する埋蔵文化財の調査、整理、公開   | 開発に対応する埋蔵文化財の調査、整理、公開を適切に行う。                    |   | ○ | ○ |   | ◎<br>文化財保護課          | ➡ | ➡ | ➡ |   |
| 35 | デーノタメ遺跡の維持・管理に必要な体制の確保  | 国指定史跡「デーノタメ遺跡」の適切な維持・管理のために必要な体制の確保について検討する。    |   | △ |   | △ | ◎<br>文化財保護課          | ➡ | ➡ | ➡ | ★ |



## (3) 歴史文化を学ぶ・広める(発信)

市域の文化財を保存・活用するため、地域学習の充実、学校教育との連携、ICT 等を活かした情報の発信のほか、市民団体の支援や拠点施設の整備などが必要です。

## 歴史文化を学ぶ・広める(発信) 事業

| No. | 事業名                           | 事業内容                                         | 事業主体 |    |    |    |                      | 事業期間  |        |        | 重点事業 |
|-----|-------------------------------|----------------------------------------------|------|----|----|----|----------------------|-------|--------|--------|------|
|     |                               |                                              | 市民   | 団体 | 所有 | 専門 | 行政                   | 前期    | 中期     | 後期     |      |
|     |                               |                                              |      |    |    |    |                      | R8-12 | R13-15 | R16-18 |      |
| 36  | 文化財の報告書の継続的な刊行                | 調査の成果を継続的に報告書として刊行する。                        |      |    |    | ◎  | ◎<br>文化財保護課          | ➡     | ➡      | ➡      | ★    |
| 37  | 指定文化財等を紹介する冊子・マップの作成          | 市域の文化財を紹介する冊子と、文化財を散策するマップを改訂する。             |      |    |    | ◎  | ◎<br>文化財保護課          | ➡     | ➡      |        | ★    |
| 38  | 埋蔵文化財を紹介する冊子の作成               | 市史編さん事業以降に急増した埋蔵文化財を紹介する冊子を作成する。             |      |    |    | ◎  | ◎<br>文化財保護課          |       | ➡      | ➡      |      |
| 39  | 文化財担当部署が主催する講座の開催             | 市民のニーズを捉え、文化財の大切さと魅力を伝える講座を開催する。             | ○    |    |    |    | ◎<br>文化財保護課          | ➡     | ➡      | ➡      |      |
| 40  | 公民館、図書館主催の文化財関係講座、散策          | 公民館、図書館主催の文化財関係講座などに対応する。                    | ○    | ○  |    |    | ◎<br>生涯学習課<br>文化財保護課 | ➡     | ➡      | ➡      |      |
| 41  | 市役所出前講座を通じた文化財関係講座の開催         | 生涯学習課が所管する市役所出前講座のメニューを充実させ、文化財関係講座に対応する。    | ○    | ○  |    |    | ◎<br>生涯学習課<br>文化財保護課 | ➡     | ➡      | ➡      |      |
| 42  | 文化財展示の常設                      | 郷土資料室および市役所ロビーの展示を充実させる。                     | ○    |    |    |    | ◎<br>文化財保護課          | ➡     | ➡      | ➡      |      |
| 43  | 文化財関連の展示会の開催                  | 庁舎ホール等を会場とし、デーノタメ遺跡・石戸蒲ザクラ等の展示会を開催する。        | ○    | ○  |    |    | ◎<br>文化財保護課          | ➡     | ➡      | ➡      |      |
| 44  | 文化財関連のシンポジウムの開催               | 文化センターホール等を会場とし、デーノタメ遺跡・石戸蒲ザクラ等のシンポジウムを開催する。 | ○    | ◎  |    | ◎  | ◎<br>文化財保護課          | ➡     | ➡      | ➡      | ★    |
| 45  | 縄文まつりの継続的な開催                  | 縄文の魅力を体験、発信する縄文まつりを継続的に開催する。                 | ○    | ◎  |    |    | ◎<br>文化財保護課          | ➡     | ➡      | ➡      | ★    |
| 46  | 森林セラピー事業と連携したエコツーリズムの推進       | 観光協会が主催する森林セラピー事業と連携し、エコツーリズムのメニューを開発する。     | ○    | ◎  |    |    | ◎<br>産業観光課<br>文化財保護課 | ➡     | ➡      | ➡      |      |
| 47  | 国指定文化財を活用した地域学習、社会科見学における学習支援 | 国指定天然記念物「石戸蒲ザクラ」、国指定史跡「デーノタメ遺跡」に関する学習支援を行う。  |      | ○  | ○  |    | ◎<br>文化財保護課<br>学校教育課 | ➡     | ➡      | ➡      | ★    |
| 48  | 社会科授業や総合的な学習の時間における地域学習の支援    | 社会科授業や総合的な学習の時間における地域学習の支援と充実を図る。            |      | ○  | ○  |    | ◎<br>文化財保護課<br>学校教育課 | ➡     | ➡      | ➡      |      |
| 49  | 学校周辺の野外における学習の支援              | 学校周辺の文化財や自然、歴史的資源についてフィールドワークを実施する。          |      |    | ○  |    | ◎<br>文化財保護課<br>学校教育課 | ➡     | ➡      | ➡      |      |



|    |                     |                                                |   |   |   |   |                               |   |   |   |   |
|----|---------------------|------------------------------------------------|---|---|---|---|-------------------------------|---|---|---|---|
| 50 | 地域学習の教材化            | 文化財を歴史・地理、地域学習に活用できる教材を開発する。                   |   |   | ○ |   | ◎<br>文化財保護課<br>学校教育課          | ➡ | ➡ | ➡ | ★ |
| 51 | 文化財のアーカイブ化の推進       | 文化財史料のデジタル化の推進とアーカイブ推進団体への協力・支援を行う。            |   | ◎ | △ |   | ◎<br>文化財保護課                   | ➡ | ➡ | ➡ |   |
| 52 | SNSを活用した文化財情報の発信    | 市の公式アカウントを通じた文化財関係情報の発信と広報担当との連携を図る。           | ○ |   |   |   | ◎<br>文化財保護課<br>市長公室           | ➡ | ➡ | ➡ |   |
| 53 | 文化財ホームページの充実        | 市の歴史文化を体系的に理解してもらうため、ホームページの内容を充実させる。          |   | ◎ | △ | ○ | ◎<br>文化財保護課<br>市長公室           | ➡ | ➡ | ➡ | ★ |
| 54 | 文化財関係のサイン・解説板の設置    | 市域の歴史文化を現地で理解するための標識、解説板を計画的に設置する。             |   |   | ○ |   | ◎<br>産業観光課<br>都市計画課<br>文化財保護課 |   | ➡ | ➡ |   |
| 55 | 文化財ボランティアガイドの育成と支援  | デーノタメ遺跡をはじめとする市内の文化財を案内するガイドを育成、支援する。          | ◎ | ◎ |   |   | ◎<br>文化財保護課                   |   | ➡ | ➡ |   |
| 56 | 文化財を保護する市民団体との連携、支援 | 文化財の保護にかかわる各種市民団体と連携し、支援する。                    | ○ | ◎ |   |   | ◎<br>文化財保護課                   | ➡ | ➡ | ➡ |   |
| 57 | 市域の里山の保全管理団体との連携    | 市域の雑木林や谷津等を保全する団体と連携し、適切な保存につなげる。              | ○ | ◎ | ○ | ○ | ◎<br>環境課<br>都市計画課<br>文化財保護課   | ➡ | ➡ | ➡ |   |
| 58 | 郷土資料室の充実            | 文化財の整理、保管とともに資料の閲覧機能と展示内容を充実させる。               |   |   |   |   | ◎<br>文化財保護課                   | ➡ | ➡ | ➡ |   |
| 59 | デーノタメ遺跡のガイダンス施設の整備  | 国指定史跡「デーノタメ遺跡」の隣接地にガイダンス施設を整備し、史跡の魅力を高め、集客を図る。 | ○ | ○ | ○ | ◎ | ◎<br>文化財保護課<br>建築開発課          | ➡ | ➡ | ➡ | ★ |
| 60 | 東光寺板石塔婆収蔵庫の改修       | 老朽化の進む収蔵庫を改修し、板石塔婆の展示機能を高める。                   |   |   | ○ | ◎ | ◎<br>文化財保護課                   |   | ➡ | ➡ |   |





## (4) 歴史文化を活かす・創造する(活用)

市域の文化財を活用するため、観光事業の展開や文化財を活かした商品開発のほか、文化財をまちづくりに活かすとともに、文化財を活かした拠点施設の整備などが必要です。

## 歴史文化を活かす・創造する(活用) 事業

| No. | 事業名                         | 事業内容                                            | 事業主体 |    |    |    |                                | 事業期間        |              |              | 重点事業 |
|-----|-----------------------------|-------------------------------------------------|------|----|----|----|--------------------------------|-------------|--------------|--------------|------|
|     |                             |                                                 | 市民   | 団体 | 所有 | 専門 | 行政                             | 前期<br>R8-12 | 中期<br>R13-15 | 後期<br>R16-18 |      |
| 61  | 文化財を活かしたグッズ、商品の開発           | 文化財を活かしたグッズ、商品等を開発し、文化財の周知と地域振興につなげる。           | ○    | ◎  | △  |    | ◎<br>産業観光課<br>文化財保護課           | ➡           | ➡            | ➡            | ★    |
| 62  | デーノタメ遺跡にちなむ縄文人の食材を活かした食品の開発 | 縄文人の食にちなむ食品を開発し、縄文文化の魅力の周知と地域振興につなげる。           | ○    | ◎  | △  |    | ◎<br>産業観光課<br>文化財保護課           | ➡           | ➡            | ➡            |      |
| 63  | 市内の農産物の歴史的背景と魅力の発信          | 小麦、サツマイモ、プラム、トマト等、市域の特色ある農産物の魅力を伝え、地域振興につなげる。   | ◎    | ◎  | △  |    | ◎<br>産業観光課<br>文化財保護課           | ➡           | ➡            | ➡            |      |
| 64  | ふるさと納税との連携                  | 文化財にちなむ商品をはふるさと納税の返礼品として活用する。                   | ◎    | ◎  | △  |    | ◎<br>市長公室<br>文化財保護課            | ➡           | ➡            | ➡            | ★    |
| 65  | 市域の歴史文化をめぐる散策ルートの整備         | 市域の文化財をめぐるルートを設定し、1万歩運動等の健康増進に関する取組みと連携する。      | ○    | ○  |    |    | ◎<br>健康づくり課<br>都市計画課<br>文化財保護課 |             | ➡            | ➡            |      |
| 66  | 市域の観光資源をめぐるツアーの推進           | グリコピア、デーノタメ遺跡、自然観察公園等をつなげ、観光ツアーを推進する。           |      | ◎  |    |    | ◎<br>産業観光課<br>市長公室<br>文化財保護課   |             | ➡            | ➡            |      |
| 67  | 観光資源のPRの連携と強化               | デーノタメ遺跡や石戸蒲ザクラ等の観光資源のPRについて、観光協会を含む関係各所と連携を深める。 | △    | ◎  | ○  |    | ◎<br>産業観光課<br>市長公室<br>文化財保護課   |             | ➡            | ➡            |      |
| 68  | 文化財とシティプロモーションとの連携          | 地域のアイデンティティである文化財をシティプロモーションのコンテンツとして活用を図る。     | ○    | ◎  | △  |    | ◎<br>市長公室<br>文化財保護課            | ➡           | ➡            | ➡            | ★    |
| 69  | 「縄文と里山のまち」のコンテンツ化と活用        | 「縄文と里山のまち」をシティプロモーションのコンセプトの1つとしてコンテンツ化し、活用を図る。 | ○    | ◎  | △  |    | ◎<br>文化財保護課<br>市長公室            | ➡           | ➡            | ➡            |      |
| 70  | 縄文文化を核とするまちづくりの展開           | 「縄文プラン」を作成し、縄文文化を核とするまちづくりに活用する。                | ○    | ○  |    | ○  | ◎<br>都市計画課<br>政策推進課<br>文化財保護課  | ➡           | ➡            | ➡            | ★    |
| 71  | 文化財を企業の福利厚生等に活かす取組みの開発      | 文化財や史跡を活用したレクリエーションを開発し、企業と連携を図る。               |      | ◎  |    |    | ◎<br>文化財保護課<br>産業観光課           | ➡           | ➡            | ➡            |      |
| 72  | 文化財の保存・活用と企業版ふるさと納税との連携     | 企業版ふるさと納税を活用して文化財の保存・活用につなげる。                   |      | ◎  | ○  |    | ◎<br>市長公室<br>政策推進課<br>文化財保護課   | ➡           | ➡            | ➡            |      |
| 73  | 歴史的建造物の保存・活用の検討             | 市内観光の拠点となる歴史的建造物の保存・活用について検討を進める。               | ○    | ○  | ◎  | ◎  | ◎<br>文化財保護課<br>産業観光課           | ➡           | ➡            |              | ★    |
| 74  | 歴史的建造物の整備・活用                | 市内観光の拠点となる歴史的建造物の保存・整備・活用に取り組む。                 | ○    | ◎  | ◎  | ◎  | ◎<br>文化財保護課<br>産業観光課           |             | ➡            | ➡            | ★    |



## 第8章

# 関連文化財群の保存・活用

### 第1節 関連文化財群の設定と目的

本章でいう関連文化財群は、市域の特色ある歴史文化を具体的に物語る文化財群を指しています。この文化財群を構成するのは個々の文化財ですが、これらの文化財を有機的に結び付け、ストーリー性のある歴史文化としてその魅力を発信し、活用を図っていく必要があります。

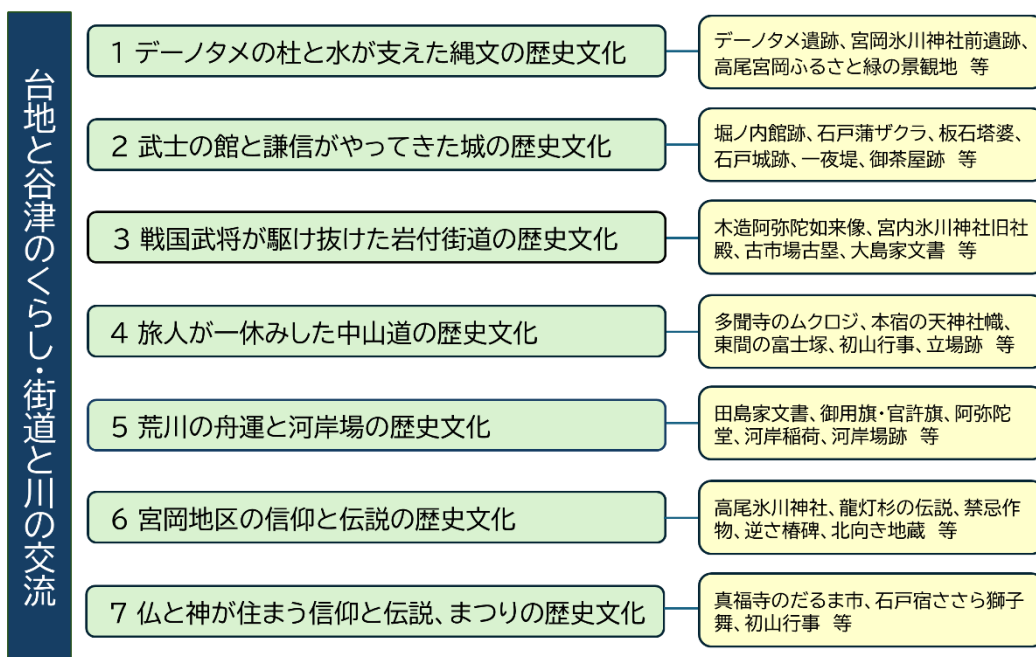
第3章は、市域の歴史文化を「台地と谷津のくらし、街道と川の交流」と位置づけ、これらの時期と地域を視点として、特色ある8つの歴史文化として示しました。市域の面積が19.82 km<sup>2</sup>と狭い本市の場合、これら8つの歴史文化を構成する文化財およびこれを取り巻く地域文化資源などの一群を、そのまま関連文化財群、または次章で述べる保存活用区域として位置づけ、保存と活用を図ることが有効であると考えます。

そこで、第3章で示した1～8の歴史文化のうち、「1 デーノタメの杜と水が支えた縄文の歴史文化」、「2 武士の館と謙信がやってきた城の歴史文化」、「3 戦国武将が駆け抜けた岩付街道の歴史文化」、「4 旅人が一休みした中山道の歴史文化」、「5 荒川の舟運と河岸場の歴史文化」を関連文化財の1～5とし、「6 仏と神が住まう信仰と伝説、まつりの歴史文化」を関連文化財群の「6 宮岡地区の信仰と伝説」と「7 市域のまつりと芸能」に分けて設定しました。

〈キーワード〉

〈歴史文化の特性〉

〈関連文化財群〉



関連文化財の概念図



## 第 2 節 各関連文化財群の構成と課題・方針・事業

ここで、第 3 章で示した 8 つの歴史文化のうち、前節で 1～6 の歴史文化を関連文化財群として位置づけました。個々の概要はすでに第 3 章で述べていますが、ここでは関連文化財群のもつストーリー性と構成要素である具体的な文化財、これらを保存・活用する上での課題と方針、事業を記載します。

なお、関連文化財群の「6 仏と神が住まう信仰と伝説、まつりの歴史文化」は、「宮岡地区の信仰と伝説」および「市域のまつりと郷土芸能」という 2 つの文化財群として位置づけました。

### (1) 関連文化財群 1 デーノタメの杜と水が支えた縄文の歴史文化

#### 【概要】

デーノタメ遺跡(国指定史跡)は、縄文時代中期から後期の巨大集落で、1,500 年間にわたって継続し、低地から植物や漆製品などが出土しました。後続する後期から晩期の宮岡氷川神社前遺跡は、縄文人の精神文化を示す遺物が多く出土し、2 つの遺跡は縄文時代の環境変化や資源利用、精神性などを今に伝えています。

#### ① 関連文化財群のストーリー

市域の歴史は、旧石器時代の人々が足跡を残したことに始まります。縄文時代になると、台地と谷津の豊かな森と水に恵まれたこの地は、多くの縄文人を惹きつけ、市域全体に集落が営まれました。特に縄文時代中期になると、大規模な集落が営まれ、縄文文化が花開きました。

令和 6 年(2024)10 月、国の史跡に指定されたデーノタメ遺跡(下石戸下)は、まさにその象徴です。台地上の大集落と台地下の水辺は、縄文人の食料資源と加工、漆工芸、植生や環境変化などの情報が豊富で、森と水に支えられ、1,500 年にわたって継続した暮らしの息づかいを伝えています。

デーノタメ遺跡が営みを終えた後、縄文時代後期から晩期の宮岡氷川神社遺跡(高尾)が形成されます。この遺跡では、土偶や土版、耳飾り、石剣、石冠などの儀礼に関わる多くの遺物が出土し、自然の畏敬と祈りに満ちた縄文人の精神世界を知ることができます。

近年、縄文人の「共生」、「循環」、「平等」を基本とする社会が注目を集め、日本の基層文化と評価されています。現代につながる彼らの生活は、今後のまちづくりの指針となるのです。



## ② 関連文化財群の構成要素

| No. | 名称            | 種別                 | 指定等の状況 |
|-----|---------------|--------------------|--------|
| 1   | デーノタメ遺跡出土品    | 有形文化財(美術工芸品(考古資料)) | 未指定    |
| 2   | 宮岡氷川神社前遺跡出土遺物 | 有形文化財(美術工芸品(考古資料)) | 市指定    |
| 3   | 馬場遺跡出土石皿      | 有形文化財(美術工芸品(考古資料)) | 市指定    |
| 4   | 上手遺跡出土品       | 有形文化財(美術工芸品(考古資料)) | 市指定    |
| 5   | デーノタメ遺跡       | 記念物(遺跡)            | 国指定    |
| 6   | 宮岡氷川神社前遺跡     | 記念物(遺跡)            | 未指定    |
| 7   | 刑部谷遺跡         | 記念物(遺跡)            | 未指定    |
| 8   | 横田市場遺跡        | 記念物(遺跡)            | 未指定    |
| 9   | 高尾宮岡ふるさと緑の景観地 | 文化的景観              | 未指定    |







デーノタメ遺跡(現況)



デーノタメ遺跡(杜の様子)



デーノタメ遺跡出土品(展示会)



高尾宮岡ふるさと緑の景観地

### ③ 課題・方針・事業

#### a 課題

- ・デーノタメ遺跡の適切な保存・活用に向け、「保存活用計画」を作成する必要がある。
- ・史跡公園、ガイダンス施設の整備を進める必要がある。
- ・低地遺跡から出土した漆製品を適切に保存処理する必要がある。
- ・デーノタメ遺跡出土の自然資料の分析を進め、遺跡の実態を明らかにする必要がある。
- ・宮岡氷川神社前遺跡の低地遺跡の実態をボーリング調査などで把握する必要がある。
- ・主要な縄文遺跡の範囲・内容等の確認が不十分である。
- ・デーノタメ遺跡を核とした市民活動の支援と、市民ボランティアを組織する必要がある。

#### b 方針

- ・デーノタメ遺跡の「保存活用計画」を速やかに作成する。
- ・デーノタメ遺跡の史跡公園、ガイダンス施設の整備を推進する。
- ・漆製品の適切な保存処理方法について検討を進める。
- ・デーノタメ遺跡出土の自然資料の分析を計画的に進める。
- ・宮岡氷川神社前遺跡の低地遺跡の把握調査を進める。
- ・主要な縄文遺跡の範囲、内容の確認に努める。
- ・デーノタメ遺跡を拠点とする市民活動を支援と市民ボランティアを組織する。

#### c 事業

関連文化財群1に関する事業



| No. | 事業の名称                        | 事業の内容                                          | 実施主体 |    |    |    |                      | 事業期間  |        |        | 重点事業 |
|-----|------------------------------|------------------------------------------------|------|----|----|----|----------------------|-------|--------|--------|------|
|     |                              |                                                | 市民   | 団体 | 所有 | 専門 | 行政                   | 前期    | 中期     | 後期     |      |
|     |                              |                                                |      |    |    |    |                      | R8-12 | R13-15 | R16-18 |      |
| 1-1 | 国指定史跡「デーノタメ遺跡」保存活用計画等の作成(再掲) | 「デーノタメ遺跡」の保存・活用の計画等を作成する。                      |      | ○  |    | ◎  | ◎<br>文化財保護課          | ➡     |        |        | ★    |
| 1-2 | デーノタメ遺跡のガイダンス施設の整備(再掲)       | 国指定史跡「デーノタメ遺跡」の隣接地にガイダンス施設を整備し、史跡の魅力を高め、集客を図る。 | ○    | ○  | ○  | ◎  | ◎<br>文化財保護課<br>建築開発課 | ➡     | ➡      | ➡      | ★    |
| 1-3 | 出土遺物の分析の推進                   | 出土遺物の理化学的な分析の推進により、縄文時代の生活の詳細を明らかにする。          |      |    |    | ◎  | ◎<br>文化財保護課          | ➡     | ➡      |        |      |
| 1-4 | 宮岡氷川神社前遺跡の低地の調査              | 重要遺跡と目される宮岡氷川神社前遺跡の低地遺跡の調査を推進する。               |      |    |    | ○  | ◎<br>文化財保護課          | ➡     | ➡      |        |      |
| 1-5 | 主要な縄文遺跡の範囲、内容等の実態把握          | 市域に所在する縄文時代の遺跡の範囲、内容について調査を進める。                |      |    |    | ○  | ◎<br>文化財保護課          | ➡     | ➡      | ➡      |      |
| 1-6 | 文化財ボランティアガイドの育成と支援(再掲)       | デーノタメ遺跡をはじめとする市内の文化財を案内するガイドを育成、支援する。          | ◎    | ◎  |    |    | ◎<br>文化財保護課          |       | ➡      | ➡      |      |
| 1-7 | 文化財を保護する市民団体との連携、支援(再掲)      | 文化財の保護にかかわる各種市民団体と連携し、支援する。                    | ○    | ◎  |    |    | ◎<br>文化財保護課          | ➡     | ➡      | ➡      |      |
| 1-8 | 文化財関連のシンポジウムの開催(再掲)          | 文化センターホール等を会場とし、デーノタメ遺跡・石戸蒲ザクラ等のシンポジウムを開催する。   | ○    | ◎  |    | ◎  | ◎<br>文化財保護課          | ➡     | ➡      | ➡      | ★    |
| 1-9 | 縄文まつりの継続的な開催(再掲)             | 縄文の魅力を体験、発信する縄文まつりを継続的に開催する。                   | ○    | ◎  |    |    | ◎<br>文化財保護課          | ➡     | ➡      | ➡      | ★    |

## (2) 関連文化財群 2 武士の館と謙信がやってきた城の歴史文化

### 【概要】

江戸時代から著名な「石戸蒲ザクラ」が所在する東光寺は、御家人石戸氏の墓所で、周囲は石戸氏の館跡が広がっています。また、石戸城跡は戦国時代の城郭で、上杉謙信が一時逗留していました。至近の御茶屋跡は徳川家康から家光が鷹狩の際に利用した休憩所で、歴史に名を残す人物の足跡と中世の景観を伝えています。

### ① 関連文化財群のストーリー

鎌倉時代の市域は、鎌倉幕府の御家人石戸氏が勢力を張り、谷津と台地の地形を活かして堀ノ内館(石戸宿)を構えていました。江戸時代の「石戸神社御獅子箱裏絵図」に、方形の主郭の周囲を二重の堀がめぐり、四方を信仰施設が守護する館の姿が描かれています。

館の南西にある東光寺は、石戸氏の持仏堂が前身で、代々の墓所が築かれていました。境内に立つ石戸蒲ザクラ(国指定天然記念物)は、源範頼ゆかりの伝説があり、江戸時代から人々に注目されてきた古木です。供養のために建てられた初期板碑群(県指定考古資料・市指定歴史資料)や、鎌倉時代の銅造阿弥陀如来坐像(市指定彫刻)が継承され、武士の精神性と信仰の深さを今日に伝えています。

戦国時代になると、荒川沿いの要地に石戸城(石戸宿)が築かれ、岩付城と松山城を結ぶ中



継地として機能しました。谷津に囲まれた台地の先端に郭を連ねた構造で、南側には城下町の痕跡(上宿遺跡・下宿遺跡)が、東側の湿地に落城を伝える「一夜堤」が残ります。

永禄6年(1563)、上杉謙信が豪雪の越後国境を越えて松山城の救援に向かう際、この石戸城に逗留しており、戦国時代の緊張と武将の動きを今に伝えています。

江戸時代になると、城下の東側には、徳川家康から家光まで3代の将軍が鷹狩の際に休息した御茶屋(お茶屋遺跡)が営まれました。武士の館と戦国の城、将軍の御成りを受けた御茶屋などの文化財は、中世武士から戦国武将、さらに徳川将軍へ連なる館と城の歴史文化が、この地に息づいていたことを物語っています。

## ② 関連文化財群の構成要素

| No. | 名称          | 種別                 | 指定等の状況  |
|-----|-------------|--------------------|---------|
| 1   | 銅像阿弥陀如来坐像   | 有形文化財(美術工芸品(彫刻))   | 市指定     |
| 2   | 元禄十年古地図     | 有形文化財(美術工芸品(古文書))  | 市指定     |
| 3   | 板石塔婆        | 有形文化財(美術工芸品(考古資料)) | 県指定     |
| 4   | 凝灰岩石塔(範頼石塔) | 有形文化財(美術工芸品(考古資料)) | 未指定     |
| 5   | 石戸城跡出土品     | 有形文化財(考古資料)        | 未指定     |
| 6   | お茶屋遺跡出土品    | 有形文化財(美術工芸品)       | 未指定     |
| 7   | 東光寺板石塔婆群    | 有形文化財(美術工芸品(歴史資料)) | 市指定     |
| 8   | 明治時代地引図     | 有形文化財(美術工芸品)       | 未指定     |
| 9   | 御茶屋稻荷       | 民俗文化財(有形の民俗文化財)    | 未指定     |
| 10  | 石戸神社御獅子箱裏絵図 | 有形文化財(美術工芸品(歴史資料)) | 未指定     |
| 11  | 源範頼・亀御前位牌   | 有形文化財(美術工芸品(歴史資料)) | 未指定     |
| 12  | 堀ノ内館跡       | 記念物(遺跡)            | 未指定     |
| 13  | 石戸城跡        | 記念物(遺跡)            | 県選定重要遺跡 |
| 14  | 上宿遺跡(城下町跡)  | 記念物(遺跡)            | 未指定     |
| 15  | 下宿遺跡(城下町跡)  | 記念物(遺跡)            | 未指定     |
| 16  | 一夜堤         | 記念物(遺跡)            | 未指定     |
| 17  | 御茶屋跡(お茶屋遺跡) | 記念物(遺跡)            | 未指定     |
| 18  | 庚塚(一里塚跡)    | 記念物(遺跡)            | 未指定     |
| 19  | 石戸蒲ザクラ      | 記念物(植物)            | 国指定     |





関連文化財群2の構成要素の分布

### ③ 課題・方針・事業

#### a 課題

- ・「石戸蒲ザクラ保存活用計画」を作成する必要がある。
- ・老朽化の進む板石塔婆収蔵庫を改修し、保存環境と展示を充実させる必要がある。
- ・現在、露天に所在する凝灰岩石塔の適切な保存の検討を進める必要がある。
- ・「石戸城跡保存管理計画および石戸城跡整備基本計画」の推進を検討する必要がある。
- ・御茶屋跡の計画的な調査により、御茶屋の実態を明らかにする必要がある。
- ・東光寺、石戸城跡、御茶屋跡を結ぶ散策ルートと解説板の整備をする必要がある。

#### b 方針

- ・石戸蒲ザクラ保存検討委員会の指導により「石戸蒲ザクラ保存活用計画」を作成する。
- ・板石塔婆収蔵庫を改修し、保存環境と展示を充実させる。
- ・凝灰岩石塔の適切な保存の検討を進める。
- ・石戸城跡の既存の整備計画に基づき、その推進について地域と協議を進める。
- ・学術調査によって御茶屋跡の範囲と施設の状況を明らかにする。
- ・東光寺、石戸城跡、御茶屋跡を結ぶルートを設定し解説版を整備する。

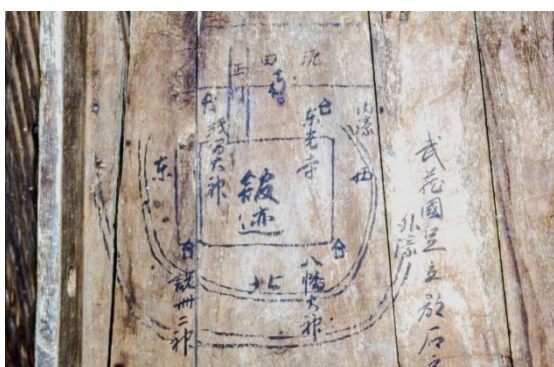




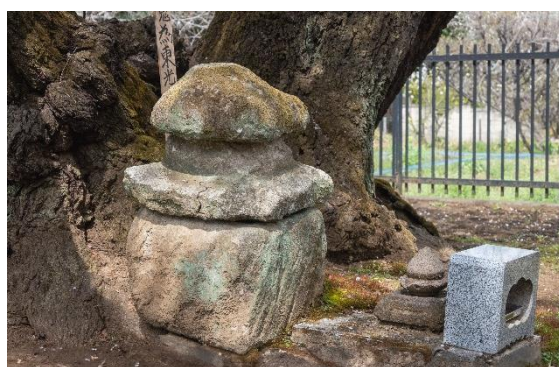
石戸蒲ザクラ(現況)



東光寺板石塔婆群



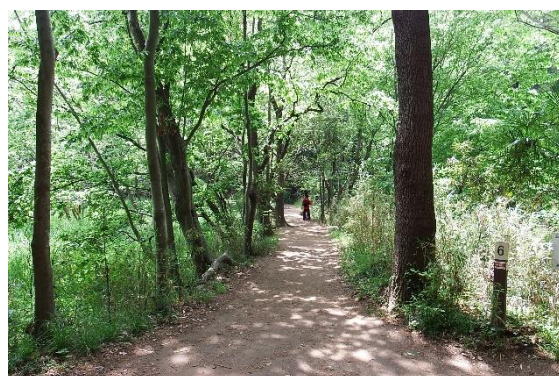
石戸神社御獅子箱裏絵図



凝灰岩石塔(範頼石塔)



石戸城跡(調査風景)



一夜堤



## c 事業

## 関連文化財群2に関する事業

| No. | 事業の名称                         | 事業の内容                                   | 実施主体 |    |    |    |                      | 事業期間  |        |        | 重点事業 |
|-----|-------------------------------|-----------------------------------------|------|----|----|----|----------------------|-------|--------|--------|------|
|     |                               |                                         | 市民   | 団体 | 所有 | 専門 | 行政                   | 前期    | 中期     | 後期     |      |
|     |                               |                                         |      |    |    |    |                      | R8-12 | R13-15 | R16-18 |      |
| 2-1 | 国指定天然記念物「石戸蒲ザクラ」保存活用計画の作成(再掲) | 石戸蒲ザクラ保存検討委員会の指導により「石戸蒲ザクラ保存活用計画」を作成する。 | △    | ○  | ○  | ◎  | ◎<br>文化財保護課          | ➡     |        |        | ★    |
| 2-2 | 東光寺板石塔婆収蔵庫の改修(再掲)             | 老朽化の進む収蔵庫を改修し、板石塔婆の展示機能を高める。            |      |    | ○  | ◎  | ◎<br>文化財保護課          |       | ➡      | ➡      |      |
| 2-3 | 凝灰岩石塔の適切な保存の検討                | 現在、露天に所在する凝灰岩石塔の保存について検討、協議を進める。        |      |    | ○  | ◎  | ◎<br>文化財保護課          | ➡     | ➡      | ➡      |      |
| 2-4 | 「石戸城跡保存管理計画及び石戸城跡整備基本計画」の推進   | 石戸城跡の既存の整備計画に基づき、その推進について地域と協議を進める。     |      |    | ◎  | ◎  | ◎<br>文化財保護課          | ➡     | ➡      | ➡      |      |
| 2-5 | 御茶屋跡の継続的な調査                   | 学術調査によって御茶屋跡の範囲と内部の施設を明らかにする。           |      |    | ○  | ○  | ◎<br>文化財保護課          | ➡     | ➡      | ➡      | ★    |
| 2-6 | 散策ルートと解説板の整備                  | 東光寺、石戸城跡、御茶屋跡を結ぶルートを開発し、ルートサインを整備する。    |      | ○  | ○  |    | ◎<br>文化財保護課<br>産業観光課 | ➡     | ➡      | ➡      |      |

## (3) 関連文化財群3 戦国武将が駆け抜けた岩付街道の歴史文化

## 【概要】

市域の東を縦断する岩付街道に、「鴻巣七騎」と呼ばれる武士が館を構え、周辺を支配していました。こうした武士にゆかりのある寿命院、氷川神社、上手館跡等の遺跡のほか、「太田資正判物」や「鉄製象嵌舌長鎧」といった古文書、工芸品等は、戦国時代の鴻巣郷を物語る文化財が伝わっています。

## ① 関連文化財群のストーリー

戦国時代における市域の東部は、鴻巣郷に属し、西部の石戸郷とともに岩付城(現さいたま市)を拠点とする戦国武将、太田資正の支配下にありました。鴻巣郷を南北に走る岩付街道は、市域と岩付城を往来する際の幹線で、街道沿いは太田氏に仕える「鴻巣七騎(しちき)」と呼ばれる地侍が館を構えていました。水堀を構える大久保館跡(中丸)は、堀を掘り上げた土を岩付城の築城にあてた、という伝承を残しています。

「鴻巣七騎」の実態は明確ではありませんが、大島家文書(市指定古文書・宮内)のうち、永禄2年(1559)の「太田資正判物」(市指定古文書)は、郷内の深井、宮内の開発を大島大炊助と深井氏に命じています。また、天正18年(1590)の浅野長吉書状は、大島大炊助、大島大膳助、矢辺新右衛門、矢部兵部、小川図書へ帰農を命じています。このうち、白井長尾氏を祖とする深井氏は、5代景孝から深井氏を名乗り、嫡孫である好秀の娘は、「知恵伊豆」といわれ老中首座となった松平信綱の生母です。



このため、岩付街道沿いに深井氏の菩提寺である寿命院、大島氏の上手館跡と「古市場古壘」、加藤氏の大久保館跡と安養院墓所、戦国時代の「鉄製象嵌舌長鐙」(市指定工芸品)などを伝えています。また、宮内氷川神社の見世棚造旧社殿(市指定建造物)や大島氏の来歴を伝える「旧遺碑」、同神社が「三ノ宮」の称号を受けた古文書も遺され、戦国時代から江戸時代に至る鴻巣郷の歴史文化を物語っています。

## ② 関連文化財群の構成要素

| No. | 名称             | 種別                 | 指定等の状況 |
|-----|----------------|--------------------|--------|
| 1   | 宮内氷川神社旧社殿      | 有形文化財(建造物)         | 市指定    |
| 2   | 木造阿弥陀如来立像      | 有形文化財(美術工芸品(彫刻))   | 市指定    |
| 3   | 木造薬師三尊像        | 有形文化財(美術工芸品(彫刻))   | 市指定    |
| 4   | 貝杓子            | 有形文化財(美術工芸品(工芸品))  | 市指定    |
| 5   | 鉄製象嵌舌長鐙        | 有形文化財(美術工芸品(工芸品))  | 市指定    |
| 6   | 大島家文書          | 有形文化財(美術工芸品(古文書))  | 市指定    |
| 7   | 三ノ宮文書          | 有形文化財(美術工芸品(古文書))  | 未指定    |
| 8   | 深井薬師堂中世石塔群     | 有形文化財(美術工芸品(考古資料)) | 未指定    |
| 9   | 寿命院板石塔婆(建長3年銘) | 有形文化財(美術工芸品(歴史資料)) | 市指定    |
| 10  | 寿命院板石塔婆(建治2年銘) | 有形文化財(美術工芸品(歴史資料)) | 市指定    |
| 11  | 寿命院            | 記念物(遺跡)            | 未指定    |
| 12  | 上手館跡           | 記念物(遺跡)            | 未指定    |
| 13  | 古市場古壘          | 記念物(遺跡)            | 未指定    |
| 14  | 大久保館跡          | 記念物(遺跡)            | 未指定    |
| 15  | 安養院墓所          | 記念物(遺跡)            | 未指定    |





関連文化財群3の構成要素の分布



木造阿弥陀如来立像(寿命院)



寿命院板石塔婆



宮内氷川神社



大久保館跡の水堀(中丸)





## ③ 課題・方針・事業

## a 課題

- ・深井氏関係の文献史料および石塔類の調査を進め、深井氏の実像を明らかにする。
- ・「鴻巣七騎」に関する歴史資料を収集し、その動向を明らかにする必要がある。
- ・大島氏関係の墓所の実態を明らかにする必要がある。
- ・深井薬師堂に所在する中世石塔群を調査する必要がある。
- ・岩付街道沿いの文化財群を効果的につなげるサインを整備する必要がある。

## b 方針

- ・深井氏関係の文献史料および墓所の石塔調査を検討する。
- ・「鴻巣七騎」に関する歴史資料を収集し、その動向を明らかにする。
- ・大島氏関係の墓所の詳細調査を進める。
- ・深井薬師堂の中世石塔群の調査を進める。
- ・岩付街道沿いの文化財群のサインを充実させる。

## c 事業

## 関連文化財群3に関する事業

| No. | 事業の名称                  | 事業の内容                                | 実施主体 |    |    |    |                             | 事業期間        |              |              | 重点事業 |
|-----|------------------------|--------------------------------------|------|----|----|----|-----------------------------|-------------|--------------|--------------|------|
|     |                        |                                      | 市民   | 団体 | 所有 | 専門 | 行政                          | 前期<br>R8-12 | 中期<br>R13-15 | 後期<br>R16-18 |      |
| 3-1 | 深井氏関係の史料および墓所の調査と保存の検討 | 深井氏関係の文献史料の調査および墓所の石塔調査と保存を検討する。     |      |    | ○  | ○  | ◎<br>文化財保護課                 | ➡           | ➡            |              | ★    |
| 3-2 | 「鴻巣七騎」に関する歴史資料を収集、整理   | 「鴻巣七騎」に関する歴史資料を収集し、その動向を明らかにする。      |      |    | ○  | ○  | ◎<br>文化財保護課                 |             | ➡            |              |      |
| 3-3 | 大島氏関係墓所の調査             | 未調査の大島氏関係の墓所の調査を進め、その実態を明らかにする。      |      |    | ○  | ○  | ◎<br>文化財保護課                 |             | ➡            |              |      |
| 3-4 | 深井薬師堂の中世石塔群の調査         | 深井薬師堂に所在する宝篋印塔等の中世石塔群の調査を進め、資料化する。   | ○    |    | ○  | ○  | ◎<br>文化財保護課                 |             | ➡            | ➡            |      |
| 3-5 | 岩槻街道沿いの文化財群のサイン整備      | 岩槻街道沿いに分散する文化財群を有機的につなげるためのサインを整備する。 |      |    | ○  |    | ◎<br>文化財保護課<br>産業観光課<br>建設課 | ➡           | ➡            |              |      |



#### (4) 関連文化財群 4 旅人が一休みした中山道の歴史文化

##### 【概要】

市域を南北に縦断する中山道は、江戸時代初期まで宿場が置かれていました。宿は移転して間宿(あいのしゅく)となり、2 か所に立場(たてば)という休憩所がおかれ、往来する旅人で賑わいました。中山道の文化財は、「北本」という地名の起こりや駅の開設、まちの形成に大きく関わり、今につながっています。

##### ① 関連文化財群のストーリー

江戸時代初期に整備された中山道は、市域の中央を南北に走っています。当初は宿場が置かれて賑わいましたが、宿場はすぐに北の鴻巣へ移転したため、本宿村は間の宿(あいのしゅく)となり、2 か所に立場(たてば・休憩所)が置かれました。

多聞寺の境内にあるムクロジ(県指定天然記念物)や「元鴻巣」銘を刻む地蔵菩薩、和宮の降嫁の際に新調したという「本宿の天神社幟」(市指定民俗文化財)、町割りや助郷制度などを伝える岡野家文書(市指定古文書)は、静かに街道の歴史を物語っています。また、近年発見された観音堂の木造子安地蔵は、木食白道の作として注目されるものです。

本宿から北の東間までは、昭和初期まで松並木が続き、東間の立場跡に「三軒茶屋」の地名が残っています。東間の浅間神社は、7月1日の初山に多くの子どもが集まり、勝林寺は、関東郡代・伊奈忠次の実弟日誉が開いたと伝わる古刹です。

明治16年(1883)、中山道に並行して鉄道が開通すると、大正6年(1917)に駅信号所が、昭和3年(1928)に待望の新駅が開業しました。新しい交通の要衝となった駅を中心に、市街地が形成されていく過程から、1本の「道」がまちの発展を促してきたことがわかります。

中山道は、古くから旅人を導き、「北本」の地名や現代のまちを形づくってきた過去と今をつなぐ歴史の道なのです。

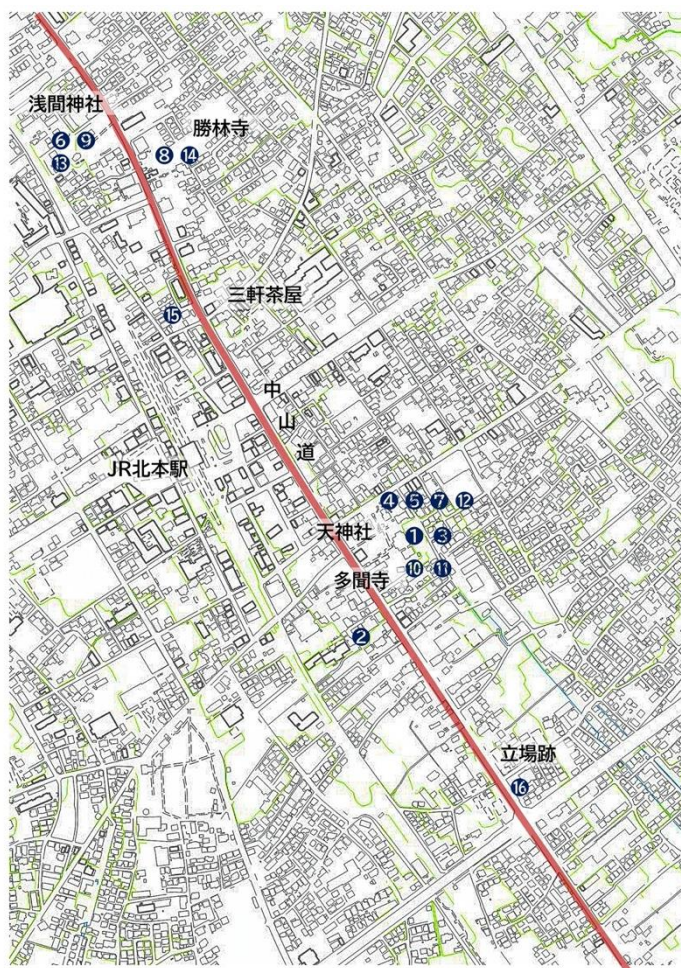
##### ② 関連文化財群の構成要素

| No. | 名称          | 種別                 | 指定等の状況 |
|-----|-------------|--------------------|--------|
| 1   | 木食白道作観音像    | 有形文化財(美術工芸品(彫刻))   | 未指定    |
| 2   | 岡野家文書       | 有形文化財(美術工芸品(古門書))  | 市指定    |
| 3   | 「元鴻巣村」銘地蔵菩薩 | 有形文化財(美術工芸品(歴史資料)) | 未指定    |
| 4   | 本宿の天神社幟     | 民俗文化財(有形の民俗文化財)    | 市指定    |
| 5   | 算額          | 民俗文化財(有形の民俗文化財)    | 市指定    |
| 6   | 東間の富士塚      | 民俗文化財(有形の民俗文化財)    | 市指定    |
| 7   | 庚申塔         | 民俗文化財(有形の民俗文化財)    | 未指定    |
| 8   | 馬頭観音群       | 民俗文化財(有形の民俗文化財)    | 未指定    |
| 9   | 初山行事        | 民俗文化財(無形の民俗文化財)    | 未指定    |
| 10  | 多聞寺         | 記念物(遺跡)            | 未指定    |
| 11  | 多聞寺のムクロジ    | 記念物(植物)            | 県指定    |

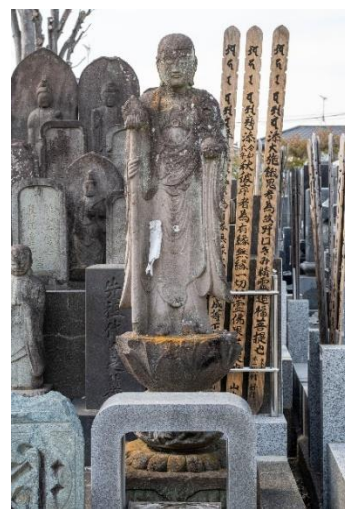




|    |        |         |     |
|----|--------|---------|-----|
| 12 | 天神社    | 記念物(遺跡) | 未指定 |
| 13 | 東間浅間神社 | 記念物(遺跡) | 未指定 |
| 14 | 勝林寺    | 記念物(遺跡) | 未指定 |
| 15 | 三軒茶屋   | 記念物(遺跡) | 未指定 |
| 16 | 立場跡    | 記念物(遺跡) | 未指定 |



関連文化財群3の構成要素の分布



「元鴻巣村」銘地藏菩薩(多聞寺)



本宿天神社



東間の富士塚



現在の中山道(本宿)



## ② 課題・方針・事業

## a 課題

- ・中山道の往時をしのばせる絵図、絵画、写真などを整理、アーカイブする必要がある。
- ・中山道の沿線の宿場を思わせる歴史的建造物の把握が不十分である。
- ・中山道の宿場および周辺の歴史文化を示す解説板の整備が不十分である。
- ・中山道に関する情報を収集し、街道の歴史を発信する必要がある。
- ・中山道の歴史的面影をめぐるルートを設定する必要がある。

## b 方針

- ・中山道の往時をしのばせる絵図、絵画、写真などをアーカイブする。
- ・中山道の沿線の宿場を思わせる歴史的建造物の把握に努める。
- ・中山道の宿場およびその周辺の歴史文化を示すサインや解説板の整備を進める。
- ・中山道に関する情報を収集し、街道の歴史を発信する。
- ・中山道の歴史的面影をめぐるルートを設定していく。

## c 事業

## 関連文化財群4に関する事業

| No. | 事業の名称                 | 事業の内容                                  | 実施主体 |    |    |    |                             | 事業期間  |        |        | 重点事業 |
|-----|-----------------------|----------------------------------------|------|----|----|----|-----------------------------|-------|--------|--------|------|
|     |                       |                                        | 市民   | 団体 | 所有 | 専門 | 行政                          | 前期    | 中期     | 後期     |      |
|     |                       |                                        |      |    |    |    |                             | R8-12 | R13-15 | R16-18 |      |
| 4-1 | 中山道関係の絵図、絵画、写真等のアーカイブ | 中山道の往時をしのばせる絵図、絵画、写真などを計画的に整理、アーカイブする。 |      | ○  | ○  |    | ◎<br>文化財保護課                 | ➡     | ➡      |        | ★    |
| 4-2 | 中山道沿線の歴史的建造物の調査       | 中山道の面影を残す歴史的建造物を把握する。                  |      |    | ○  | ○  | ◎<br>文化財保護課                 | ➡     |        |        |      |
| 4-3 | 中山道の文化財群のサイン整備        | 中山道の宿場およびその周辺の歴史文化を示すサインを整備する。         |      | ○  | ○  | ○  | ◎<br>文化財保護課                 |       | ➡      | ➡      | ★    |
| 4-4 | 中山道の歴史的ストーリーの発信       | 中山道に関する情報収集と、街道の歴史的ストーリーを発信する。         | △    | △  | △  |    | ◎<br>文化財保護課<br>市長公室         | ➡     | ➡      | ➡      |      |
| 4-5 | 中山道の歴史的周遊ルートの設定       | 中山道の歴史的面影をめぐる周遊ルートを設定する。               | △    | △  |    |    | ◎<br>文化財保護課<br>産業観光課<br>建設課 | ➡     | ➡      |        |      |

## (5) 関連文化財群 5 荒川の舟運と河岸場の歴史文化

## 【概要】

市域の西縁を流れる荒川は、江戸幕府によって高尾河岸が置かれ、物流の結節点として賑わい、都市が形成されました。旧船問屋に残る建造物、古文書、いかり、帆柱、旗等は、舟運の実態をよく伝えています。また、河岸に至る道に点在する河岸稻荷、道標等も、河岸場の景観を今に伝える文化財です。





## ① 関連文化財群のストーリー

江戸時代初期の寛永6年(1629)、荒川が入間川水系の和田吉野川へ瀬替えされると、市域と江戸を結ぶ舟運が盛んになりました。市域の北西部に位置する高尾河岸は、早くから幕府公認の河岸場となり、この河岸より上流に大型の船が運航できなかったため、陸路との結節点として商家などが賑わいました。

『新編武蔵風土記稿』には、この河岸に3軒の船問屋があったと記し、河岸場の全体を束ねていたのが、船問屋の田島家でした。田島家は、大宮台地の最高地点に問屋を構え、門、母屋、土蔵、納屋などの建物群が整然と並んでいます。当家に伝わる「田島家文書」(市指定古文書)をはじめ、御用旗、官許旗、イカリ、帆柱、もやい綱などは、舟運の面影を伝える資料群として注目されるものです。

田島家の西側に所在する阿弥陀堂は、林立する石塔に往時の賑わいを残し、河岸場へと下るメインストリートには、河岸稲荷、水神宮、道標を兼ねた傍示石、倉庫跡などが点在し、歴史の景観をたどることができます。

河岸稲荷に船問屋の当主が奉納した手洗石、河岸場跡に立つ「西よしみみち」、「田嶋此右衛門所有」と刻んだ石造物は、舟運がもたらした交流と商いの歴史を物語っています。

## ② 関連文化財群5の構成要素

| No. | 名称        | 種別                | 指定等の状況 |
|-----|-----------|-------------------|--------|
| 1   | 旧船問屋(田島家) | 有形文化財(建造物)        | 未指定    |
| 2   | 田島家文書     | 有形文化財(美術工芸品(古文書)) | 市指定    |
| 3   | 御用旗・官許旗   | 民俗文化財(有形の民俗文化財)   | 未指定    |
| 4   | イカリ・もやい綱  | 民俗文化財(有形の民俗文化財)   | 未指定    |
| 5   | 手洗石       | 民俗文化財(有形の民俗文化財)   | 市指定    |
| 6   | 水神宮       | 民俗文化財(有形の民俗文化財)   | 未指定    |
| 7   | 傍示石(兼道標)  | 民俗文化財(有形の民俗文化財)   | 未指定    |
| 8   | 白竜大神      | 民俗文化財(有形の民俗文化財)   | 未指定    |
| 9   | 河童伝説      | 民俗文化財(無形の民俗文化財)   | 未指定    |
| 10  | 阿弥陀堂      | 記念物(遺跡)           | 未指定    |
| 11  | 河岸稲荷      | 記念物(遺跡)           | 市指定    |
| 12  | 河岸場跡      | 記念物(遺跡)           | 未指定    |
| 13  | 倉庫群跡      | 記念物(遺跡)           | 市指定    |

## ③ 課題・方針・事業

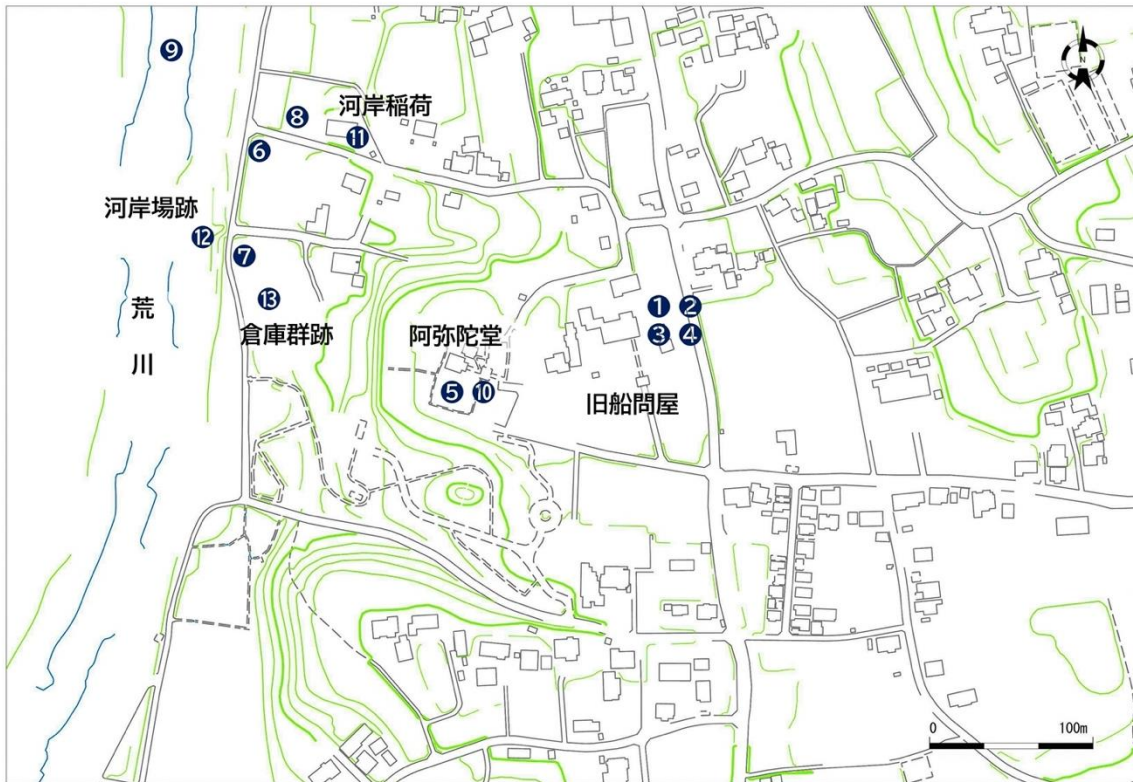
## a 課題

- ・旧船問屋の保存・活用について、所有者と検討を進める必要がある。
- ・高尾河岸へ至る歴史の道の散策ルートの検討、整備を進める必要がある。
- ・高尾河岸を中心とする舟運の歴史文化を示すルートサインが不十分である。
- ・旧船問屋が所蔵する舟運関係の文化財の保存・活用について検討する必要がある。
- ・高尾河岸跡の整備と河岸場跡を見学できる工夫が必要である。



b 方針

- ・旧船問屋の保存・活用について所有者と検討する。
- ・高尾河岸へ至る歴史の道の散策ルートを整備する必要がある。
- ・高尾河岸を中心とする舟運の歴史文化を示すルートサインを整備する。
- ・旧船問屋が所蔵する舟運関係の文化財の保存・活用を検討する。
- ・高尾河岸跡の整備し、見学できる方策を検討する。



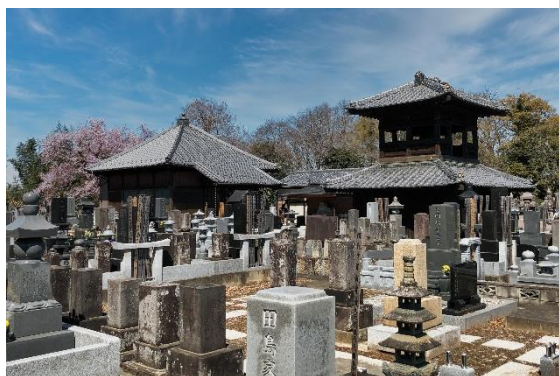
関連文化財群5の構成要素の分布



旧船問屋座敷蔵



御用旗・官許旗



阿弥陀堂



河岸場跡付近の荒川

## c 事業

## 関連文化財群5に関する事業

| No. | 事業の名称             | 事業の内容                            | 実施主体 |    |    |    |                             | 事業期間  |        |        | 重点事業 |
|-----|-------------------|----------------------------------|------|----|----|----|-----------------------------|-------|--------|--------|------|
|     |                   |                                  | 市民   | 団体 | 所有 | 専門 | 行政                          | 前期    | 中期     | 後期     |      |
|     |                   |                                  |      |    |    |    |                             | R8-12 | R13-15 | R16-18 |      |
| 5-1 | 舟運関係の建築物の保存・活用の検討 | 舟運関係の建築物の保存、活用について所有者と協議、検討を進める。 | ○    |    | ◎  | ◎  | ◎<br>文化財保護課<br>政策推進課        | ➡     | ➡      | ➡      | ★    |
| 5-2 | 高尾河岸の歴史の道の検討      | 高尾河岸へ至る歴史の道の散策ルートの検討を進める。        | ○    |    | ◎  |    | ◎<br>文化財保護課<br>産業観光課<br>建設課 | ➡     |        |        |      |
| 5-3 | 高尾河岸の歴史の道の整備      | 高尾河岸へ至る歴史の道の散策ルートを整備する。          |      |    | ◎  |    | ◎<br>文化財保護課<br>産業観光課<br>建設課 | ➡     | ➡      | ➡      | ★    |
| 5-4 | 舟運関係の資料の保存、活用の検討  | 舟運関係の資料の文化財の保存、活用について協議、検討を進める。  |      |    | ◎  | ◎  | ◎<br>文化財保護課                 |       | ➡      | ➡      | ★    |
| 5-5 | 高尾河岸跡の整備の検討       | 高尾河岸跡の整備と活用について検討を進める。           |      |    | ○  | ○  | ◎<br>文化財保護課<br>都市計画課        |       | ➡      | ➡      |      |

## (6) 関連文化財群 6 宮岡地区の信仰と伝説の歴史文化

## 【概要】

宮岡地区は神社が集中し、地名がその土地柄を示すとともに、独特の宗教的景観を伝えるパワースポットです。厳島神社には龍灯杉の伝説と弁財天の伝説、高台には上杉謙信にちなむ逆椿の伝説が、須賀神社には祭神にちなむ禁忌作物の風習が伝わっています。また、道祖神や北向き地蔵では、今でも素朴な信仰が周囲の里山の中に息づいています。





## ① 関連文化財群のストーリー

市域の位置する大宮台地は、川口から鴻巣に至る南北 35 kmの台地です。この台地で最も標高の高い場所が市域の高尾で、その中で特に高いといわれてきたのが宮岡地区です。

宮岡地区には、旧高尾村の鎮守の氷川神社と厳島神社、旧荒井村の鎮守の須賀神社が鎮座し、これらは、緑のトラスト第 8 号地「宮岡ふるさと緑の景観地」の谷の最奥部に位置しています。このように、豊かな自然と神社群の厳かな歴史的景観が宮岡の大きな魅力です。

これらの神社には、今も語り継がれる伝説が息づいています。厳島神社の石段を降りると、弁天池の中に社殿が鎮座し、周囲は垣塙のような窪地となっています。かつて「竜灯杉」と呼ばれていた御神木の大杉が万治 3 年(1660)の大風で倒れた跡と伝えられています。その後、江戸神田の商人がお告げにより、宝暦 6 年(1756)、宗祇の歌に導かれてこの地に弁財天を勧請したと伝え、当時かけられた石橋が残っています。

一方、須賀神社(牛頭天王社)の氏子は、天王様の家紋「五瓜に唐花紋」に似たキュウリを「作らない」、「食べない」という風習が最近まで守られてきました。また、参道の道祖神は、かつて人々が旅の無事を祈り、無事に帰ると草鞋を奉納する習わしもありました。

また、付近の麦畑に、上杉謙信が陣を払う際、かまどに突いた杭が大きな椿となったという「逆さ椿」の伝承にちなむ石碑が、「万人講中」が造立した北向き地藏は、今も祈願の際に泥団子を供える風習が続いています。

宮岡の地は、祈りと伝説の里として、神々の物語が受け継がれています。

## ② 関連文化財群 6 の構成要素

| No. | 名称            | 種別              | 指定等の状況 |
|-----|---------------|-----------------|--------|
| 1   | 宝暦の石橋         | 民俗文化財(有形の民俗文化財) | 未指定    |
| 2   | 道祖神           | 民俗文化財(有形の民俗文化財) | 未指定    |
| 3   | 逆さ椿碑(謙信伝説)    | 民俗文化財(有形の民俗文化財) | 未指定    |
| 4   | 北向き地藏         | 民俗文化財(有形の民俗文化財) | 未指定    |
| 5   | 荒井囃子保存会の囃子    | 民俗文化財(無形の民俗文化財) | 未指定    |
| 6   | 龍灯杉の伝説        | 民俗文化財(無形の民俗文化財) | 未指定    |
| 7   | 弁財天の伝説        | 民俗文化財(無形の民俗文化財) | 未指定    |
| 8   | 禁忌作物(きゅうり)    | 民俗文化財(無形の民俗文化財) | 未指定    |
| 9   | 高尾氷川神社        | 記念物(遺跡)         | 未指定    |
| 10  | 厳島神社          | 記念物(遺跡)         | 未指定    |
| 11  | 荒井須賀神社        | 記念物(遺跡)         | 未指定    |
| 12  | 高尾宮岡ふるさと緑の景観地 | 文化的景観           | 未指定    |





関連文化財群6の構成要素の分布



高尾氷川神社



荒井須賀神社



道祖神(須賀神社)



逆さ椿碑(荒井)



北向き地藏(荒井)

## ② 課題・方針・事業

### a 課題

- ・幹線道路の影響に配慮した対応を検討する必要がある。
- ・神社を地域の魅力として発信するための調整が必要である。
- ・宮岡地区の豊かな景観を保全、活用するための検討が必要である。
- ・隣接する高尾宮岡ふるさと緑の景観地および高尾さくら公園を結ぶルート整備が必要である。
- ・巖島神社の湧水を起点とする縄文人の暮らし、信仰や伝説を発信する必要がある。

### b 方針

- ・幹線道路の影響に配慮した対応を検討する。
- ・神社を地域の魅力として発信するための調整を進める。
- ・宮岡地区の豊かな景観を保全、活用することを検討する。
- ・隣接する高尾宮岡ふるさと緑の景観地および高尾さくら公園を結ぶルートを整備する。
- ・巖島神社の湧水を起点とする縄文人の暮らし、信仰や伝説を発信する。



## c 事業

## 関連文化財群 6 に関する事業

| No. | 事業の名称                     | 事業の内容                                       | 実施主体 |    |    |    |                              | 事業期間  |        |        | 重点事業 |
|-----|---------------------------|---------------------------------------------|------|----|----|----|------------------------------|-------|--------|--------|------|
|     |                           |                                             | 市民   | 団体 | 所有 | 専門 | 行政                           | 前期    | 中期     | 後期     |      |
|     |                           |                                             |      |    |    |    |                              | R8-12 | R13-15 | R16-18 |      |
| 6-1 | 神社群の歴史的魅力の発信              | 神社という信仰対象を地域の魅力として発信するための検討と調整を進める。         |      | ○  | ○  | ○  | ◎<br>文化財保護課<br>産業観光課<br>市長公室 | ➡     | ➡      | ➡      |      |
| 6-2 | 宮岡地区の景観保全と活用              | 宮岡地区の豊かな景観の保全と活用を検討する。                      |      | ○  | ◎  | ◎  | ◎<br>文化財保護課<br>産業観光課         | ➡     | ➡      | ➡      | ★    |
| 6-3 | 神社群と「高尾宮岡ふるさと緑の景観地」のルート整備 | 隣接する「高尾宮岡ふるさと緑の景観地」および高尾さくら公園などを結ぶルートを整備する。 | ○    | ○  | ○  |    | ◎<br>文化財保護課<br>環境課<br>建設課    | ➡     | ➡      |        |      |
| 6-4 | 宮岡氷川神社前遺跡と併せた歴史的魅力の発信     | 厳島神社の湧水を起点とする古代人の生活と信仰の歴史文化を発信する。           |      | ○  |    |    | ◎<br>文化財保護課<br>市長公室          |       | ➡      | ➡      |      |

## (7) 関連文化財群 7 市域のまつりと芸能の歴史文化

## 【概要】

市域にはさまざまな祭りや芸能が息づき、正月に開催される真福寺のダルマ市、東間浅間神社と荒井浅間神社で行われる 7 月の初山行事は、その代表格です。また、新しい祭りに関東最大級といわれる宵祭りのねぶたの曳航があります。地域の神社では 7 月の祇園祭などで囃子や獅子舞が奉納され、貴重な芸能が伝えられています。

## ① 関連文化財群のストーリー

北本のまちは、長い間暮らしの中で祭りを育み、伝えてきました。これを象徴する祭りが、毎年 11 月第 1 土曜日の夜に行われる北本まつりの「宵祭り」です。ねぶたの曳航を中心に、市内各地で受け継がれてきた囃子の団体が北本駅西口に集い、「ひっかわせ」や山車の運行を通じて、まちの賑わいをつくり出しています。

こうした市をあげた祭りだけでなく、寺社の年中行事や祭りもまた、地域の信仰を今に伝えていきます。真福寺(石戸)で行われる正月や節分のだるま市は、参道を埋め尽くす参拝者が訪れ、東間浅間社と荒井浅間社の初山行事は、幼子の健やかな成長を願う人々の祈りを今も受け継いでいます。

また、これらの祭礼を支えてきたのが、市内各地の囃子をはじめとする郷土芸能です。多くは神田囃子の系譜を引き、神社の祭礼に欠かすことのできない民俗芸能として、地域の中で大切に継承されてきました。昭和 54 年(1979)、囃子や獅子舞などの団体が交流し、郷土芸能を次世代へ伝えていくため「北本市郷土芸能保存団体連合会」を組織し、現在まで郷土芸能大会の開催などを通じて、その歩みを重ねています。





北本の祭りや郷土芸能は、地域の歴史や人々の思いが伝わってきた文化財群です。

## ② 関連文化財群 7 の構成要素

| No. | 名称          | 種別              | 指定等の状況 |
|-----|-------------|-----------------|--------|
| 1   | 真福寺のだるま市    | 民俗文化財(無形の民俗文化財) | 未指定    |
| 2   | 東間浅間神社の初山行事 | 民俗文化財(無形の民俗文化財) | 未指定    |
| 3   | 荒井浅間神社の初山行事 | 民俗文化財(無形の民俗文化財) | 未指定    |
| 4   | 別所囃子連の囃子    | 民俗文化財(無形の民俗文化財) | 未指定    |
| 5   | 北原囃子連の囃子    | 民俗文化財(無形の民俗文化財) | 未指定    |
| 6   | 原組囃子保存会の囃子  | 民俗文化財(無形の民俗文化財) | 未指定    |
| 7   | 北本宿囃子連の囃子   | 民俗文化財(無形の民俗文化財) | 未指定    |
| 8   | 上手囃子保存会の囃子  | 民俗文化財(無形の民俗文化財) | 未指定    |
| 9   | 石戸宿囃子連の囃子   | 民俗文化財(無形の民俗文化財) | 未指定    |
| 10  | 石戸宿ささら獅子舞   | 民俗文化財(無形の民俗文化財) | 市指定    |
| 11  | 荒井囃子保存会の囃子  | 民俗文化財(無形の民俗文化財) | 未指定    |
| 12  | 北中丸囃子連の囃子   | 民俗文化財(無形の民俗文化財) | 未指定    |
| 13  | 北袋囃子連の囃子    | 民俗文化財(無形の民俗文化財) | 未指定    |
| 14  | 顕揚会の剣舞      | 民俗文化財(無形の民俗文化財) | 未指定    |
| 15  | 北本四丁目囃子連の囃子 | 民俗文化財(無形の民俗文化財) | 未指定    |
| 16  | 真福寺         | 記念物(遺跡)         | 未指定    |
| 17  | 東間浅間神社・富士塚  | 記念物(遺跡)         | 市指定    |
| 18  | 荒井浅間神社・富士塚  | 記念物(遺跡)         | 市指定    |
| 19  | 本宿天神社       | 記念物(遺跡)         | 未指定    |
| 20  | 中丸氷川神社      | 記念物(遺跡)         | 未指定    |
| 21  | 石戸宿天神社      | 記念物(遺跡)         | 未指定    |
| 22  | 荒井須賀神社      | 記念物(遺跡)         | 未指定    |





関連文化財群7の構成要素の分布



東間浅間神社の初山行事



真福寺のだるま市



荒井浅間神社の初山行事



北本市郷土芸能大会

## ③ 課題・方針・事業

## a 課題

- ・無形の民俗文化財の調査、記録が不十分である。
- ・存続が危ぶまれる郷土芸能団体への支援が不十分である。
- ・コロナ禍や人口減少、少子高齢化によるまつり等の休止、縮小傾向に対応する必要がある。
- ・後継者不足の支援として学校の児童・生徒が体験する機会を設ける必要がある。
- ・郷土芸能大会など芸能の発表の機会を継続的に確保する必要がある。

## b 方針

- ・無形の民俗文化財の調査、記録を進める。
- ・存続が危ぶまれる郷土芸能団体の実態に応じて支援を進めていく。
- ・地域のまつり、行事など実態を確認し、必要な措置を検討する。
- ・郷土芸能の魅力を学校の児童・生徒が体験する機会を設けていく。
- ・今後も郷土芸能大会などの充実に努めていく。

## c 事業

表 関連文化財群7に関する事業

| No. | 事業の名称           | 事業の内容                          | 実施主体 |    |    |    |                      | 事業期間  |        |        | 重点事業 |
|-----|-----------------|--------------------------------|------|----|----|----|----------------------|-------|--------|--------|------|
|     |                 |                                | 市民   | 団体 | 所有 | 専門 | 行政                   | 前期    | 中期     | 後期     |      |
|     |                 |                                |      |    |    |    |                      | R8-12 | R13-15 | R16-18 |      |
| 7-1 | 無形の民俗文化財の調査(再掲) | 存続が危ぶまれる無形の民俗文化財の調査の記録を進める。    | ○    | ○  |    | ◎  | ◎<br>文化財保護課          | ➡     | ➡      |        | ★    |
| 7-2 | 郷土芸能団体の支援       | 郷土芸能団体の実態に応じた支援の推進する。          |      | ◎  |    | ○  | ◎<br>文化財保護課          | ➡     | ➡      | ➡      |      |
| 7-3 | 地域のまつり、行事の支援の検討 | 地域のまつり、行事などの実態を確認し、必要な措置を検討する。 |      | ◎  |    | ○  | ◎<br>文化財保護課          | ➡     | ➡      | ➡      |      |
| 7-4 | 郷土芸能の学校における体験   | 郷土芸能の魅力を学校の児童・生徒が体験する機会を設けていく。 |      | ◎  |    | ○  | ◎<br>文化財保護課<br>学校教育課 |       | ➡      | ➡      |      |
| 7-5 | 郷土芸能大会の開催と充実    | 郷土芸能大会の開催を継続し、その充実に努める。        |      | ◎  |    | ○  | ◎<br>文化財保護課          | ➡     | ➡      | ➡      | ★    |



## 第9章

# 文化財保存活用区域の保存・活用

### 第1節 文化財保存活用区域の設定と目的

本章で扱う文化財保存活用区域は、第3章で整理したように、市域における8つの特色ある歴史文化のうち、「7 台地と谷津が育んだ里山の歴史文化」および「8 希少な動植物と生物多様性の歴史文化」を示す一定の区域を保全、活用することを目的としています。本市の文化財の将来像として設定した「里山とともに歴史文化を守り伝えるまち 北本」を具現化する区域です。

しかしながら、台地や谷津の里山環境およびこれらに生息、自生する多様な生物を保全するためには、用地の確保やその後の維持・管理など、解決すべき課題が少なくないため、ここでは、すでに計画の検討がある、またはすでに市民による保全活動が行われていることなどを重視し、より実現性のある区域に絞って設定することとしました。

特色ある歴史文化の「7 台地と谷津が育んだ里山の歴史文化」を具現化する区域として、「1 北袋の谷津」、「2 下沼田んぼ」を、「8 希少な動植物と生物多様性の歴史文化」で「3 高尾カタクリ自生地」を文化財保全活用区域とします。

このうち、「1 北袋の谷津」は谷津田の景観、「2 下沼田んぼ」は荒川崖線と田んぼ、「3 高尾カタクリ自生地」は台地上の斜面林、という里山を象徴する景観に対応するものです。



文化財保存活用区域の位置





## 第2節 各文化財保存活用区域の構成と課題・方針・事業

### (1) 文化財保存活用区域1 北袋の谷津

#### 【概要】

北袋の谷津は谷津田が営まれ、クジラヤマと呼ばれる斜面林や市内最大のエドヒガン、湿地の希少植物やヘイケボタルなどが健在で、この優れた里山環境を将来に向けて保存・活用します。

#### ① 文化財保存活用区域の説明

市域の西部には、北から北袋の谷津、宮岡の谷津、八重塚の谷津という3つの谷津地形が所在しています。このうち、宮岡の谷津は「高尾宮岡ふるさと緑の景観地」(緑のトラスト保全第8号地)として、八重塚の谷津は「県営北本自然観察公園」として保全、活用が図られていますが、北袋の谷津はとくに保護が図られていない状況です。

北袋の谷津はクジラヤマと呼ばれる斜面林と谷底の湿地、水田で構成され、市域で唯一谷津田が営まれています。このうち、斜面林にセンブリ、イカリソウなどの林床植物が、湿地にタコノアシ、ミクリ、ミゾコウジュなどの湿生植物が自生し、「市の昆虫」であるヘイケボタルが発生するほか、アオヤンマやヒメアカネなどの希少なトンボ類が生息することでも注目されています。また、トレイルカメラによる観察で、ニホンジカ、ホンドギツネ、ホンドタヌキ、アナグマ、キュウシュウノウサギなどが記録され、平野部における哺乳類の貴重な生息地となっています。

また、クジラヤマの対岸の斜面林に、市域で最大のエドヒガンが自生しており、3月下旬に爛漫とした花を咲かせています。

現在、湿地の一部で市民グループによる「トンボ公園」づくりと管理が進められていますが、常に斜面林の伐採や埋め立てなどの危機に瀕しているため、文化財保存区域として保存を計画に位置づけるものです。

#### ② 文化財保存活用区域の主な文化財

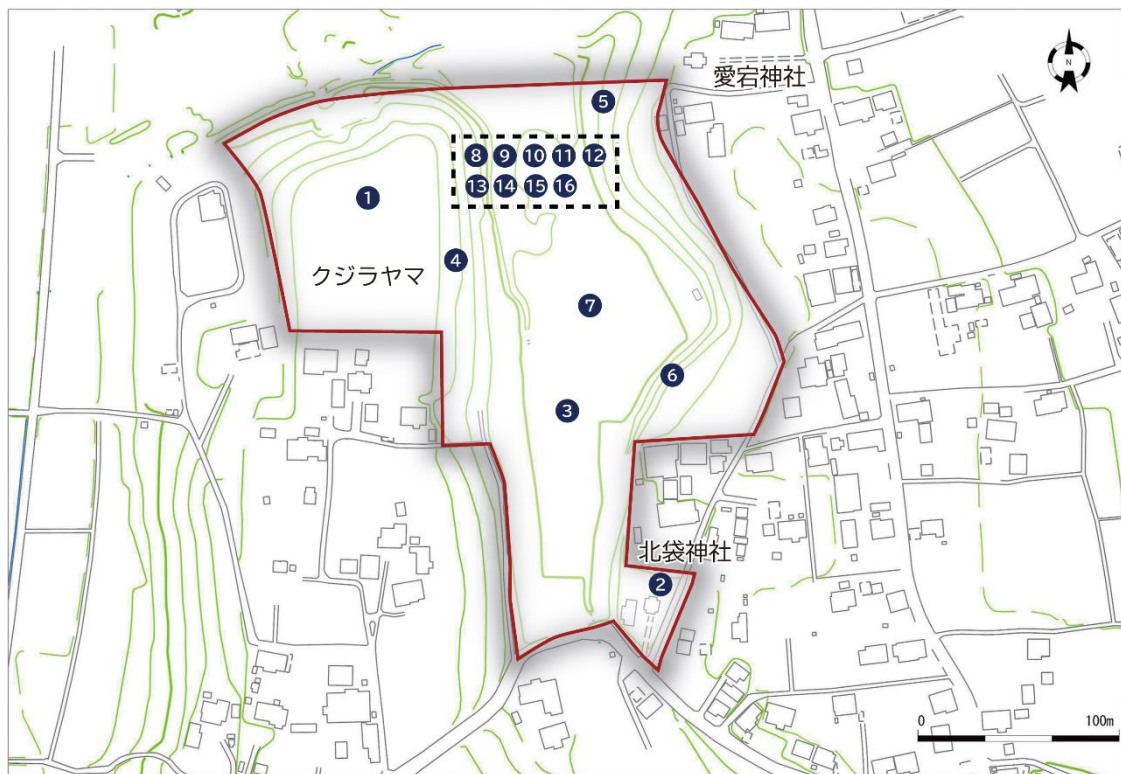
| No. | 名称     | 種別      | 指定等の状況 | レッドリスト等    |
|-----|--------|---------|--------|------------|
| 1   | 北袋遺跡   | 記念物(遺跡) | 未指定    |            |
| 2   | 北袋神社遺跡 | 記念物(遺跡) | 未指定    |            |
| 3   | ヘイケボタル | 記念物(動物) | 未指定    | 県 NT1、市の昆虫 |
| 4   | ヒメアカネ  | 記念物(動物) | 未指定    | 県 VU       |
| 5   | サワガニ   | 記念物(動物) | 未指定    | 県 NT2      |
| 6   | エドヒガン  | 記念物(植物) | 未指定    | —          |
| 7   | センブリ   | 記念物(植物) | 未指定    | 県 VU       |
| 8   | イカリソウ  | 記念物(植物) | 未指定    | 県 NT       |





|    |           |         |     |           |
|----|-----------|---------|-----|-----------|
| 9  | ミクリ       | 記念物(植物) | 未指定 | 国 NT、県 NT |
| 10 | ミゾコウジュ    | 記念物(植物) | 未指定 | 国 NT、県 NT |
| 11 | タコノアシ     | 記念物(植物) | 未指定 | 国 NT、県 VU |
| 12 | ノウルシ      | 記念物(植物) | 未指定 | 国 NT、県 VU |
| 13 | 北袋の谷津     | 文化的景観   | 未指定 |           |
| 14 | クジラヤマの斜面林 | 文化的景観   | 未指定 |           |
| 15 | 愛宕神社の斜面林  | 文化的景観   | 未指定 |           |

【レッドリストカテゴリー】 VU:絶滅危惧Ⅱ類 NT:準絶滅危惧(1:1 型、2:2 型)



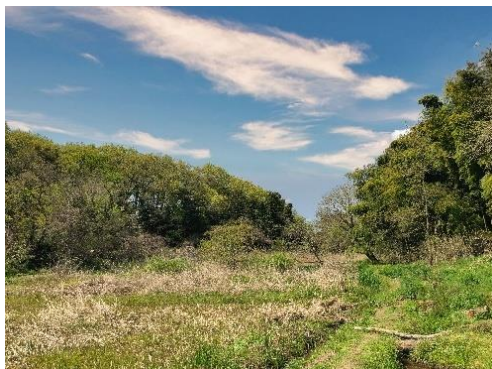
文化財保存活用区域1の概要



北袋の谷津



エドヒガン



谷津の湿地



センブリ

### ③ 課題・方針・事業

#### a 課題

- ・谷津に生息・自生する動植物の調査が不十分である。
- ・希少動植物の保護策について調査データに基づく検討が必要である。
- ・谷津の保全・管理を進めている市民グループを支援する必要がある。
- ・ナラ枯れによる雑木林の安全・管理が不十分である。
- ・市域最大の桜であるエドヒガンの市天然記念物の指定を検討する必要がある。

#### b 方針

- ・谷津に生息・自生する動植物の現況調査に努める。
- ・希少動植物の保護策を検討する。
- ・谷津の保全・管理を進めている市民グループの支援を検討する。
- ・ナラ枯れによる雑木林の安全・管理を進める。
- ・エドヒガンの市天然記念物の指定に向けた調査を進める。



## c 事業

## 文化財保存活用区域1（北袋の谷津）に関する事業

| No. | 事業の名称              | 事業の内容                                     | 実施主体 |    |    |    |                    | 事業期間  |        |        | 重点事業 |
|-----|--------------------|-------------------------------------------|------|----|----|----|--------------------|-------|--------|--------|------|
|     |                    |                                           | 市民   | 団体 | 所有 | 専門 | 行政                 | 前期    | 中期     | 後期     |      |
|     |                    |                                           |      |    |    |    |                    | R8-12 | R13-15 | R16-18 |      |
| 1-1 | 谷津に生息・自生する動植物の調査   | 『北本の動植物誌』の刊行から30年を経過したため、その後の動植物の現況を調査する。 | ○    | ○  |    | ○  | ◎<br>環境課<br>文化財保護課 | ➡     | ➡      |        |      |
| 1-2 | 希少動植物の保護           | レッドリストの掲載種をはじめとする希少な動植物を保護、保全する。          | ○    | ○  |    | ○  | ◎<br>環境課<br>文化財保護課 |       | ➡      | ➡      |      |
| 1-3 | 谷津を保全・管理する市民グループ支援 | 谷津の保全管理を進めている市民グループの支援策を検討する。             | ○    | ○  | ○  |    | ◎<br>環境課<br>文化財保護課 | ➡     | ➡      | ➡      |      |
| 1-4 | ナラ枯れによる雑木林の安全管理    | 近年、急速に進む雑木林のナラ枯れの現況を調査し、安全管理を図る。          |      | ○  | ◎  | ○  | ◎<br>環境課<br>文化財保護課 | ➡     | ➡      | ➡      | ★    |
| 1-5 | エドヒガンの調査と市天然記念物の指定 | 北袋の谷津に自生する市内最大の桜を市指定の天然記念物として保護する。        |      |    | ◎  | ○  | ◎<br>文化財保護課        | ➡     | ➡      |        |      |

## (2) 文化財保存活用区域2 下沼田んぼ

## 【概要】

荒川河川敷の下沼田んぼは、かつては大宮台地の崖線と水田からなる景観でした。近年はヤナギ林とヨシが繁茂しているため、文化的な景観を復原し、保存・活用を図ります。

## ① 文化財保存活用区域の説明

市域西部の荒川河川敷は、北から上沼、下沼、附歩という耕地が広がっており、上沼地区で麦と米の二毛作、下沼地区で米、附歩地区で麦と牧草の作付けが行われています。このうち、下沼地区の水田で休耕地化が進んでおり、一部でヨシ原からヤナギ林へと遷移が進んでいる状況です。

この傾向は下沼地区北部で著しく、特に高尾さくら公園、北本水辺プラザ公園、野外活動センターに挟まれた休耕地は人が立ち入れないほどヨシやヤナギ類が繁茂し、地域住民から危険な場所と認識される状況となっています。このため、この休耕地化したエリアを田んぼおよび田んぼ型ビオトープとして再生し、①田んぼの体験ゾーン、②田んぼの生き物観察ゾーンとするほか、③ノハナショウブなどの希少植物のストックヤードとして活用し、④台地崖線の斜面林と水田からなる本来の文化的景観を復原することが有効な解決策になると考えます。



現在、市は休耕地の一部で試行的にヨシを刈って田んぼを再生しており、今後は周辺を含めたエリアで保全、活用が図れるよう基本計画を策定します。

なお、同エリアは昭和 36 年(1961)の発掘調査により丸木舟が出土した下沼遺跡の範囲を含んでいるため、文化的な景観と低地遺跡の保全という観点から、文化財保存区域として設定するものです。

## ② 文化財保存活用区域の主な文化財

| No. | 名称               | 種別                     | 指定等の状況 | レッドリスト    |
|-----|------------------|------------------------|--------|-----------|
| 1   | 丸木舟              | 有形文化財(美術工芸品<br>(考古資料)) | 未指定    |           |
| 2   | 下沼遺跡             | 記念物(遺跡)                | 未指定    |           |
| 3   | マシジミ             | 記念物(動物)                | 未指定    | —         |
| 4   | アオヤンマ            | 記念物(動物)                | 未指定    | 国 NT、県 VU |
| 5   | ニホンアカガエル         | 記念物(動物)                | 未指定    | 県 VU      |
| 6   | シュレーゲルアオガエル      | 記念物(動物)                | 未指定    | 県 NT2     |
| 7   | ミクリ              | 記念物(植物)                | 未指定    | 国 NT、県 NT |
| 8   | キツネノカミソリ         | 記念物(植物)                | 未指定    | 県 NT      |
| 9   | ノハナショウブ          | 記念物(植物)                | 未指定    | 県 VU      |
| 10  | 荒川崖線の斜面林(テンノウヤマ) | 文化的景観                  | 未指定    |           |
| 11  | 下沼の田んぼ           | 文化的景観                  | 未指定    |           |

【レッドリストカテゴリー】 VU:絶滅危惧Ⅱ類 NT:準絶滅危惧Ⅰ型 NT2: 準絶滅危惧Ⅱ型

## ③ 課題・方針・事業

### a 課題

- ・休耕地化した田んぼの再生計画を策定し、整備・活用を進める必要がある。
- ・田んぼの再生後の活用と管理体制を整える必要がある。
- ・田んぼ型ビオトープで休眠から復活する希少植物の継続的な調査が必要である。
- ・田んぼの再生後に、周囲の公共施設との連携を図り、活用を図る必要がある。
- ・斜面林と田んぼで構成される文化的景観を復原する必要がある。

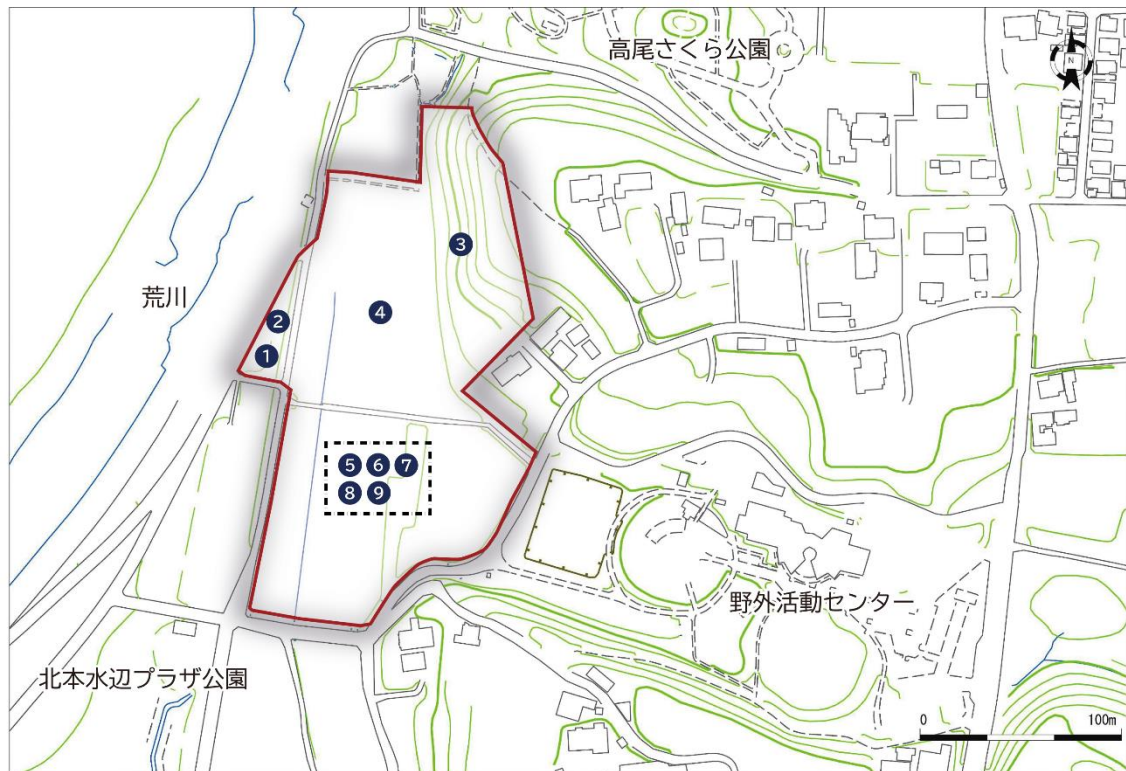
### b 方針

- ・休耕地化した田んぼの再生計画を策定する必要がある。
- ・田んぼの再生後の活用と管理体制について検討を進める。
- ・田んぼ型ビオトープで復活する希少植物の動向について調査を進める。





- ・田んぼの再生後に、周囲の公共施設との連携を図り、活用を図る。
- ・斜面林と田んぼで構成される文化的景観を復原する。



文化財保存活用区域2の概要

### c 事業

#### 文化財保存活用区域2（下沼田んぼ）に関する事業

| No. | 事業の名称                | 事業の内容                                | 実施主体 |    |    |    |                               | 事業期間        |              |              | 重点事業 |
|-----|----------------------|--------------------------------------|------|----|----|----|-------------------------------|-------------|--------------|--------------|------|
|     |                      |                                      | 市民   | 団体 | 所有 | 専門 | 行政                            | 前期<br>R8-12 | 中期<br>R13-15 | 後期<br>R16-18 |      |
| 2-1 | 下沼田んぼ再生計画の策定         | 休耕地化した田んぼの再生計画を策定し、整備・活用を進める。        | ○    | ○  |    | ○  | ◎<br>産業観光課<br>文化財保護課          | ➡           | ➡            |              |      |
| 2-2 | 田んぼの活用と管理体制の検討       | 再生後の活用と管理体制について検討を進める。               |      | ◎  | ◎  | ◎  | ◎<br>産業観光課                    | ➡           |              |              | ★    |
| 2-3 | 田んぼ型ビオトープの動植物調査      | 田んぼ型ビオトープで再生する希少動植物の継続的な調査を進める。      |      |    | ◎  | ◎  | ◎<br>産業観光課<br>環境課             | ➡           | ➡            | ➡            |      |
| 2-4 | 再生田んぼと公共施設との連携       | 再生田んぼと、周辺の公共施設との連携を図る。               |      | ◎  |    | ◎  | ◎<br>産業観光課<br>都市計画課<br>生涯学習課  | ➡           | ➡            |              |      |
| 2-5 | 再生田んぼと斜面林による文化的景観の保全 | 再生した田んぼと斜面林で構成される、復原された文化的景観の保全をめざす。 |      |    |    | ◎  | ◎<br>産業観光課<br>都市計画課<br>文化財保護課 |             | ➡            | ➡            |      |



丸木舟(下沼遺跡)



下沼の田んぼ(現況)



シュレーゲルアオガエル

### (3) 文化財保存活用区域 3 高尾カタクリ自生地

#### 【概要】

市天然記念物「高尾カタクリ自生地」は荒川以東の数少ない自生地で、かつては「アズキとき婆」の伝説の残る深い谷でした。現在は周囲の埋め立てが著しいため、周辺を整備します。

#### ① 文化財保存活用区域の説明

埼玉県における荒川以東のカタクリ自生地は、本市の高尾地区に限られ、大宮台地における最高地付近に所在しています。自生地は阿弥陀堂の谷津と宮岡の谷津の2か所で、このうち阿弥陀堂の谷津の自生地を、平成8年(1996)に「高尾カタクリ自生地」として市天然記念物に指定しました。県レッドリストのカテゴリーで準絶滅危惧(NT)にランクされています。

「高尾カタクリ自生地」は阿弥陀堂の北側斜面に広がり、3月初旬に芽を出した後、4月初旬に淡い紅色の花弁を反り返らせて咲き、5月上旬に葉を落として地中の球根で休眠に入ります。地上での生活が1年のうちの2か月間と短いのは、林床に陽が届く春季に生活を完結させるため、落葉広葉樹のサイクルに適応した結果であるといわれています。



ちなみに、カタクリの種子はエライオソームというアリを誘引する物質が付属し、アリが運ぶ範囲で分布を広げますが、自生地は北向きの斜面に限定されるため、氷期以来、この場所に遺存してきたと考えられています。

平成7年(1995)から自生地の下草刈り、常緑樹の除去、落ち葉掃きを開始し、開花期に人工授粉、5月に採種、6月に播種を継続的に行い、調査当初の開花株は12株でしたが、現在は5,000株を超えました。

なお、自生地内にはエビネ、イカリソウ、ニリンソウ、ヤマユリ、オドリコソウなどの野草も確認でき、カタクリとともに失われつつある野草の自生地となっているほか、斜面下に湧水点があり、水辺の妖怪「アズキとぎ婆」の伝説が残されています。

しかしながら、近年は谷頭部の埋め立てが進行し、周辺環境の悪化が著しく、自生地を含めた周辺を整備することが望ましいため、保存活用区域として設定しました。

## ② 文化財保存活用区域の主な文化財

| No. | 名称         | 種別              | 指定等の状況 | レッドリスト等   |
|-----|------------|-----------------|--------|-----------|
| 1   | アズキとぎ婆の伝説  | 民俗文化財(無形の民俗文化財) | 未指定    |           |
| 2   | 阿弥陀堂遺跡     | 記念物(遺跡)         | 未指定    |           |
| 3   | 高尾カタクリ自生地  | 記念物(植物)         | 市指定    |           |
| 4   | カタクリ       | 記念物(植物)         | 市指定    | 県 NT、市の野草 |
| 5   | エビネ        | 記念物(植物)         | 未指定    | 国 NT、県 EN |
| 6   | サイハイラン     | 記念物(植物)         | 未指定    | 県 NT      |
| 7   | イカリソウ      | 記念物(植物)         | 未指定    | 県 NT      |
| 8   | ニリンソウ      | 記念物(植物)         | 未指定    |           |
| 9   | 水準点(32.8m) | 記念物(地質)         | 未指定    | 大宮台地最高地点  |
| 10  | 湧水点        | 記念物(地質)         | 未指定    |           |

【レッドリストカテゴリー】 EN:絶滅危惧ⅠB類 NT:準絶滅危惧





文化財保存活用区域3の概要



高尾カタクリ自生地



高尾カタクリ自生地(整備整備)



水準点(32.8m)



イカリソウ





## ③ 課題・方針・事業

## a 課題

- ・地域で組織する「カタクリ保存会」の実情に応じた支援が必要である。
- ・自生地維持・管理等の作業に市民参加を促す必要がある。
- ・ナラ枯れなどによる日照条件の変化に伴う、自生地への草本類の侵入対策と森の再生が不十分である。
- ・自生地および周辺の環境を整備するための保存管理計画、基本構想などを作成する必要がある。
- ・市の野草「カタクリ」をさまざまな媒体で周知していく必要がある。

## b 方針

- ・地域で組織する「カタクリ保存会」の実情に応じた支援を行う。
- ・自生地の管理作業に市民参加を促していく。
- ・自生地における草本類の侵入対策とクヌギ、コナラ等の森の再生を図る。
- ・自生地および周辺の環境を整備するための保存活用計画、基本構想などの作成を進める。
- ・市の野草「カタクリ」をさらに周知する。

## c 事業

## 文化財保存活用区域3（高尾カタクリ自生地）に関する事業

| No. | 事業の名称                             | 事業の内容                                  | 実施主体 |    |    |    |                             | 事業期間  |        |        | 重点事業 |
|-----|-----------------------------------|----------------------------------------|------|----|----|----|-----------------------------|-------|--------|--------|------|
|     |                                   |                                        | 市民   | 団体 | 所有 | 専門 | 行政                          | 前期    | 中期     | 後期     |      |
|     |                                   |                                        |      |    |    |    |                             | R8-12 | R13-15 | R16-18 |      |
| 3-1 | 市指定天然記念物「高尾カタクリ自生地」保存活用計画等の策定(再掲) | 市の野草であるカタクリの自生地およびその周辺の保存・活用の計画等を策定する。 |      | ◎  | ○  | ◎  | ◎<br>文化財保護課<br>都市計画課<br>環境課 | ➡     | ➡      | ➡      |      |
| 3-2 | 「カタクリ保存会」の支援                      | 地域で組織する「カタクリ保存会」の現状に応じて支援を行う。          | ○    |    |    | ○  | ◎<br>環境課<br>文化財保護課          | ➡     | ➡      | ➡      |      |
| 3-3 | 自生地の維持・管理作業の市民参加                  | 自生地の管理作業について市民参加を呼びかけ、促していく。           |      |    | ◎  | ◎  | ◎<br>文化財保護課                 | ➡     | ➡      | ➡      | ★    |
| 3-4 | 自生地における植生の管理、再生                   | 草本類の侵入への対策と、クヌギ、コナラ等による森の再生を図る。        |      |    | ◎  | ◎  | ◎<br>文化財保護課                 | ➡     | ➡      | ➡      |      |
| 3-5 | 自生地周辺の保存・活用に向けた基本構想等の策定           | 自生地周辺を適切に整備するための基本構想、計画を関係課とともに策定する。   |      | ◎  |    | ◎  | ◎<br>都市計画課<br>文化財保護課        |       | ➡      | ➡      |      |
| 3-6 | 市の野草「カタクリ」の周知                     | 市の野草「カタクリ」の魅力と重要性をさらに周知する。             | ○    |    |    |    | ◎<br>市長公室<br>文化財保護課         | ➡     | ➡      | ➡      | ★    |



## 第10章

# 文化財の防災・防犯

### 第1節 文化財の防災・防犯に関する課題

文化財は屋内、屋外を問わず、さまざまな環境下に存在しています。このため、自然災害や人的災害などによる損壊や消失などのリスクは、常に隣り合わせにある状況です。特に近年は、暴風、豪雨、洪水、土砂災害などが激甚化し、そのリスクはさらに高まっています。また、地域のコミュニティが変化する中で、火災、盗難、破壊などの人的な災害も発生しており、文化財を適正に保存管理するための課題は少なくありません。

以下に本市の文化財において想定される災害について整理します。

#### (1) 想定される災害

##### ① 自然災害

本市は、市域の大半が大宮台地上に広がっているため、比較的地盤が安定しているとともに、水害は市域西端の荒川流域および東端の赤堀川流域の低地にほぼ限られるため、大きな水害がないまちです。このため、令和2年(2020)に発表された「首都圏184市区GNSで読み解く災害に強い街ランキング」(『SUUMO AWARD 2020』)で、総合ランキングで3位となっています。

ただし、地震ハザードマップによると、市域で最も大きな被害が想定される地震として「関東平野北西縁断層帯地震(想定マグニチュード8.1)」があり、市域の震度は6強～7と推定されています。この場合、建物の全壊率は危険度3(10%以上 20%未満)・4(20%以上 30%未満)となり、建立から年数を経た歴史的建造物などの被災が懸念されるところです。

なお、平成23年(2011)3月11日の東北地方太平洋沖地震で、市域の震度は5強を記録し、近隣市の状況と比較しても大きな被災はありませんでした。

また、水害は市西部の荒川河川敷は高水敷となっており、台地西縁部と台地を浸食する谷津で3～5m以上の浸水が想定されるほか、市域南部の江川で0.5～3m以上の浸水、市域東部の赤堀川で同じく0.5～3mの浸水が想定されています。このうち、宮内の民具収蔵庫はハザードマップの浸水域に位置していますが、浸水は0.5mにとどまっているため、水害の恐れはないと考えています。

なお、荒川の高水敷は、現状で水神や道標などの石造物が分布しています。これまで洪水に際して移動した事例はありませんが、長年のうちに埋没の恐れがあり、今後も注意が必要です。

このほか、近年の激甚化する台風などの暴風は、建造物や樹木などへの影響が大きく、とくに「石戸蒲ザクラ」(国指定天然記念物)をはじめとする老木、大木は幹や枝が毀損する恐れがあ



荒川の増水(平成13年)



り、大きな懸念点となっています。「石戸蒲ザクラ」は、令和元年(2019)10月12日の台風19号において北側の大枝が毀損し、樹形を大きく損ねた事例があります。

## ② 人的災害

人的な災害は、火災、盗難、破壊などが想定されます。これまで、市域で指定文化財が火災にあった事例はありませんが、平成17年(2005)に東間浅間神社の社殿が焼失した事例があります。また、昭和62年(1987)、山中の祖師堂(現在は解体)内に所在していた絵馬群(市指定文化財)が盗難にあった事例がありました。市域の堂庵および社殿は多くが無住のため、こうした事案が発生する恐れが常にあります。

このほか、「高尾カタクリ自生地」(市指定天然記念物)は、株を盗掘された痕跡が確認されているほか、「ムク」(市指定天然記念物)は、安全確保のために許可なく幹の中央で大きく切断された事例がありました。後者は管理者による安全管理上の行為でしたが、天然記念物の取扱いとして大きな問題があり、今後、指定文化財の適切な取扱いについて周知していく必要があります。

交通事故に関するものは、道路に面した指定文化財のうち「道標『これより石と舟とミち』」(荒井)、「庚申塔」(宮内)、「猿田彦大神」(中丸)、「道標『大師道』」(本町)が車の追突により毀損する事例がありました。

なお、人的なものでありませんが、近年はアライグマやハクビシン等の市街地への進出が顕著で、建造物の屋根裏で営巣するほか、上り下りの際に建造物を爪で傷つけるなどの事例があり、注意が必要です。



石戸蒲ザクラの毀損状況(令和元年)



庚申塔の毀損状況(平成16年)

## (2) 文化財の防災・防犯の現状

本市は毎年の文化財防火デー(1月26日)に合わせ、文化財の所有者、消防署、市が連携して文化財の防火訓練を実施しています。実施に当たっては、1月の市広報誌の「お知らせ」欄に「貴重な文化財を火災から守る文化財消防訓練」として実施日時を掲載しており、当日は関心のある市民がつどい、訓練会場における文化財の運び出しや一斉放水などの見学をしています。



防火訓練の様子(真福寺)





これまで防火訓練を行ってきたのは、2件の指定文化財を所蔵する本町の真福寺、2件の指定文化財を所蔵する本宿の天神社、1件の指定文化財を所蔵する宮内の氷川神社などで、毎年の恒例行事となっています。

### (3) 文化財の防災・防犯の課題

これまで見てきたように、自然災害のうち地震や竜巻、雪害は、建造物の耐震性を高めるとともに、仏像・石塔等の転倒、倒壊、収蔵している文化財の落下や損壊を防ぐことが必要です。また、風水害は建造物の屋根や壁の損壊、浸水、収蔵施設の浸水のほか、野外文化財の樹木の幹・枝折れ、石造物の埋没などへの対応も必要です。

人的災害のうち、火災は建造物の多くが木造であるため、火災の発生と延焼のリスクが高い状況にあり、防火設備が十分とはいえない状況があります。また、盗難や破壊は、管理体制が十分でないことや、文化財の価値が正しく理解されておらず、取扱いの不備や紛失などが生じています。

このほか、実際に災害が起こった際の対応すべき事項の明確化と周知、これを実行するための体制整備、文化財レスキューの充実などが必要です。

これらの課題を項目別に示すと以下の通りです。

- ・自然災害に対して建造物の耐震性を高める他、仏像、石塔等の転倒、文化財の落下による損壊を防ぐ必要がある。
- ・風水害による、建造物の損壊や浸水の他、野外の文化財の棄損や埋没の対応が必要である。
- ・人的災害では、木造の建造物の防火設備、盗難や破壊に対する管理体制の充実のほか、文化財の重要性について周知が必要である。
- ・災害時の対応の明確化と周知および体制整備、レスキューの充実が必要である。

## 第2節 文化財の防災・防犯に関する方針

文化財の防災・防犯に関する対応は、『北本市地域防災計画』の中で「文化財の事前対策」および「文化財の保護対策」として明記されています。このうち「文化財の事前対策」で、「文化財の収蔵・保管体制の整備」、「防火体制等の整備強化」が示され、耐震などの収蔵環境整備、防火設備や体制の整備などの予防策を図るものとなっています。

また、「文化財の保護対策」で、震災被害が生じた際の対応として、「情報の収集伝達」、「収蔵・保管施設の応急対策」、「文化財の応急対策」を「文化財保護班」が対応することとなっています。

なお、国は令和元年(2019)に「国宝・重要文化財(建造物)の防火対策ガイドライン」および「国宝・重要文化財(美術工芸品)を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」を、県は令和4年に「埼玉県地域強靱化計画」を策定しているほか、埼玉県文化財保護協会や埼玉県地域資料保存活用連絡協議会は、文化財のレスキューの研修会や検討が進められています。

これらの趣旨をふまえ、本市における文化財の防災・防犯の課題に対する方針は以下の通り





です。

- ・自然災害に対し、文化財保存施設と収蔵環境等を整備する
- ・風水害に対し、建造物の損壊や浸水、野外の文化財の保存環境を整備する。
- ・人的災害に対し、木造の建造物の防火設備、盗難や破壊を防止する管理体制を整える。
- ・災害時の対応の明確化と周知、体制を整備する。
- ・文化財レスキュー体制を整備する。

### 第3節 文化財の防災・防犯に関する事業

文化財の防災・防犯は、前項の方針で示した施設の整備、意識の向上、体制の確立、被災時の対応という4つの柱が必要です。まず、耐震・耐火などに配慮した施設を整備することで、災害などに備え、関係者や地域住民の理解を深めることで、未然の防止と迅速な対応につなげます。さらに、防災・防犯の組織的な体制を整え、関係機関と協力しながらリスクを管理するとともに、被災した際のレスキュー体制を整備することが重要で、以下にそのための事業を示します。

#### (1) 文化財の保存施設などの整備

文化財の保存施設は、文化財を管理する収蔵施設のほか、仏像などを祀る寺院などの歴史的建造物のほか、保存環境という面で、史跡や自生地などの周辺環境を含んでいます。これらを適切に継承するため、自然災害や人的被害への対策が必要です。

#### 文化財の保存施設などの整備に関する事業

| No. | 事業の名称      | 事業の内容                                    | 実施主体 |    |    |    |                      | 事業期間  |        |        | 重点事業 |
|-----|------------|------------------------------------------|------|----|----|----|----------------------|-------|--------|--------|------|
|     |            |                                          | 市民   | 団体 | 所有 | 専門 | 行政                   | 前期    | 中期     | 後期     |      |
|     |            |                                          |      |    |    |    |                      | R8-12 | R13-15 | R16-18 |      |
| 1-1 | 文化財保管施設の新設 | 防災、防犯上の観点から、文化財を安全・安心に保管するための施設・設備を新設する。 |      |    | ◎  | ○  | ◎<br>文化財保護課          | ➡     | ➡      | ➡      | ★    |
| 1-2 | 防災設備の整備    | 既存の保管施設の耐震診断や消火器などの防災設備の設置を促す。           |      |    | ◎  |    | ◎<br>文化財保護課<br>北本消防署 | ➡     | ➡      | ➡      |      |
| 1-3 | 防犯設備の整備    | 既存の保管施設等に防犯カメラ・センサーライト・警備システム等の設置を促す。    |      |    | ◎  |    | ◎<br>文化財保護課          | ➡     | ➡      | ➡      |      |



## (2) 防災・防犯意識の向上

防災・防犯への対応は、関係者や地域住民の文化財を守る意識を高めるとともに、日常から文化財の重要性を理解し、防災・防犯への知識を深めることが大切です。

## 防災・防犯意識の向上に関する事業

| No. | 事業の名称         | 事業の内容                                  | 実施主体 |    |    |    |                      | 事業期間  |        |        | 重点事業 |
|-----|---------------|----------------------------------------|------|----|----|----|----------------------|-------|--------|--------|------|
|     |               |                                        | 市民   | 団体 | 所有 | 専門 | 行政                   | 前期    | 中期     | 後期     |      |
|     |               |                                        |      |    |    |    |                      | R8-12 | R13-15 | R16-18 |      |
| 2-1 | 防災・防犯研修の参加・開催 | 防災・防犯の研修会に参加するとともに、研修会を開催する。           | ○    | ○  | ◎  | ○  | ◎<br>文化財保護課          | ➡     | ➡      | ➡      |      |
| 2-2 | 文化財の防災訓練の実施   | 所有者や消防、地域住民による防火訓練を定期的に行う。             | ◎    | ◎  | ◎  |    | ◎<br>文化財保護課<br>北本消防署 | ➡     | ➡      | ➡      | ★    |
| 2-3 | 情報共有と啓発活動     | SNSやパンフレットにより文化財の情報を周知し、防災・防犯への意識を高める。 | ○    | ○  | ○  |    | ◎<br>文化財保護課          | ➡     | ➡      | ➡      |      |

## (3) 防災・防犯体制の整備

文化財を守るためには、日常的に文化財の状況を把握する体制を整え、関係機関と連携して対応できるようにすることが重要です。

## 防災・防犯体制の整備に関する事業

| No. | 事業の名称            | 事業の内容                               | 実施主体 |    |    |    |                                         | 事業期間  |        |        | 重点事業 |
|-----|------------------|-------------------------------------|------|----|----|----|-----------------------------------------|-------|--------|--------|------|
|     |                  |                                     | 市民   | 団体 | 所有 | 専門 | 行政                                      | 前期    | 中期     | 後期     |      |
|     |                  |                                     |      |    |    |    |                                         | R8-12 | R13-15 | R16-18 |      |
| 3-1 | 文化財の所有者との連絡体制の整備 | 定期的に所有者と文化財の状況を共有し、緊急時の体制を整える。      | ○    |    | ◎  |    | ◎<br>文化財保護課                             | ➡     |        |        | ★    |
| 3-2 | 消防・警察との連絡体制の整備   | 防災・防犯にかかわる機関と情報を共有し、連携を強める。         | ○    | ○  | ◎  |    | ◎<br>文化財保護課<br>くらし安全課<br>北本消防署<br>鴻巣警察署 | ➡     | ➡      | ➡      |      |
| 3-3 | 文化財パトロール設置の検討    | 定期的に文化財の状況をモニタリングするパトロール制度の設置を検討する。 | ◎    |    | ○  |    | ◎<br>文化財保護課                             | ➡     |        |        |      |

## (4) 文化財レスキュー体制の整備

災害などによって破損、倒壊した施設内の文化財を救出し、一時的に保管するとともに応急処置を行うことができるようにすることが重要です。



## 文化財レスキュー体制の整備に関する事業

| No. | 事業の名称                   | 事業の内容                                 | 実施主体 |    |    |    |             | 事業期間  |        |        | 重点事業 |
|-----|-------------------------|---------------------------------------|------|----|----|----|-------------|-------|--------|--------|------|
|     |                         |                                       | 市民   | 団体 | 所有 | 専門 | 行政          | 前期    | 中期     | 後期     |      |
|     |                         |                                       |      |    |    |    |             | R8-12 | R13-15 | R16-18 |      |
| 4-1 | 文化財の所在地の詳細マップの作成        | 文化財の所在地を詳細に記したマップを作成し、文化財の位置を明確にする。   | ○    |    | ◎  |    | ◎<br>文化財保護課 | ➡     |        |        |      |
| 4-2 | レスキューボランティアの体制の構築と研修の実施 | レスキューボランティアの体制整備と講習・訓練を実施する。          |      | ◎  | ◎  |    | ◎<br>文化財保護課 | ➡     | ➡      | ➡      | ★    |
| 4-3 | レスキュー作業用具の整備            | 文化財のレスキューに使用する、消毒剤、段ボール、梱包材、文具類を常備する。 | ○    | ○  | ◎  | ○  | ◎<br>文化財保護課 | ➡     | ➡      | ➡      |      |

## 第4節 災害発生時の対応

## (1) 災害発生後の対応

災害時は、まず人命救助や安全・安心の確保が優先されるため、その後、文化財の保護および復旧に向けた対応を進めていくことになります。

災害発生後の対応は、まず市教育委員会が文化財の所有者および管理者に文化財の被害状況の把握と報告を求めます。市教育委員会はこれをもとに文化財の被害状況を把握するとともに、現地調査により被災状況を確認し、必要に応じて埼玉県教育委員会や文化庁などに状況を報告します。また、必要に応じて県教育委員会を通じて文化庁・独立行政法人国立文化財機構文化財防災センター(以下「文化財防災センター」という)にも情報を共有し、情報収集体制・応急措置等の対策を検討します。

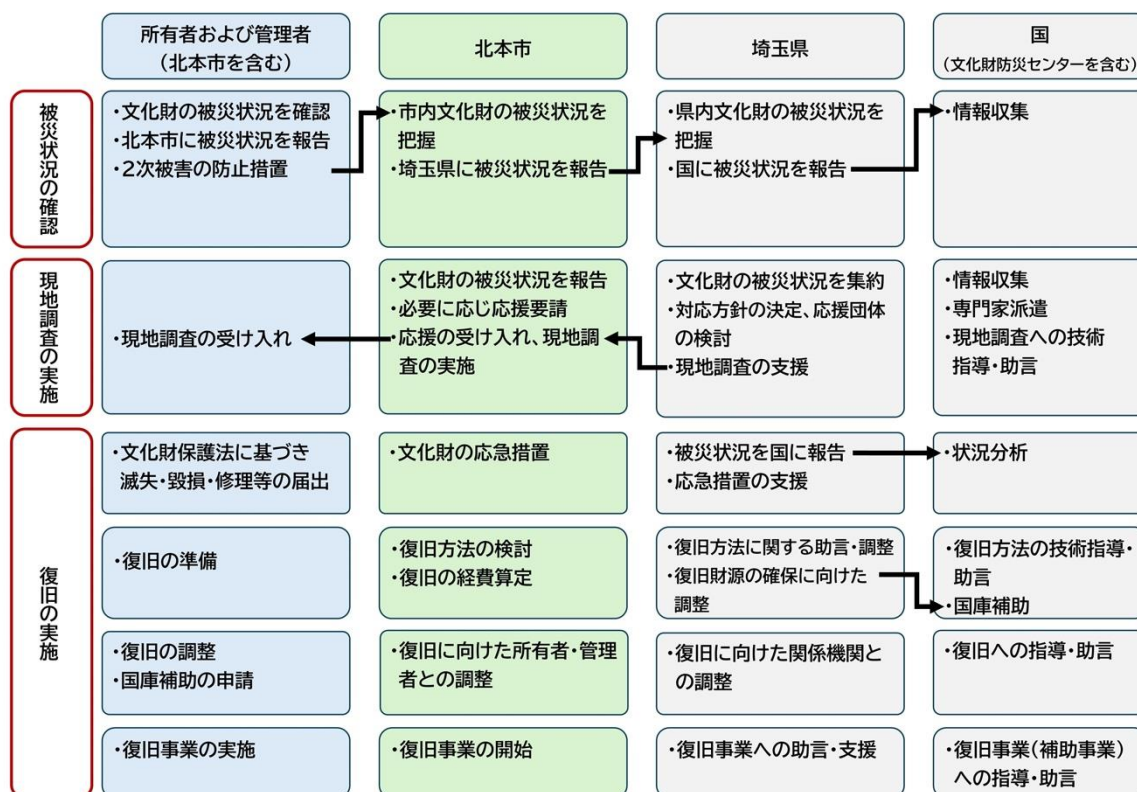
また、文化財の二次被害を防ぐため、速やかに応急措置を実施します。特に建築物の倒壊や破損など、対策に専門的な知識・技術を要する場合には、県教育委員会を通じ、文化財レスキュー事業や各種任意団体、NPO 法人等の専門家に協力を仰ぎながら、迅速に対応していきます。なお、この段階では、被災地における活動に互いに支障をきたさないよう、各団体との連携が重要になります。

## (2) 復旧活動の準備と実施

文化財の復旧作業は、各文化財の性質や被災状況を踏まえて優先順位を検討し、体制を整えたうえで準備を開始します。

文化財レスキューにあたっては、被災した文化財の修復や保全に向けた調査を行い、必要に応じて県教育委員会を通じ、文化庁・文化財防災センター・関係各機関等に専門家派遣などの支援を要請します。また、所有者や管理者と情報の共有や調整を図りつつ、専門家の指導や助言を受けながら、具体的な復旧方法を検討します。

実際の復旧活動にあたっては、必要に応じて県や他市町村への職員派遣等の支援要請を行うほか、地域・関係団体からの協力が必要になる場合もあるため、理解や協力が得られるよう、情報提供や調整等を行います。また、必要に応じて国・県の補助事業も活用します。



災害発生後の対応





## 第11章

# 文化財の保存・活用の推進体制

## 第1節 推進体制の方向性

### (1) 行政

#### ① 北本市・北本市教育委員会

本市の文化財の保存・活用に関する業務は、北本市文化財保護条例に基づき、北本市教育委員会教育部文化財保護課が所管しています。文化財の諮問機関に北本市文化財保護審議会を設置し、文化財の保護について教育委員会の諮問に応じるほか、意見を述べ、調査研究などを行っています。

庁内の主な推進体制は下表のとおりで、必要に応じて他の関係各課と連携し、また県・国などの関係機関との連携によって各事業を推進していきます。

北本市の文化財の保存・活用体制(令和8年3月現在)

| 部署名                | 計画に関する業務                                                                                                     | 配置人数等                      |
|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| 文化財保護課<br>(市教育委員会) | ・文化財の調査・研究に関すること<br>・文化財の保存・活用に関すること<br>・文化財の普及・啓発に関すること<br>・デーノタメ遺跡の整備・活用に関すること 等                           | ・職員 7 名(このうち埋蔵文化財専門職員 3 名) |
| 市長公室<br>(政策推進部)    | ・シティプロモーションに関すること<br>・広報誌および庁内報の発行に関すること                                                                     | ・職員                        |
| 政策推進課<br>(政策推進部)   | ・文化財を活かしたまちづくりの推進に関すること                                                                                      | ・職員                        |
| くらし安全課<br>(市民経済部)  | ・防火、防災、防犯に関すること                                                                                              | ・職員                        |
| 環境課<br>(市民経済部)     | ・自然保護に関すること<br>・緑のトラスト保全第 8 号地に関すること<br>・鳥獣の保護および狩猟の適正化に関すること                                                | ・職員                        |
| 産業観光課<br>(市民経済部)   | ・観光に関する情報の収集および提供に関すること<br>・観光関係団体等の育成および支援に関すること<br>・観光資源の開発・普及に関すること<br>・農業を活かすまちづくりの推進に関すること<br>・森林に関すること | ・職員                        |



|                    |                                                                                 |     |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 健康づくり課<br>(こども健康部) | ・文化財を活かした健康づくりに関すること                                                            | ・職員 |
| 都市計画課<br>(都市整備部)   | ・まちづくり条例に関すること<br>・中山道景観整備の推進に関すること<br>・都市公園の調査および計画に関すること<br>・緑地の調査および計画に関すること | ・職員 |
| 建築開発課<br>(都市整備部)   | ・史跡デーノタメ遺跡のガイダンス施設の整備に関すること                                                     | ・職員 |
| 建設課<br>(都市整備部)     | ・文化財のアクセスを向上させる道路等の整備に関すること                                                     | ・職員 |
| 学校教育課<br>(教育部)     | ・学校教育における文化財の活用に関すること                                                           | ・職員 |
| 生涯学習課<br>(教育部)     | ・社会教育における文化財の活用に関すること                                                           | ・職員 |

## ② 関係機関

- ・埼玉県教育局教育総務部文化財・博物館課    ・埼玉県立歴史と民俗の博物館
- ・埼玉県立文書館    ・埼玉県自然学習センター    ・埼玉県央広域消防本部北本消防署
- ・埼玉県鴻巣警察署    ・周辺自治体

## (2)所有者・市民

- ・文化財所有者    ・市民

## (3)団体

- ・郷土芸能保存団体連合会    ・NPO 法人北本市観光協会
- ・北本市商工会    ・合同会社くらしの編集室    ・NPO 法人北本雑木林の会
- ・NPO 法人埼玉 SOHO    ・デーノタメ縄文の杜プロジェクト    ・カタクリ保存会
- ・蒲ザクラ保存会

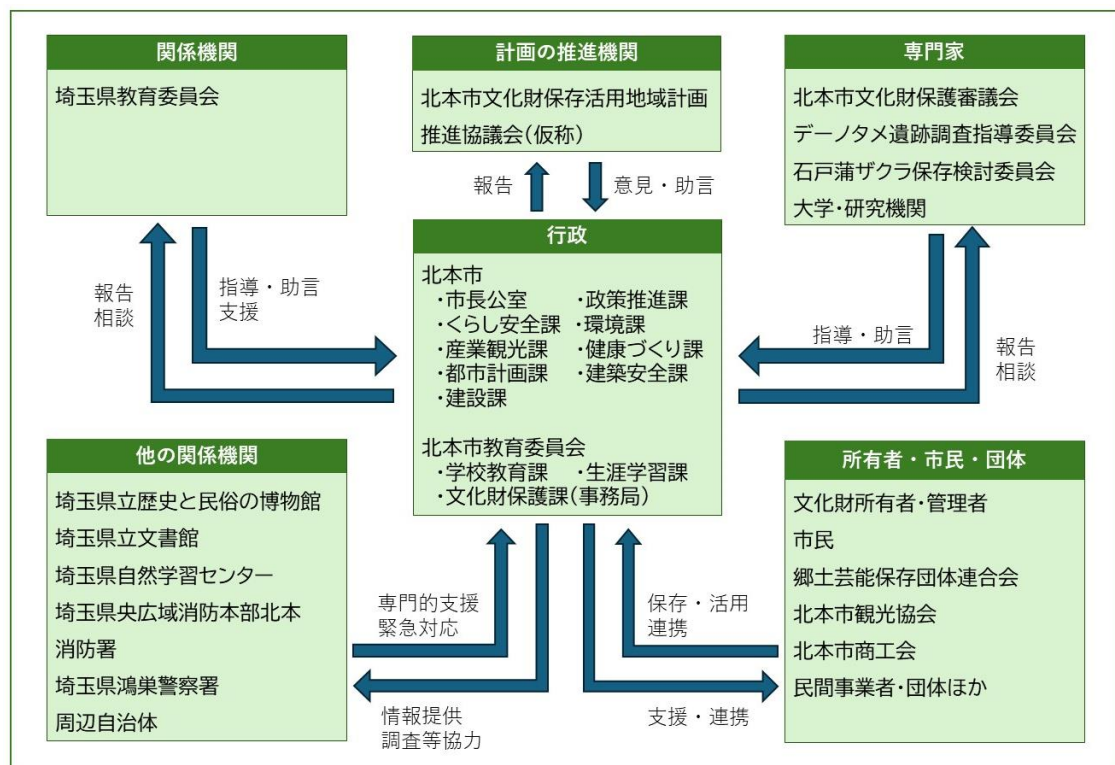
## (4)専門家

- ・北本市文化財保護審議会    ・デーノタメ遺跡調査指導委員会
- ・石戸蒲ザクラ保存検討委員会    ・大学・研究機関

## 第 2 節 今後の取組み

本計画に定める事業の推進にあたっては、北本市教育委員会教育部文化財保護課が事務局となり、事業の推進および進捗管理を行っていきます。併せて、「北本市文化財保存活用地域計画推進協議会」(仮称)を設置し、事業の推進に関する意見と助言を求めます。

また、「第六次北本市総合振興計画」(令和 8 年(2026)4 月から令和 18 年 3 月)の前期基本計画期間(令和 8 年 4 月から同 13 年 3 月)および後期基本計画期間(令和 13 年(2031)4 月から同 18 年 3 月)に合わせ、令和 13 年度に上位計画との整合性および計画の進捗状況などを「文化財保存活用地域計画推進協議会」(仮称)において評価する「中間評価」を実施するとともに、計画の見直しを行います。令和 18 年度に、計画全体の「総括評価」を実施するとともに、「第七次北本市総合振興計画」との整合に留意しつつ、第 2 期の計画を策定します。



文化財保存活用地域計画の推進体制